

第3次 東海村地域福祉計画

平成28年度～平成32年度

「お互いさま」の心でつなぐ地域の輪(和)



東海村

目 次

ごあいさつ（東海村長）

はじめに（東海村地域福祉計画推進会議アドバイザー）

序論「さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！」	1
1. 「地域福祉」ってなんだろう？	3
2. なぜ「地域福祉」が必要なんだろう？	5
3. フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携	12
4. 東海村で展開されている様々な地域福祉活動	14
5. 地域に生まれたセーフティネットワーク	16
6. 協働による地域福祉の推進に向けて	19
7. 住民の皆さんの地域福祉活動を支援します	22
8. 住民の小地域福祉活動を支援する「地域福祉の専門家」	23
9. さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！	24
第1部 地域福祉計画の策定	27
第1章 地域福祉計画とは	29
1. 計画策定の背景と目的	29
2. これまでの計画の概要と本計画との関連	30
3. 計画の策定手法	31
4. 計画の期間	31
5. 計画の位置づけ	32
第2章 東海村の地域福祉の現状	34
1. 人口等の推移と予測	34
2. 地域で起こっている課題	36
3. 住民の地域福祉活動の状況と課題	38
4. 地域福祉を取り巻く国の動向	39
第3章 計画の実施状況と見直し	43
1. 第2次計画の実施状況と課題	43
2. 第3次計画の特徴	52

第2部 基本構想	53
第1章 計画の基本理念	55
第2章 基本目標	56
第3章 施策の体系	59
第4章 通常業務体系	60
第5章 第3次計画の進行管理及び評価方法	62
第3部 施策の推進	65
基本目標1	67
基本目標2	69
基本目標3	71
基本目標4	73
共通施策	75
資料編	79
資料1 人口動態に関する統計	81
資料2 子どもに関する統計	88
資料3 高齢者に関する統計	91
資料4 障がい者に関する統計	93
資料5 地域活動に関する統計	94
資料6 地域で困っている人に関する統計	103
資料7 社会資源に関する統計	107
資料8 東海村で展開されている様々な地域福祉活動	108
付属資料	118
・東海村地域福祉計画推進会議設置要綱	118
・東海村地域福祉計画推進会議委員名簿	120
おわりに（東海村地域福祉計画推進会議委員からのメッセージ）	121
参考文献等	123

「第3次東海村地域福祉計画の策定にあたって」



東海村長 山田 修

この計画を手にとっていただいた方々へ

「あなた」は今、どのような思いでこの計画を手にとっていますか？地域福祉についてある程度ご存知で、村の新しい計画について知りたいという思いからでしょうか？それともまだ何も知らないけれど、少し興味があって読んでみようと思われたのでしょうか？

どのような状況でも、「あなた」と、この紙面でお会いできることを大変嬉しく思います。

地域福祉計画とは、子どもからお年寄りまで、あらゆる人々の幸せのため、地域の中で住民の皆さん同士が、助け合い、支え合う心を育み、その関係を形づくっていくための方法を示したものです。東海村では平成16年に第1次計画が、平成23年に第2次計画が生まれましたが、今回の第3次計画は、その集大成であり、かつ、これからの東海村の地域福祉の可能性を示したものとも言えます。

東海村では現在、たくさんの方々が、地域で支援を必要としている人々のため、活動しています。例えば、民生委員・児童委員の方々、自治会や地区社会福祉協議会で活動している方々、ボランティア団体やNPO法人を立ち上げている方々など、その他にも様々な方面で活動を行っている方々がたくさんいます。こういった方々にお会いするたび、私はこんなにも他人を思いやり、自分たちの住む地域をよくしていこうと考え、実際に行動している方々がいることに感銘を受けます。

このような温かい心が村全体に広がり、これまで以上にたくさんの方々が地域で活躍するようになれば、東海村はますます素晴らしい村となっていくのではないのでしょうか。

地域福祉の主役は「住民の皆さん」です。そして、そのために、行政は何ができるのか、それを今回の計画では中心に考え、施策の組み立てを行いました。これらの施策の目指すところは、副題にもあるとおり「お互いさま」の心づくり、地域の輪（和）づくりにほかなりません。

地域福祉を推進するための取組みは、すぐに成果が現れるようなものではなく、少しずつ人々の中に広がり、じっくり醸成されていくものです。東海村の地域福祉は、これまでの１２年間で、ゆっくりですが確実に前進しました。この歩みを止めることなく、今後も、住民の皆さんと一緒に、より良い地域をつくっていききたいと思います。

そのためにも、この計画の中では新しいことにチャレンジしてだけでなく、成果にこだわり、結果も出していきます。

しかし、行政だけの努力では限界があります。地域福祉の推進には、住民の皆さん一人ひとりの力が必要であり、そのためにも、身近な「地域」に目を向け、行動のための第一歩を踏み出していただきたいのです。

この計画を手にとってくださった「あなた」にとって、この計画が地域福祉活動を始める「きっかけ」になることを願って止みません。

結びに、この計画策定にあたりアドバイザーとしてご指導くださいました淑徳大学の稲垣美加子先生、ご尽力をいただきました「地域福祉計画推進会議」の皆さんに心より感謝を申し上げます。

平成２８年３月

はじめに

「地域福祉計画作成にあたり」 — 変わりゆく時代と変わらぬ東海村に想いを寄せて —



東海村地域福祉計画推進会議アドバイザー

淑徳大学 教授 稲垣 美加子

ここ数年日本各所で不安定な天候と、様々な自然災害に翻弄されるかのような日々が続いています。かつての高度経済成長といわれた頃には、こうした自然の力に私たちの知恵が勝利したようにも見える時代がありました。しかし、1994年の阪神・淡路大震災以降、繰り返される自然災害の前に、私たちは故郷を失ったり、住み慣れた家を失ったり、かけがえのない家族を失ったり、抗しえぬ自然の力の前に打ちひしがれる体験を重ねています。

また、昨年実施された国勢調査の結果、我が国の総人口が減少に転じたことが確認されました。そして、単に数が減少しただけでなく、その年齢別の構造、世帯構成の変化が、一人ひとりの暮らし方が孤立化する傾向を強め、従来の公私の世代間扶養の期待や制度の維持が困難になってきていることを示唆しているようにも思われます。

21世紀になって、我が国では高齢者や中年男性の孤立死（孤独死）を契機に、従来の“在宅福祉”という支援方法が限界を迎え、“誰一人見逃さない”“法の狭間をつくらない”：ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）が目指され、“地域福祉”に比重が置かれるようになりました。それ以前は、人口の高齢化を契機に、高齢者介護を中心に“在宅福祉”が志向されていました。しかし、結果として個々に社会福祉の支援ニーズを抱える人や家族を支える、あるいはニーズが発生してから支援を開始する“在宅福祉”には限界性があり、結果として“孤立死”を防ぐことができませんでした。そこで、地域住民を“利用者”としてだけとらえるのではなく、地域の“支え手”と想定し、かつ、ニーズの発生や拡大・深刻

化を予防しうる“地域福祉”へと舵をきったと思われます。

東海村はここ10年、この“地域福祉”を実体化すべく住民・民間団体（社会福祉協議会）・行政が一体となり、そしてさらには役割分担をしつつ東海村らしい“地域福祉”を模索してきました。変わる時代のニーズの中で、変わらない東海村の伝統と文化と地域を愛する住民マインドを活かして、どのような“地域福祉”を展望していくのか、行政としての覚悟と姿勢、そしてその過程が本計画に示されています。

「計画」は単なる案ではありません。行政が住民の皆様に実行を約束する契約書です。地域福祉は、住民、社会福祉協議会、そして行政の三位一体の協働によって成り立つものですが、東海村の地域福祉は、実体的なその歩みを始めてまだ12年。本計画の手法や実現可能性とも過程の段階にある部分もあります。しかし、巻末にもあるように各団体・地域を代表する住民の皆さんの参加を得て、少しずつ“住民主体”に近づきつつあります。それと同時に、多くの住民の方々の関心が高まり評価も厳しくなっているようにも思われます。

東海村の未来において、災害時にも平時にも“誰一人見逃すことなく”互いに支え合うことのできる地域をめざして、熱くも厳しい、つまりは現実的な意見交換を重ねて地域福祉の充実なることを期待しております。

こうした過程に参加をさせていただき、学ばせていただいたことに感謝を寄せて。

平成28年3月

**東海村公式キャラクター イモゾーファミリー
が、第3次東海村地域福祉計画を紹介します！**



いもジイ

本名 村野 芋治（むらの いもじ）
 ひと言 ほくほくイモが、転ばぬ先の杖を持って、明るく元気に生きていく！のんびりほっこりいきましょう！



干しバア

本名 村野 星（むらの ほし）
 経歴 元アイダホフォールズ観光大使。PRのために来日した際、いもジイと出会い結婚！いもジイと共にイモ人生を歩む（かつては村のマドンナと呼ばれる！）。



いもサク

本名 芋畑 豊作（いもばたけ ほうさく）
 性格 イモへの愛情は人（イモ）一倍で、研究熱心な頼もしいお父さん。トレードマークのハチマキをしめると、気合が入り、イモ作りの才能をさらに発揮します！



いもマミイ

本名 芋畑 里味（いもばたけ さとみ）
 旧姓：村野
 好きなこと 食べること、料理、ホームパーティー
 野望 得意な料理で東海村をPRする。



イモゾー

本名 芋畑 富蔵（いもばたけ とみぞう）
 性格 明るく行動的な男の子。
 尊敬する人 サツマイモを全国に普及させた青木昆陽（あおき・こんよう）氏。



いもジロー

本名 芋畑 二郎（いもばたけ じろう）
 性格 一族集まって以来の天才。
 尊敬する人 行動的な兄・イモゾー



かおりん

本名 芋畑 香（いもばたけ かおり）
 お気に入り 東海村の風景
 野望 趣味の写真で、東海村の魅力をPRする。



序 論

さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！

1. 「地域福祉」ってなんだろう？
2. なぜ「地域福祉」が必要なんだろう？
3. フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携
4. 東海村で展開されている様々な地域福祉活動
5. 地域に生まれたセーフティネットワーク
6. 協働による地域福祉の推進に向けて
7. 住民の皆さんの地域福祉活動を支援します
8. 住民の小地域福祉活動を支援する「地域福祉の専門家」
9. さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！



序論

さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！

1. 「地域福祉」ってなんだろう？

皆さんは、「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか。「地域福祉」とはいったいどのようなものなのか、そして、誰のためのものなのかご存知でしょうか。

分かりやすく説明すると、次のようになります。

「地域福祉」とは…

地域に暮らす全ての人が、
住みなれた家庭や地域、あるいは施設において、
自分らしく安全で安心した生活を送ることができるよう、
同じ地域に暮らす仲間同士がお互いを大切にして、
地域全体で支え合っていくこと。
また、そのような関係を、みんなが協力してつくっていくこと。

いかがですか。なんとなく理解していただけたでしょうか。このわずか6行の中には、とても大切な思いが3つ隠れています。

ポイント①「地域に暮らす全ての人」(地域福祉の「対象」)

皆さんは、地域にどんな人たちが暮らしているのか、考えたことはあるでしょうか。地域には、生まれたばかりの赤ちゃんから100歳以上の高齢者まで、男性も女性も様々な人たちがいます。これは年齢や性別から見た分け方ですが、別の見方もできます。

例えば、体や心の状態から見れば、健康で元気あふれる人、様々な病気で悩んだり苦しんだりしている人、寝たきりや認知症で介護を必要としている人、障がいを持っている人などがいます。このほかにも、経済的に余裕のある人とそうでない人、働いている人と働いていない人、働きたくても働けない人、会社を退職したばかりの人、ひとり暮らしの人、結婚したての若い夫婦、高齢者のみの家族、逆に10人以上の大家族などなど…。

また、少し視野を広げると、国籍、言語、宗教や思想など、社会にはさらに多くの見方が存在し、それらによる違いが人々の多様性を生み出しています。

他にも、住所は他市町村にあって、仕事や学業で一日のある時間だけ、また一年のある時期にだけ東海村に来ている人もいます。

このように「地域に暮らす全ての人」というのは、多様な暮らし方をしている全ての人たちを指します。当然、この中には、今、この文章を読んでいる「あなた」も含まれます。

ポイント②「住みなれた家庭や地域、あるいは施設において、自分らしく安全で安心した生活を送ることができる」(地域福祉の「目標」)

「地域に暮らす全ての人」の中には、病気、加齢、離婚、家族との死別、経済的問題など様々な原因によって、住み慣れた家庭や地域から離れざるを得ない人や、心配ごとを抱えて安心した生活を送ることができない人たちが少なからずいます。

これらの人たちが抱える様々な問題を「生活課題」(「生活のしづらさ」のこと)といいます。このような人たちが、生活課題を軽減・改善し、誰にも遠慮したり気兼ねしたりすることなく自己実現 (※¹) できること、ましてや、差別や偏見の目にさらされたり排除(邪魔者扱い)されたりすることなく、かけがえのない存在として社会活動や文化活動に参加できるようにするためにはどうしたらよいのか、みんなで考える必要があります。このような考え方を「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂) (※²)」といい、地域住民が、お互いに相手のことを「自分のこと」として共感的に理解しようと努力し、日常的に支え合うことのできる地域を創り出すことを、地域福祉は目標としているのです。

また、私たちは東日本大震災という未曾有の災害を経験し、災害時に互いに支え合うことの重要性や、平常時からソフト・ハード両面において災害に強いまちづくりを進めていくことの重要性も学びました。地域福祉には、地域の安心・安全を実現していく役割も求められています。

ポイント③「仲間同士、地域全体で支え合っていく」(目標を実現するための「手段」)

皆さんは「向こう三軒両隣」という言葉をご存知でしょうか。これは、「普段から親しくつきあうご近所」という、「地縁」を表した言葉です。自分の家の向かい側にある三軒の家と自分の家の左右の二軒の家を指し、一昔前、私たちはこの関係の中、生活上の様々な場面で助け合って暮らしていました。

しかし、様々な要因から、人と人とが出会ったり関わったりする機会が減り、今では、この言葉自体が、あまり使われなくなってきました。

つまり、地域福祉とは、全ての人が自分らしく安心した生活を送ることのできる社会をつくるため、また、災害時でも住民同士が助け合っていけるよう、この「向こう三軒両隣」という言葉に表されるような、地域の支え合い意識と支え合いの関係を「取り戻す」こと、ないしは「新しく形づくっていく」ことであり、そのための活動にみんなが参加し、ともに考え、一緒に行動していくことが大切なのです。



¹ 自己実現・・・人々が自分の人生や生活において、自らの目標に対し可能性を最大限に発揮しその実現のために努力すること。

² ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)・・・「誰一人見逃すことなく全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

2. なぜ「地域福祉」が必要なんだろう？

「地域福祉」という言葉が理解できたところで、なぜ今、地域福祉を推進する必要があるのかについて考えていくことにしましょう。

「生活課題」を持っている人は、自分らしい生活をするために、まず、自分自身や家族で生活課題の解決に向けた努力をします。しかし、本人や家族の努力だけでは生活課題を解決できない場合もあります。このような場合は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」）やNPO活動・ボランティア活動をしている皆さんの協力を得ながら、村社会福祉協議会（以下「村社協」）や行政が生活課題の解決に乗り出すことになります。

ところが、近年、経済格差の拡大や、少子高齢化による人口構成の逆ピラミッド化などが急速に進み、民生委員や村社協、行政の努力や、今までの「仕組み」では解決できない生活課題が増えてきていて、一人ひとりの求めに応じたきめ細かな対応をしていくのが難しくなっています。

生活課題がこれほど増えてきた原因は、具体的には以下のような社会の変化やその影響があり、これによって、地域社会の「つながり」や「絆」が弱まり続けていることにあります。



（１）社会の変化

20世紀末から経済の仕組みやスピードが急に変わったことにより、激しい競争社会となり、21世紀に入ってから、自己責任社会（一人ひとりが自分の生き方や生活に自分で責任を持たなくてはならない社会）ということが、強く叫ばれるようになりました。

そのため、定年退職するまで同じ企業で働き続けられる「終身雇用」が崩れたり、企業の社員に対する福利厚生制度が少なくなったりしています。また、「派遣労働（※³）」や「非正規雇用（※⁴）」の増加など、雇用形態（会社での雇われ方や働き方の形）や産業構造の変化によって、「新たな貧困」や「格

³ 派遣労働…事業主（派遣元）が、自分が雇用する労働者を自分のために労働させるのではなく、他の事業主（派遣先）に派遣して、派遣先の指揮命令を受けて派遣先のために労働させること。派遣労働者は、正規雇用労働者に比べて人件費が安いことなどから、一般企業が人件費を圧縮する手段として労働者派遣会社を利用する傾向が高まり、このことが低収入の派遣労働者を増大させ、いわゆる格差やワーキングプアの原因の一つとなっている。

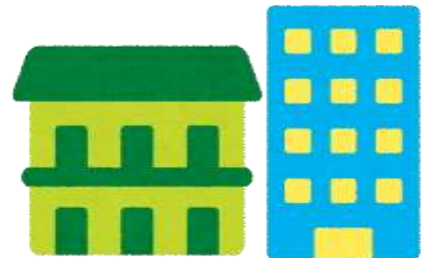
⁴ 非正規雇用…正規雇用以外の雇用形態のことで、一般的に、有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者などをいう。非正規雇用の労働者は正規雇用と比べて給与が少ない、退職金がない、雇用が不安定、社会保険等による身分保障がないなど、待遇面で差別化されることが多い。

差」が増大してきました。このような状態は若年層にも広がっており、さらには、貧困家庭で育った子どもたちが大人になって貧困に陥ってしまうという「貧困の連鎖」の問題も出てきました。

（２）住環境の変化

マンションやアパートなど、集合住宅がたかさんできたことにより、人々の暮らし方が一軒一軒の家の内側に向き、「隣に誰が住んでいるのか分からない」とか、「知りたくもない」といった暮らし方をする人も珍しくなくなりました。また、生活も便利になり、電話やインターネットでの買い物、その後の宅配も充実し、非対面のコミュニケーションで不便なく暮らせるようにさえなってきました。

その結果として、近隣の助け合いが昔ほど必要ではなくなりました。便利になったことは良いことですが、隣に誰が住んでいるのか分からなければ、いざというときに、助けたり、助けられたりすることができません。



（３）価値観の変化

人々の価値観（「何にどういう価値を認めて優先するか」という考え方）が変わってきました。人と関わることが苦手だったり、隣近所との関わりを「わずらわしい」と感じて拒む人、近所の人に無関心な人が増えました。意識的に玄関に表札を出さない人もいます。それ故でしょうか、自治会など“互助”の基礎となる活動を行う地域自治組織への加入の必要性を感じる人が減り、自治会の加入率も停滞傾向にあります。

（４）家族の形の変化

核家族の増加や核家族の多世代化（※⁵）により、家族の人数が少なくなりました。また高齢者のひとり暮らしや夫婦ふたり暮らしが増え、孤独感を抱いたり、急な病気や災害など、いざというときの不安を抱える高齢者が増えました。

一方で、「子育てのベテラン」である高齢者と一緒に暮らさなくなった（暮らせなくなった）ことなどにより、育児について誰にも相談できず不安を抱える若い夫婦なども増えています。さらに、一昔前までは当たり前だった「親の面倒は必ず子どもがみる」といった考え方にも変化が生じていることが、高齢者のみの世帯の増加につながっています。



いかがでしょうか。このような背景により増加している生活課題は、その数の増加だけでなく、種類も増え、内容も深刻化しています。

次に、生活課題の解決をより難しくしている要因を見てみましょう。

⁵ 核家族の多世代化…核家族が２世代目、３世代目と繰り返されている状態を指す。

(1) 制度の狭間^{はざま}（制度と制度の谷間）で苦しむ人々

村社協や行政による公的福祉サービスが充実しても、公的福祉サービスが持つ限界があります。現在の社会福祉制度も、他の制度同様、高齢者、障がい者、児童など、対象ごとの「法の縦割り」に沿ってつくられています。これは、国の法律や制度がそうになっているため仕方のない面もありますが、そのため、制度の狭間にある問題や、新しく生まれてきた問題には対応できず、苦しむ人たちが出てきています。



(2) 制度の基準に合わないニーズ

村社協や行政による公的福祉サービスは、基準に合えば誰でも利用することができるという優れた面を持っていますが、反面、基準に少しでも合わなければ、サービスを利用することが難しいということになります。これは、基準に合わないニーズを抱えて困っている人にとって切実な問題であるとともに、サービスを提供する側の悩みでもあります。実際のケースでは、サービス提供側も「何とかサービスを提供したいけれどできない…」という矛盾に悩むことが、決して少なくありません。

(3) 身近なセーフティネットにつながろうとしない人々

生活課題を持っている人の中には、周りの人たちが支援の手を差し伸べようとしても、「ほうっておいてくれ!」「私はいいいです」などと拒否する人もいます（専門的には、健康や生命が危険なのに「ほうっておいてくれ!」などと主張し続けることを「セルフネグレクト」といいます）。しかし、その人が言うとおりにほうっておいたら、場合によってはさらに状況が悪化する可能性も出てきます。

このように、「周りの人が支援の必要性に気づいているのに支援できない」という状態にある人をどうするか、ということも課題です。



(4) 既存の施策では応え切れない「ちょっとしたニーズ」への対応

電球の交換、体調が悪いときのごみ出し、墓参りの手助け、入院中の猫の世話など、ちょっとした手伝いは、公的福祉サービスで支援すべきかどうか判断に迷うニーズです。実際の支援の場面では、ほかの生活課題と組み合わさった形でこのようなニーズが数多く確認されます。このような



「ちょっとしたニーズ」が単独で訴えられた場合には、サービス提供者の配慮や工夫で対応できますが、そうでない場合には、既にある公的福祉サービスでは応えられないことが多くあります。

(5) 意識から生まれる問題、社会的排除（差別や偏見の目にさらされたり邪魔者扱いされること）の対象になりやすい人の問題

世の中には、様々な理由で、人とのコミュニケーションがうまく取れない人がいます。また、このような人たちに加え、家族の介護に疲労を深めている人たち、自死遺族（自殺によって愛する家族を失った人たち）、低所得者、生活習慣や言語の異なる人たちなどは、地域社会から理解を得ることが難しい場合もあり、社会的に排除されやすく、このような人たちが孤立化してしまうことがあります。

(6) “重複して課題を抱える世帯”への対応

地域の中には、「認知症のお母さんを精神障がい⁶の娘さんが介護している」
とか、「経済的な困窮^{こんきゅう}（生活費がない、医療費が支払えない、たくさん借金をしているなど）に加えて、児童虐待（※⁶）の問題も抱えている」、「育児をしながら親の介護をしている」など、対応すべき問題は複合的（様々な問題を同時に抱えている）なのに、相談機関では自分の担当する分野にしか専門的な対応ができないという問題があります。

このような問題には、様々な部署の関係者がこれまで以上に連携して、問題の解決に当たらなければなりません。それだけでなく、責任を持って複数の制度を組み合わせる専門家の育成や配置も必要です。

(7) サービスに関する情報が届かず、うまくサービスを利用できない人の問題

福祉サービスの利用に関しては、広報紙やホームページ、SNS（※⁷）、チラシやパンフレットの活用などにより、一昔前に比べてより多くの情報が村民の皆さんに届くようになりました。しかし、生活課題を持っている人たちの中には、それらの資料を読まなかったり、判断能力に課題があり内容が理解できなかったり、サービスにたどり着く方法が分からないなどの理由で、必要な情報が得られない人たちもいます。

福祉サービスは、基本的に申請によってサービスの利用ができる「申請主義」がとられているため、対応がとられないまま深刻な問題につながる可能

⁶ 児童虐待…親（または保護者）によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為のこと。虐待のタイプは、①身体的虐待、②ネグレクト、③性的虐待、④心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは、複数のタイプが混在していることもある。

⁷ SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上の交流を通して、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士、趣味仲間、近隣地域の住民同士など、ある程度閉ざされた世界での密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。

性も出てきます。また近年、社会福祉サービスは、従来の措置制度（※⁸）から契約制度や利用契約制度へと移行し、サービス利用者本人の主体性や責任でサービス利用の手続きをすることが求められています。これにより、先に述べたセルフ・ネグレクトの方など、サービス利用が必要で、かつ、その資格もあるにも関わらず、サービス利用が困難になる方も増えています。



（８）「地域移行」に伴う問題

「地域で自分らしく暮らしたい」という願いに応え、障がい者が病院や施設から出て、地域へ移行できるようにするための政策を国が進めていますが、このような動きに対処するため、障がい者を地域で受け入れ地域で支える「仕組み」づくりが求められています。具体的には、公的福祉サービスの強化、福祉と保健、医療との連携、住宅の確保、就労支援、居場所づくり、地域社会との関係づくりなど、たくさんあります。

いかがですか。対応が難しい生活課題がたくさんあることをご理解いただけたと思います。

このように、どんどん数が増え、多種多様になってきた生活課題に対応するためには、これまでのように、村社協や行政の提供する公的福祉サービス中心のやり方だけでは、数の面でも質の面でも対応に限界があります。

そこで、公的福祉サービスの更なる充実強化と合わせて、住民の皆さんが地域の実情に対応できるように工夫を凝らした、公的福祉サービスとは違う、新たな、そして手づくりのサービスが必要になってきたのです。



いもジロー

⁸ 措置制度…要支援者に対し、行政がサービスの実施の可否、サービスの内容、提供主体等を決定して、「行政処分」という形でサービスを提供し、サービス提供者には、行政がその費用を公費で支払う仕組みをいう。戦後の日本で、長い間提供されてきた。

防災・減災対策と「地域福祉」

地域福祉を推進する理由はほかにもあります。それは「災害に備える」ということです。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、村も大きな被害を受けました。震度6弱の揺れにより、電気・上下水道・ガス等のライフライン機能が停止、道路や家屋の損壊、津波による耕地の浸水が発生し、村内15か所の避難所に3,500人以上が避難したのは、まだ記憶に新しいところです。また、村には多数の原子力施設があり、平成11年にはJCO臨界事故も経験しています。そのため、自然災害だけでなく、原子力事故も念頭においた防災・減災対策を考えていかなければなりません。

これまでも村では、震災を教訓とし、住民の皆さんとも協議しながら、様々な面で対策を講じてきました。例えば、「地域防災計画」の大幅な見直し、他の自治体や事業者などとの「災害時相互応援協定」の締結、基幹避難所への井戸や備蓄倉庫の設置、「基幹避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」、「災害時職員行動マニュアル」の作成、それに、高齢者や障がい者など、災害時に自力避難等ができない方たちを地域で支援するための計画である「東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」（災援プラン）の策定などです（右ページ参照）。

しかし、計画やマニュアルがあるからといって油断はできません。災害時には行政職員も被災したり、災害の規模が予想を上回ることも考えられ、行政の力だけで被災者全員のニーズにきめ細かく対応することができるとは限らないからです。

そのため、住民の皆さんには、各家庭で食料品や日用品を備蓄しておくことはもちろん、緊急時の連絡方法を確認したり、さらには日頃からご近所同士、地域社会とのつながりを大事にし、非常時に助け合える体制をつくっておくなど、想定外の被災にも柔軟に対応できる“地域の力”を強化しておく必要があります。

現在、村内では、「東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」（災援プラン）をもとに、単位自治会ごとに自主防災組織が立ち上がり、地域の高齢者や障がい者の避難を自分たちで支援する体制が整いつつあります。これは「自分たちでできることは自分たちでやろう」という住民の皆さんの気概が生んだものです。今後は、これまで以上に住民の皆さん同士で、また、行政も一緒になって、地域の防災・減災対策を考えていく必要があります。

もちろん行政は、これだけではなく、行政としてやらなければならない、福祉避難所のシステムの確認及び再検討や、災害時の支援ネットワークの組織化と運営方法の検討などを村社協と連携して行い、いつ起こるか分からない災害に備えていかななくてはなりません。

近年、日本各地で台風、豪雨、竜巻など様々な自然災害が頻発しており、平成27年9月には、茨城県内でも常総市が大水害に見舞われました。その際は、行政や村社協の職員のほか、村民の方々がボランティアとして現地に赴きました。今後は、近隣自治体同士で、また相互応援協定締結自治体や事業者とも、日頃から災害時の支援体制、支援受入れ体制を確認しておくことも求められています。

ほかにも、防災・減災意識の啓発や、計画の実効性の強化、不具合の修正などを目的に、定期的に避難訓練・避難所の運営シミュレーションなどを実体験するような機会を持つことも必要です。

東海村の防災・減災対策

地域防災計画

防災に関する総合的な指針及び対策計画を定めたもので、村、県、指定地方公共機関等がその有する全機能を有効に発揮して、村内における災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画です。災害の種類に応じて、地震・津波・風水害・原子力災害の4編に分けられています。

東日本大震災の教訓を活かして平成24～25年度に各計画の全面改定を行いました。さらに、平成25年6月に改正災害対策基本法が公布され、新たに制度が変更されたことに伴い、平成26年8月に改定しました。

災害時相互応援協定

地震や豪雨などによる大規模災害が発生した際に、飲料水及び食料、生活必需物資の供給や、職員、ボランティアの派遣、高齢者や障がい者など要支援者を中心とした避難者の受入れなどを互に行い、災害時における応急対策、復旧対策を円滑に行うことを目的に、平成23～24年度にかけて国内の4自治体と締結しました。

協定締結自治体

三重県菰野町（こものちょう）、長崎県川棚町（かわたなちょう）、
富山県砺波市（となみし）、新潟県妙高市（みょうこうし）



基幹避難所運営マニュアル・福祉避難所運営マニュアル

災害時に開設される避難所のうち、優先して開設する避難所を「基幹避難所」といい、コミセン・総合体育館など9か所を指定しています。また、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病人のうち「特別の配慮を必要とする者」を一時的に受け入れてケアする避難所を「福祉避難所」といい、「総合福祉センター『絆』」、「なごみ・総合支援センター」がその役割を担います。

平成25年度に策定され、各マニュアルの中で、避難所の運営に係る行政の平常時・災害時の取組みをまとめました。

災害時職員行動マニュアル

東海村地域防災計画に基づき、項目別に具体的な行動内容を時系列的に定めたもので、本村職員が実際に災害対応を行う際の手引きです。平成24年度に作成され、その後平成26年度に改定されました。

東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画（災援プラン）

災害時に自力や家族で避難したり、災害情報を入手したりすることが難しい高齢者や障がい者（「避難行動要支援者」といいます）の情報を自治会や民生委員などの「地域の支援者」と共有し、災害が発生したときには、「地域の支援者」が避難行動要支援者に対し、安否確認や避難誘導を行うための仕組みについてまとめた計画で、この計画に基づき、単位自治会ごとの自主避難体制づくりが進められています。

平成23年度に策定され、その後、平成25年の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、平成26年度に改定されました。

3. フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携

村社協や行政、そのほか様々な関係機関が行う、生活課題を抱えている人を支援するための法や制度に基づいた公的福祉サービスを、専門的には「フォーマルサービス」といいます。「公が責任を持つべき、制度化されたサービス」という意味です。

一方、支援が必要な人たちの家族、親戚、友人・知人、近隣住民、ボランティアなどが提供するいわば“手づくりサービス”，あるいは愛情や友情、時には責任感などから周囲の人に関心を寄せ、何らかの“世話”をすることを、「インフォーマルサービス」といいます。「制度化されていないサービス」という意味です。

両者には、それぞれ下図のような長所と短所があり、お互いがお互いを必要とする関係にあります。

地域の生活課題を発見し、それを軽減・改善して、全ての人に「自分らしい暮らし」を送ってもらえるようにするため、また災害時に備え、全村的な防災体制をつくっていくためには、フォーマルサービスとインフォーマルサービスとが、それぞれの得意分野を活かしながら、また、足りないところを補い合いながら連携していく必要があるのです。

フォーマルサービスとインフォーマルサービスの関係（イメージ）



★ちょっと解説★

実際には、フォーマルサービスとインフォーマルサービスは明確に区分することが難しいという側面もあります。例えば、本来インフォーマルな組織であるNPO法人がフォーマルサービスである介護保険サービスを担っていたり、対価が伴う有償サービスを行う住民がいたりします（“有償ボランティア”と呼ばれることもあります。東海村では対価が伴う住民活動の呼称を“有償サービス”で統一しています）。

また、村社協は、このフォーマルサービスとインフォーマルサービス両方に関わる存在でもあります。特にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※⁹）としての役割においては、自らがフォーマルサービスを担いながら、インフォーマルサービスの支援者として“黒子のような役割”を果たしています。

当然、行政もフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスが円滑に機能するよう、基盤整備やネットワークの構築、各種資源間の連絡調整など、“フォーマル”であることの責任を果たしていく必要があります。



イモマミィ

⁹ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）・・・地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識・技術を有するスタッフをいう。地域を基盤とし、関係機関と連携しながら、サービスを調整して支援が必要な人に結びつけたり、新たなサービスの開発に向けた世論の喚起や、行政への働きかけなども行う。

4. 東海村で展開されている様々な地域福祉活動

これまで村社協や行政では、「日本一の福祉のまち」を目指し、様々なフォーマルサービスを提供してきました。また、それぞれの職員も、日頃から住民の皆さんの意見を聞き、それを業務の改善に反映させようと努力をしています。

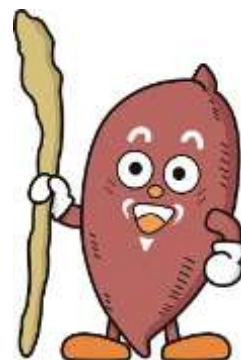
しかし何といっても東海村の一番素晴らしいところは、地域の住民やNPO法人、ボランティア等によるインフォーマルサービスが、非常に活発な点です。

普通、比較的財政力のあるまちでは、住民が「まちはお金があるんだから、自分たちが手を出さなくても、行政がやればいいだろう」とか「業者にお金を払ってやってもらえばいいじゃないか」という気持ちになりがちで、「自分たちの地域の福祉を自分たちで考えようよ」「自分たちでできることは自分たちでやろうよ」という気持ちには、なかなかないことが多いものです。

ところが東海村では、介護保険制度などのように社会福祉サービスの一切が契約制度に移行することに対応する形で、全国に先駆けて、NPO活動がフォーマルサービスを担ったり、有償サービスが活躍したりと、従来のフォーマル・インフォーマルの区別を超えた、多様な活動（資源）が展開しつつあります。地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の地域での活動なども、フォーマル・インフォーマル双方の性格を持つ、新しい活動ともいえるでしょう。

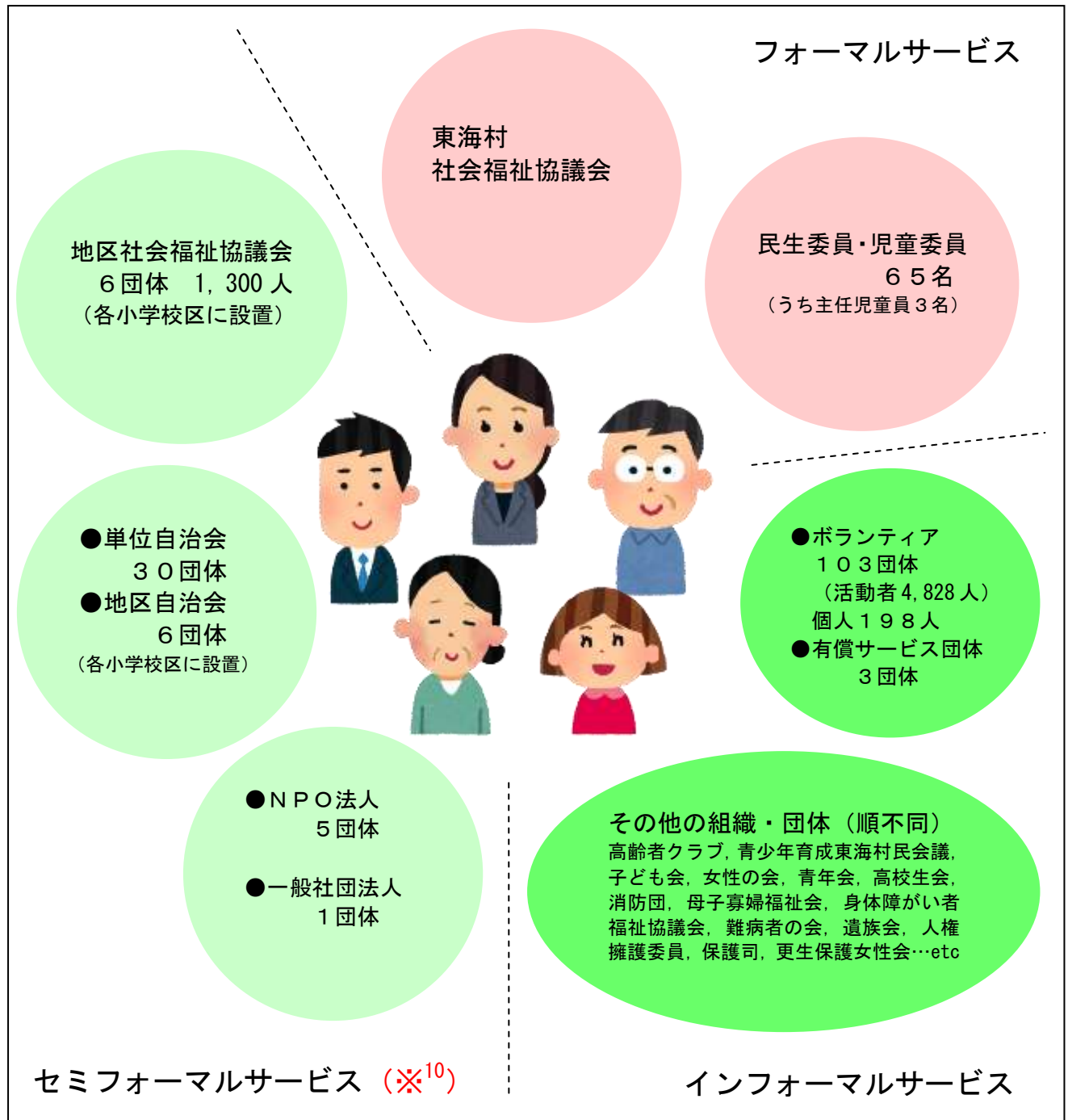
このようなことが可能となったのも、村社協や行政が住民の皆さんとの話し合いや勉強会を重ねながら、地域福祉の大切さについて、長年にわたってともに学んできたことや、住民の多くがそれを理解し行動してくれたことが大きな力となったためです。このような多様な活動により、「新たな支え合いの仕組み」として、幅広いインフォーマルサービスが展開され、生活課題を持つ多くの人たちに、多種多様な支援の手を差し伸べられるようになってきました。

このインフォーマルの力は、東日本大震災の際にも大いに発揮されましたし、その後もさらに、震災の経験を活かした単位自治会ごとの自主防災組織の立ち上げや自主避難体制づくりにつながっており、このような住民の皆さんの活発な地域活動やボランティアな活動は、村にとって誇るべき財産とも言えます。



いもジ

東海村で展開されている様々な地域福祉活動



「東海村で展開されている様々な地域福祉活動」の人数，団体数については，平成27年9月末時点のものです。それぞれの活動の詳細については「資料編（108～117 ページ）」に掲載しましたので，ご覧ください。



イモゾー

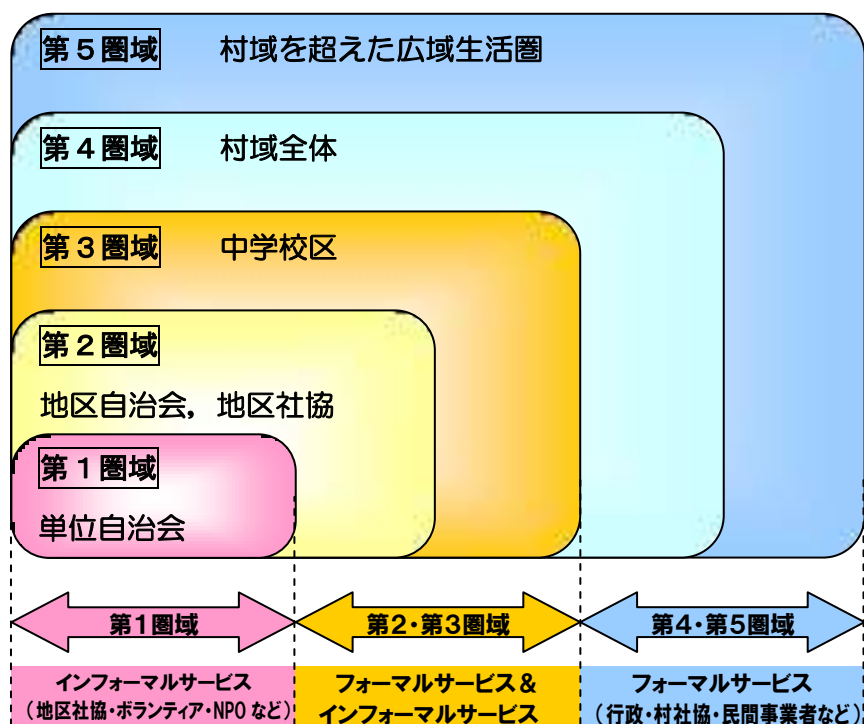
¹⁰セミフォーマルサービス…東海村独自の用語。フォーマルとインフォーマルの双方の性格を持つ組織・団体の活動を指す（例：介護保険事業を行っているNPO団体）。

5. 地域に生まれたセーフティネットワーク

地域の中で支援を必要としている人に、必要な支援を、必要なときに届けるためには、フォーマルサービス、インフォーマルサービスの更なる充実強化はもちろん、フォーマルサービスとインフォーマルサービス、さらにはその中間的サービスであるセミフォーマルサービスが連携し、網の目のようなネットワークを組んでいく必要があります。

下の図をご覧ください。これは、東海村及び東海村を含む広域的な地域の中でフォーマルサービス、インフォーマルサービス、さらにはその中間的サービスであるセミフォーマルサービスが最も効果的に提供される範囲を表したもので、「地域福祉推進圏域」といいます。

「地域福祉推進圏域」と、提供されるサービスのイメージ



圏域	提供されるサービス
第1圏域	「向こう三軒両隣」などの、近隣や地域住民による支え合いを中心としたインフォーマルサービスが重点的に提供される。
第2圏域 第3圏域	村社協や行政、民間事業者が提供するフォーマルなサービスと、地区社協やNPO法人、ボランティアが提供するインフォーマル・セミフォーマルサービスとが重層的に提供される。
第4圏域	村社協や行政が民間の協力を得つつも、公としての責任を持ってフォーマルサービスを提供する。
第5圏域	現時点では未整備である自治体の枠を超えたネットワークを構築した上で、フォーマルなサービスを展開することを目指す。

村社協や行政、関係機関等は、主に第4圏域（村域全体）でサービスを提供しており、日頃から情報を共有し、機関連携していくことで、福祉・保健・医療サービスを包括的に提供するための体制を強めてきました。これによりフォーマルサービス同士の連携はある程度進んだといえるでしょう。

注目していただきたいのは、第2・3圏域（小学校区エリアから中学校区エリア）です。これらは、住民の皆さんによる地域福祉活動が活発に行われているエリアで、多様な主体によるサービスが展開されています。その結果、フォーマルサービスとインフォーマルサービス、さらにはその中間的サービスであるセミフォーマルサービスの連携も進んでおり、今では、地域の中に地域福祉のネットワークが網の目のように広がっています（次ページの図参照）。

しかし、この網の目は、まだまだ粗いといわざるを得ません。住民の生活課題がより困難化・重度化・複雑化している一方で、地域のつながりは希薄化してきています。そこで、小さな生活課題も見逃がさないようにするためには、地域に張り巡らされた各種のネットワークを相互につなぎ合わせたり重ねたりして、網をより広く、またより細かくしていく必要があります。

つまり、ネットワークは1つだけでなく、様々な種類のものが幾重にも張り巡らされていることが理想です。1つのネットワークが遮断されてしまったときでも他のネットワークがあれば、それですくい上げることができる可能性が高いからです。村社協や行政など、公的機関がその責任として担うセーフティネットに、各種サービスのネットワークが重なることで、結果としてセーフティネットが幾重にも重なることになります。これを「セーフティネットワークの重層化」といいます。今後村では、このような重層的なネットワークをつくっていきたいと考えています。

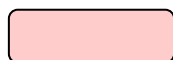
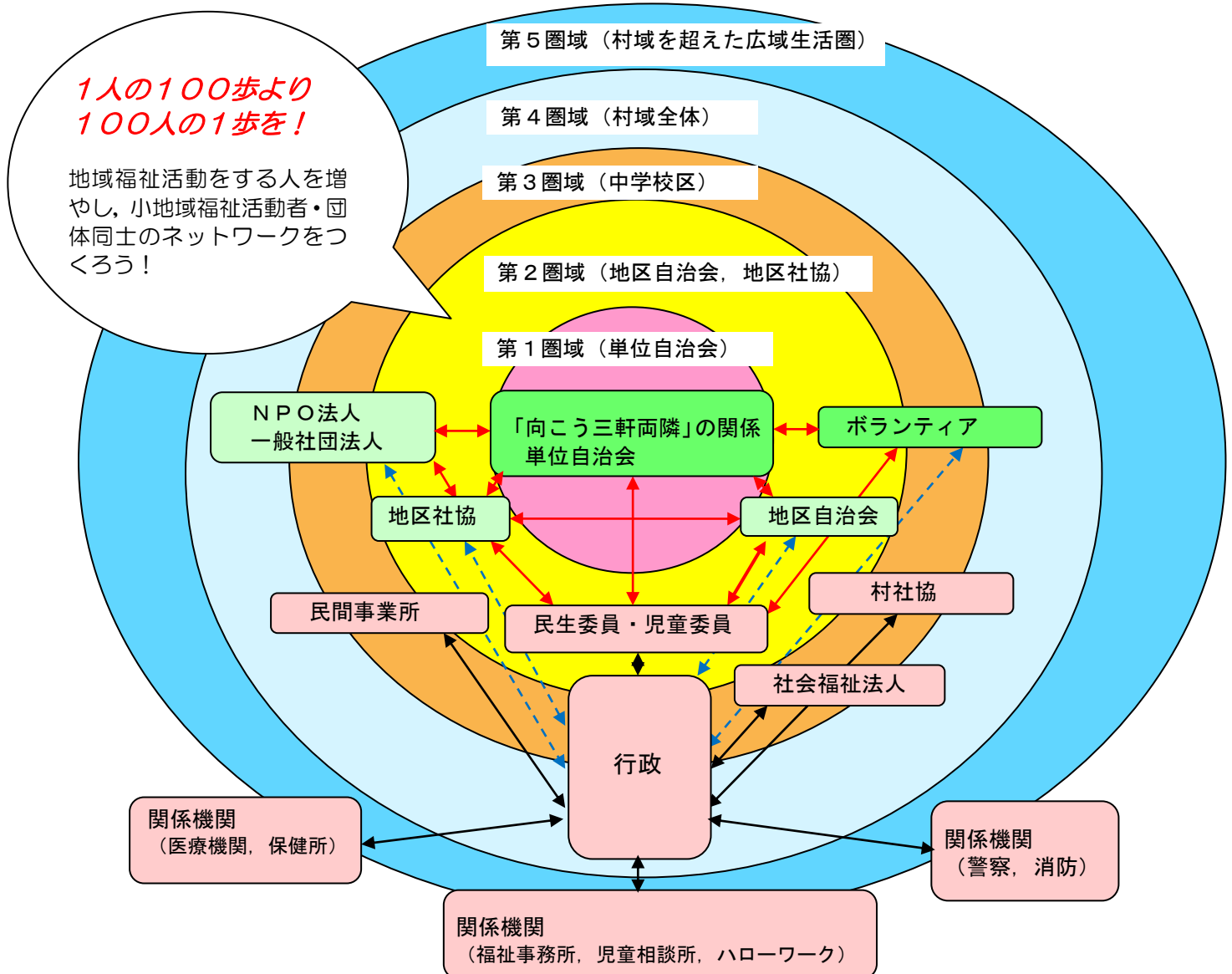
また、第2・3圏域では、地域によって歴史や住環境、住民構成などが違っており、そこに暮らす住民の生活課題にも差があることが「村政懇談会」(※¹¹)や「住民座談会」(※¹²)における議論結果などから明らかになっています。そのため、今後は、これまで行政や村社協等が行ってきた全村的・画一的なサービス提供だけでなく、地域特性に応じた福祉サービスをつくっていくことも必要になってきています。

そのためにも、たくさんの住民の皆さんに地域福祉活動に参加していただき、また、これまで活動されてきた方々も団体の枠を超えて連携し、自分たちの地域のことを考えていていただきたいのです。

¹¹ 村政懇談会…東海村の行政運営に対する村民の意見や提案を、懇談という形で村長をはじめ村執行部や関係職員が直接伺う場である。小学校区ごとに年1回定期開催しているほか、要望に応じて行政区や団体ごとに個別に開催することもできる。

¹² 住民座談会…地区社協の設置に向けた具体的議論を行うために、平成17年度に「これからの地域福祉活動を考える会」という名称で初めて開催され、平成19年度の地区社協の立ち上げに大きく寄与した。平成25年度に現在の名称に変わり、現在は、地区社協、村社協、行政の3者共催により地区社協ごとに年1回開催している。毎回、テーマに基づく学習やグループワークなどを行い、地域福祉に対する住民一人ひとりの意識や知識を深める場となっている。

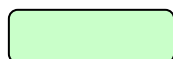
各圏域で提供されるサービス及びそのつながりのイメージ



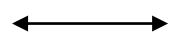
フォーマルサービス



インフォーマルサービス



セミフォーマルサービス



フォーマルサービス同士の連携を表したもの



インフォーマル（セミフォーマル）サービス同士の連携を表したもの



フォーマルサービスとインフォーマル（セミフォーマル）サービスの連携を表したもの

※図示されているネットワークはあくまでもイメージであって、全てのネットワークを示しているわけではありません。

※2015年改正の介護保険法で位置づけられた生活支援体制整備事業の中でいう「第1層」，「第2層」は，この地域福祉計画では，それぞれ「第4圏域」，「第2圏域」に該当します。

6. 協働による地域福祉の推進に向けて

地域福祉を推進していくうえで「連携」が大事であることは、ここまで述べてきたところですが、もう一つ大事な考え方が「協働」です。

東海村では、「自治基本条例」・「協働の指針」を定め、「協働」によるまちづくりを推進しています。「協働」とは、住民の皆さんと行政が一緒になって考え行動していく取り組みです。

協働とは・・・

村民や村民団体，NPO，事業者，行政などが，自主性・自立性を尊重し合い，対等・平等な立場でそれぞれの知恵や力を出し合い，地域の課題に一体となって取り組むこと

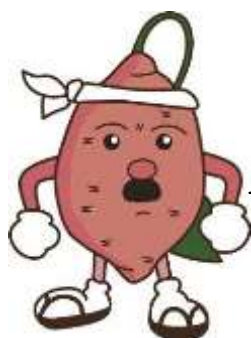
「東海村協働の指針～“協働”の基本的な考え方と進め方～」より

これまで述べてきた「連携」が「同じ目的や対象のために，関わるべき関係機関・団体等がより効果的に協力し合うこと」を指すのに対し，「協働」は「新しい事業や目的のために，本来異なる目的や事業特性を持った団体等が，使命（ミッション）を共有し，取り組むこと」を意味しています。

この協働の考え方は，住民自治にとっても非常に重要になることから，近年では行政の様々な計画等にも必ず登場し，村社協や行政だけでなく，住民の皆さんにも考え方が浸透しつつあります。その結果，村では地域住民の方々や行政が一緒になって取り組む活動が増えてきました。

地域福祉の分野でも，いくつかの取り組みがすでに始まっていますが，今後はこのような「協働」の取り組みをさらに増やしていくため，たくさんの方々に，この「協働」の考え方について理解していただき，その取り組みに参加していただきたいのです。

そのためにも，村では，この第3次計画で，住民の皆さんの地域福祉活動を様々な方面から支援していきます



いもサク

次のページでは，地域福祉分野における「協働」の取り組みのイメージと，協働の進め方についてご紹介します。

地域福祉分野における「協働」の取組みのイメージ

※すでに始まっている取組みもあります。

高齢者を地域で見守るネットワークをつくる取組み



活動中

多世代が交流し、地域の絆を強める取組み



活動中

空き家対策や、住民が集いやすい地域の拠点をつくる取組み



災害時に自力避難が難しい方を地域で支援する取組み



活動中

「協働」のまちづくりに関する計画

○第2次地域福祉計画（平成23年度策定）

東海村の行政計画の中で初めて「協働」について記載したもの。地域福祉計画推進会議の中で議論を重ね、文言を一つひとつ決めていきました。

○東海村自治基本条例（平成24年6月策定）

「村民が主役のまちづくり」を推進するための基本原則を定めたもの。東海村の「地域課題」にどのように対応していくか、また、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、「自治のあり方」を表しています。

○東海村協働の指針～“協働”の基本的な考え方と進め方～（平成27年3月策定）

「協働」を行うにあたっての基本的なルールを示しました。

○第5次総合計画（平成22年度策定）

まちづくりを総合的かつ計画的に推進していくために、地方自治法の規定に基づき市町村が策定する計画であり、行政運営の総合的な指針となる計画。平成23年度から平成32年度までの10年間の計画として策定されました。後期基本計画で「住民との協働の推進」をまちづくりの根幹に据えています。

★ちょっと解説★

「協働」の進め方について

協働は、それぞれ違った考え方を持った人々同士の取り組みです。そのため、「協働」の取り組みをスムーズに進めていくためには、十分な話し合い（協議）が必要であり、その際は、下記の①～⑦のポイントを理解して、お互いの立場を尊重し、お互いに認め合いながら、それぞれが対等な立場で関わり合っていくことが大切です。

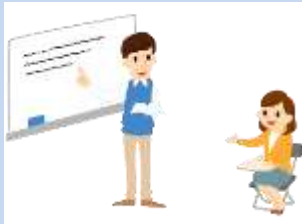


※「東海村協働の指針～“協働”の基本的な考え方と進め方～」より抜粋

7. 住民の皆さんの地域福祉活動を支援します

村では、今後の5年間で、住民の皆さんの地域福祉活動を支援するため、また地域での「協働」の取り組みをつくっていくため、下記の施策を行っていきます。

地域福祉活動の楽しさや大切さを伝える啓発・研修



住民の皆さんへの効果的な情報宣伝活動のあり方の検討



住民の皆さんの地域福祉活動への情報面・活動面でのバックアップ



空き家対策や、住民が集いやすい地域の拠点づくり



住民の皆さんが、自分たちの住む地域の中の課題について考えていくための仕組みづくり



住民の皆さんの地域福祉活動を直接支援する「支え合いコーディネーター」の配置



各取り組みの詳細は、
本編 65 ページ以降を
ご覧ください。



次ページでは、ここで紹介した施策の中の一つである、「支え合いコーディネーター」の設置に向けた村の取り組みを紹介します。

8. 住民の小地域福祉活動を支援する「地域福祉の専門家」

前にも述べたように、今、地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化による扶養意識の変化など、難しさを増しています。このような背景の中、フォーマルサービスだけでは住民の皆さんの「その人らしい生活」を守ることが難しく、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを多様にコーディネートし、地域の福祉力を向上させなければなりません。

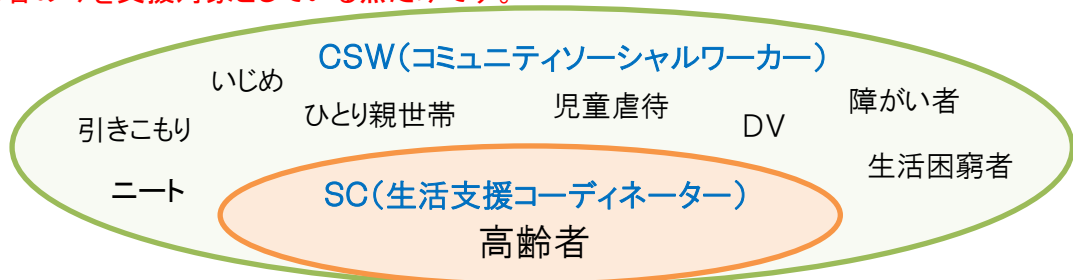
そこで、村では「第2次地域福祉計画」において、そのようなコーディネート役割とする「コミュニティソーシャルワーカー」(CSW)の配置を目標に掲げていましたが、実現に至っていませんでした。

しかし、平成27年4月の介護保険法の改正の中で、社会資源のネットワーク化や新たなサービス開発などを任務とする「生活支援コーディネーター」(SC)の配置が求められ、その設置目的や活動内容が「コミュニティソーシャルワーカー」(CSW)とほぼ同一であることから、東海村独自のスタイルとして両者を兼務する専門職、「支え合いコーディネーター」を計画的に配置していくこととしました。

この「支え合いコーディネーター」は、地域に出向いて住民の皆さんの活動を支援する「地域福祉の専門家」です。今後、地域の中で、住民主体による地域福祉活動がさらに活性化するよう、「コミュニティエンパワメント」(※¹³)という手法を用いて、地域福祉活動を支援していきます。

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、**地域において**、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した**援助**を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に**結びつけたり**、**新たなサービスを開発したり**、公的制度との関係を**調整**したりすることをめざすものです(コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のこと)。

生活支援コーディネーターもコミュニティソーシャルワーカーも、地域資源の開発や個別ケースの調整を主とした役割を持っていて、**異なる点としては、生活支援コーディネーターが高齢者のみを支援対象としている点だけです。**



第2次東海村地域福祉計画(H23～27)→CSWの配置・育成を掲げるも未実施



両者を一体として考えれば合理的!!

CSWとSCを兼務した専門職「支え合いコーディネーター」の配置

¹³ コミュニティエンパワメント…住民自らが地域の課題を認識し、その解決のために行動を起こすことができるように支援すること。

9. さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！

地域福祉活動は「あなた」の人生を豊かにします！

地域福祉活動は、自分自身のためだけでなく他の人や社会のために取り組むもので、お金をもらうことや自分だけが満足することを目的としてはいません。だからこそ、地域福祉活動は、地域社会をより良くしていくとともに、活動する方々自身も豊かにする力を持っています。

例えば、活動を通して、感動や喜び、充実感、達成感などが得られたり、活動そのものが楽しみになったりします。また、地域福祉活動を通して様々な体験をしたり、人や社会、自分について新しく気づくことがあったり、知識や技術を学ぶこともできます。さらには、様々な人たちと知り合ったり、協力し合うことで、人とのつながりを広げることもできます。

このように、地域福祉活動は、活動上の苦勞も伴いますが、それ以上にやりがいを感じる事ができるものであり、また未来の東海村への投資にもつながるものなのです。住民の皆さんには、地域福祉活動を通して、ぜひ「幸福のバトン」をたくさんの人々に渡していただきたいと思います。

支えられる人から支える人へ

地域福祉の考え方の中では、「誰かが誰かを一方的に支える」ことだけでは、本来の意味での「その人らしい生活」を実現したことにはなりません。一見「支えられる人」のように見える人も、ときには自分が得意なことで他の人を支えたり、元気づけたりすることができるものです。地域福祉とは、最初は「誰かを支える」こと、あるいは自分たちの困りごとを解決することを目的に地域に関わり出した人たちが、最終的には「支援する者」「支援される者」といった区別なく、共に生き、暮らしを立てることによって、住民一人ひとりが何がしかの役割を持って、地域の中で光り輝く社会を目指すことでもあります。

つまり、“誰かが誰かのため”ではなく、“お互い様の支え合い”、“想いのかけ合い”の中で、東海村らしい暮らしの安全・安心を語っていくことなのだと思います。そのような、人間本来の“当たり前の暮らし”ができるようになれば、声にならない“SOS”を見逃すことのない、ふるさと東海村になっていくのではないのでしょうか。

地域で活動してみたい「あなた」を応援します！

村では、これからも、住民の皆さんが地域福祉活動に参加することで、「やりがい」や「楽しさ」を感じていただけるよう、様々な方面から支援するとともに、皆さんや村社協と一緒に考え、企画し、創り上げていく協働のプロセスを大切にしていきます。

地域福祉活動は自分の関心のあるテーマ、自分にできることから始められる、とても身近な活動です。また、自分の意志で行う地域福祉活動は、誰かに強制されたり、義務で行ったりするものではなく、自分の考えで参加したり、取り組むものです。そんな活動がどこかの誰かの力になり、自分の支えとなったら良いと思いませんか？そしてもし、「あなた」の中に少しでも「やってみたい」という気持ちが芽生えているのであれば、まずは小さなことから動き出してみませんか？

「あなた」にもできる地域福祉活動の“初めの一步”



村社協や行政が主催する講習や研修会に参加してみる

村社協や行政では、要望があれば地域に出向き、地域福祉に関する出前講座を開催しており、その情報をそれぞれの広報紙にも掲載しています。また地区社協や村社協ではイベントや勉強会を行っています。ですから、「地域福祉活動がどんなものか知りたい」「そのうち活動しようとは思っているが、なかなかキッカケがつかめない」と思っている方は、まずは気軽に出かけてみましょう。

ボランティア市民活動センター「えがお」に相談してみる

「活動に参加してみたいけど、どうしたらいいのか方法が分からない」と感じている方もいらっしゃるかもしれません。

「えがお」では、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っています。また、NPO・ボランティア団体等の活動支援や、講座やセミナーなどの学習の機会を設けるなどしています。

「えがお」は、これからボランティア活動を始める皆さんを応援する窓口ですので、分からないことや困ったことがあれば、どんどん相談してみましょう。

東海村ボランティア市民活動センター「えがお」 TEL：029-283-4538

各団体に問い合わせしてみる

「この団体の活動に参加してみたい」というはっきりとした意思がある方は、直接団体へ問い合わせしてみましょう。活動をしている「先輩」方が、「仲間」として温かく迎え入れてくれます。もし、問合せ先が分からない場合は、村社協か行政にご相談ください。

東海村社会福祉協議会 TEL:029-282-2804（代表）

東海村福祉部福祉保険課 TEL:029-282-1711（代表）

そのほか

「仕事や子育てが忙しくて参加できない」という方もいらっしゃると思います。地域福祉活動は、「できるときに、できることを」するものです。ですから、そういった方々のために、村社協や行政は、例えば「親子が一緒に参加できるような活動」をつくるような工夫が必要ですし、住民の皆さんにも「このような活動に参加することも地域福祉活動なんだな」と理解していただきたいと思います。また、仕事で忙しい方も、ご近所の高齢者にはあいさつをすとか、一人で歩いている高齢者の方を見かけたら声をかけるとか、そういったちょっとしたことで構わないのです。時間的にも、精神的・肉体的にも無理をせず余裕を持ってできることから始めましょう。特にあいさつは地域の方々と関わる第一歩として大切な行動です。まずはそこから始め、自分なりの地域福祉活動を見つけてみてください。





第 1 部

地域福祉計画の策定

第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的
2. これまでの計画の概要と本計画との関連
3. 計画の策定手法
4. 計画の期間
5. 計画の位置づけ

第2章 東海村の地域福祉の現状

1. 人口等の推移と予測
2. 地域で起こっている課題
3. 住民の地域福祉活動の状況と課題
4. 地域福祉を取り巻く国の動向

第3章 計画の実施状況と見直し

1. 第2次計画の実施状況と課題
2. 第3次計画の特徴



第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的

我が国では、近年における少子・高齢化，都市化，核家族化の進展や核家族の多世代化，さらには単身化の急速な進展やライフスタイルの多様化などにより，従来の「支え合いの仕組み」として機能してきた家族や地域とのつながりが弱くなるなど，社会福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。このような変化で地域の支え合いの力が弱まったことにより，様々な障がいや困難，生活課題を抱えた人々が地域の中で孤立するなどの問題が出てきました。

そうした中で，平成12年6月に「社会福祉法」が改正され，法律の中に初めて「地域福祉の推進」という言葉が盛り込まれました。同時に，平成15年度から市町村は地域福祉計画を，県は地域福祉支援計画をつくることが求められました。

地域福祉計画は，各地方自治体が，地域住民の意見を十分に反映させながら主体的に策定する計画であり，各地方自治体における今後の地域福祉を総合的に推進する上で，大きな柱となるものです。

地域福祉を進めていく目的は，福祉サービスを必要とする住民に対し，地域社会の一員として毎日の生活を送り，社会，経済，文化その他様々な分野の活動に参加する機会を柔軟に提供できるようにすることです。

そのためには，地域に関わる全ての人々が一体となり，ともに助け合い，支え合う地域づくりと，そのための羅針盤となる地域福祉計画の策定，さらには，まさに，住民と行政の“協働”による計画の推進・実現が重要になります。



2. これまでの計画の概要と本計画との関連

村ではこれまでに、地域福祉計画を2度策定してきました。ここで、これまでの計画の概要を紹介し、東海村の地域福祉推進の流れを振り返ります。

【第1次地域福祉計画】（平成16～20年度）

第1次地域福祉計画（以下「第1次計画」）は、平成15年度という茨城県内でも早い時期に策定されました。その際には、策定委員会への住民参画、6小学校区ごとの地域課題の掘り起こし、福祉懇談会で出た意見・要望との関連付け、民生委員・児童委員協議会（以下「民児協」）及び村社協との連携といった住民参加の手法を取り入れ、地域に根ざした1,200を超える生活課題を集めました。そして、それらを解決するため、住民と行政がそれぞれに取り組むべき施策と協働で取り組むべき施策について示しました。

その結果、多くの住民及び福祉関係者が計画の策定を通して「地域福祉」の重要性を認識することができ、地区社協や複数の福祉関係NPO法人設立の、一つの契機となりました。第1次計画は、住民の地域福祉への意識を醸成し、住民活動を活性化させるきっかけをつくった計画と言えます。

しかし、対象とした生活課題の範囲があまりにも広がったため、その後の進捗管理及び評価が難しくなったという反省も残りました。

【第2次地域福祉計画】（平成23～27年度）

第2次地域福祉計画（以下「第2次計画」）では、対象範囲を大幅に見直し、広義の福祉ではなく、狭義の福祉、いわゆる「地域福祉」を範囲とし、実現可能で、かつ、実効性の高い計画としました。さらに、「地域福祉の充実のために行政として何をすべきか」について整理し、行政施策を中心とした計画としました。また、「協働」という言葉について定義付けを行い、「行政主体」「住民主体」といった言葉の使い方や考え方についても住民と行政間、行政組織内部で意思統一を図るよう努めました。

しかし、計画期間中に東日本大震災が起き、その対応に追われたことなどもあり、十分に実施できない施策がいくつか残りました。

【第3次地域福祉計画】（平成28～32年度）

今回、第2次計画の策定から5年が経過したため、これまでの施策の実施状況や社会情勢の変化、法制度の改正等を踏まえたうえで第2次計画の見直しを行い、引き続き東海村の地域福祉の基本計画として、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第3次地域福祉計画を策定するものです。



3. 計画の策定手法

地域福祉計画の策定は、住民参画が基本です。その目的は2点あります。

1. 計画の策定過程で住民の皆さんに自分たちの地域の福祉に関心を持ってもらい、地域のあらゆる人たちのために主体的に行動する意識を醸成するため。
2. 地域福祉の推進には、住民と行政の協働が欠かせないものであり、計画策定過程からその体制をつくっていくため。

第3次計画の策定にあたっては、計画の推進及び進行管理を行う組織である「地域福祉計画推進会議」に、公募を含む住民、学識経験者、民生委員、主任児童委員、地区社協代表者、ボランティア団体代表者、子ども会代表者、村社協職員、行政職員など、幅広い層の住民が参画し、前計画の評価から東海村の現状及び課題の分析、新計画の施策体系の検討など、平成24年度から27年度にかけて、計16回の会議を重ねました。その結果、委員の方々から「住民の声を代弁」する形で多くの意見や示唆をいただき、それらを計画に反映させ策定しました。

また、本計画と同時期に策定作業が進められた「第5次総合計画後期基本計画」への記載内容も会議内で検討し、委員の方々の意見を反映させています。

この間、同時進行で関係各課の持つデータを収集し、担当者の意見も幅広く聴取したうえで、連携して施策を推進していけるよう、調整を行いました。

さらに、計画の素案完成後には、住民全般へ向けたパブリックコメントを実施したほか、委員の方々とともに、民児協、地区社協、ボランティア連絡協議会へ直接、計画内容の説明を行い、そこでいただいた意見をもとに最終案を完成させるなど、住民の意向を十分に反映させました。

このように、地域福祉計画は住民の皆さんと行政が一緒になって考え、作った計画です。そのため、両者はともに計画に対する責任を分かち合い、助け合って施策を推進し、構想を実現していくことになります。



▲地域福祉計画推進会議の様子

4. 計画の期間

この計画の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化等に対応するため、平成30年度には計画の見直しを行います（62ページ「第3次計画の進行管理及び評価方法」参照）。

5. 計画の位置づけ

【各行政計画との関係】

村には、未来に向けたまちづくりの指針として、行政の全分野の施策を網羅した「第5次総合計画」があります。

第3次地域福祉計画は、そのうちの健康・福祉分野の政策の1つを担っており、「第5次総合計画」の下位計画として、両計画は整合性が図られています。

また現在、本村における福祉・健康分野では、本計画のほかにも、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった各分野で計画がつくられ、それぞれに定める理念に基づき、具体的な施策を推進しています。

「地域福祉計画」は、これら個別計画が定める施策を地域において総合的に展開するための基盤となる理念を示し、地域の福祉力を高めるための計画です。

つまり、「地域福祉計画」は、各個別計画との整合性を図り、それらを横に結ぶとともに、各分野の福祉施策を推進するうえでの「道しるべ」としての役割を担っている計画だということです。

また、ほかにも関係する行政計画等として、「自治基本条例」「協働の指針」「男女共同参画行動計画」「地域防災計画」「災害時避難行動要支援者避難支援全体計画（災援プラン）」などがあります。

【村社協計画との関係】

村社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉を計画的に推進するための基本計画・実施計画であり、同時に、「地域福祉計画」の具現化を担う、アクションプランとしての側面も持っています。

つまり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに「Well Being（ウェルビーイング）（※¹⁴）」理念を共有し、地域福祉の推進を目指すため相互に連携するとともに、補完し合いながら地域福祉を推進する、「車の両輪」としての役割が期待されているのです。

なお、「地域福祉計画と策定済みの他の法定計画の対象分野とが重なる場合、既定の法定計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができる」こととされています。



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

¹⁴ Well Being（ウェルビーイング）・・・社会福祉活動の達成目標を表す概念として、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。

【地域福祉計画の位置付け】

行政

東海村第5次総合計画

基本理念

村民の叡智（※¹⁵）が生きるまちづくり
～今と未来を生きる全ての命あるもののために～

- ・災害時避難行動要支援者避難支援全体計画（災援プラン）
- ・地域防災計画
- ・男女共同参画行動計画
- ・協働の指針／協働の基本的な考え方と進め方／
- ・自治基本条例

「第5次総合計画」における福祉分野の基本理念

みんなが健やかに
いきいきと暮らすまち

高齢者福祉・介護保険事業計画

障がい者プラン
（障害者計画・障害福祉計画）

子ども・子育て支援事業計画

健康づくり推進計画

第3次東海村地域福祉計画

村社協

第3次東海村地域福祉活動計画

連携・相互補完

¹⁵叡智…すぐれてさとい知恵。叡智とは、単に知識が豊富であることでも、特別な人が持っているものでもなく、人への思いやり、家族や社会に対する責任感、自然を愛する心、謙虚に学ぶ姿勢など、全ての人の中に宿っている智恵を意味する。個々の知識や智恵をつなぎあわせていくことで叡智が生まれる。

第2章 東海村の地域福祉の現状

1. 人口等の推移と予測

東海村の人口は、昭和30年に発足した当初は11,583人でした。その後、原子力事業所の進出、周辺地域での工業化の進展などにより年々増加し、平成27年10月1日現在では、38,404人となっています。その動態は、転入転出の社会増減（※¹⁶）が多いことが特徴であり、人口が最も増えたのは、昭和45年から昭和55年にかけてで、年に1,000人以上増えました。平成に入ってから安定した増加傾向が続いており、近年においても自然増・社会増を維持しています。

また、特筆すべきは、普通出生率（※¹⁷）の高さです。本村の普通出生率は平成24年度で10.1パーセントであり、茨城県内で3位となっています。

いわゆる超高齢社会を迎え、本村においても平成27年4月1日現在の65歳以上の人口は、8,886人となっており、人口に占める高齢人口の比率であり、また、高齢社会を判断する指標である高齢化率は、23.1パーセントとなっています。これは、全国平均の26.4パーセント（総務省統計局「人口統計」より）と比べれば若干低いといえますが、今後も高齢者人口は増加し、介護が必要な高齢者も急増していくことが予想されます。

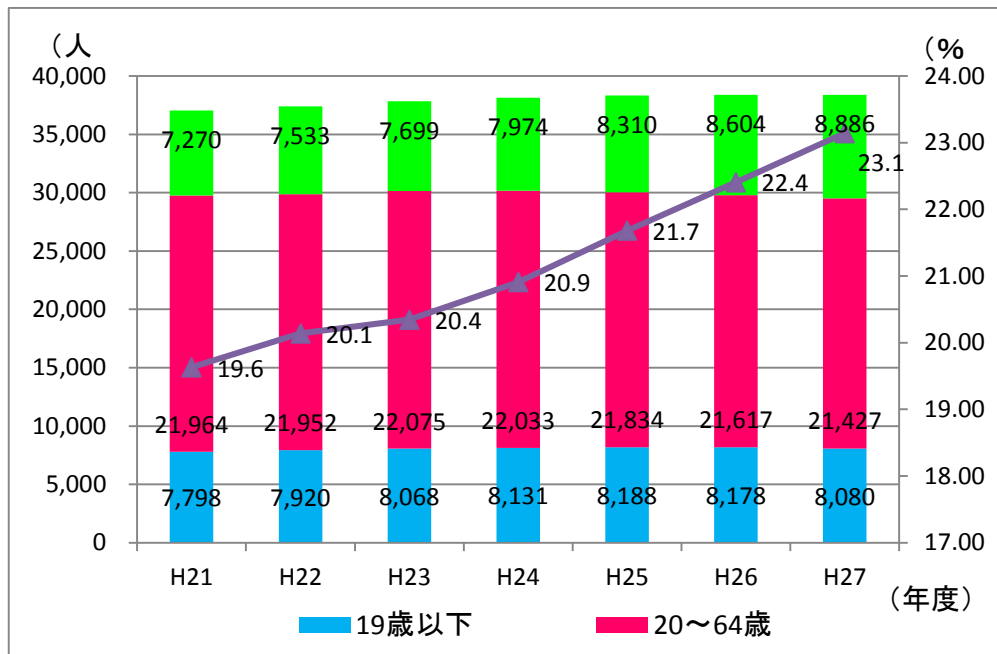
本村の将来推計人口は、次ページのグラフのとおりです。「第5次総合計画」では、計画最終年度の平成32年度における人口は、38,200人から40,500人を想定しています。前述のとおり、本村の人口は社会増減が多く、普通出生率も高いことが特徴ですが、少子化により社会全体の人口が減少する中で、少子・高齢化の急速な進展の波は、東海村にも確実に押し寄せています。



¹⁶ 社会増減・・・人口増減の要因の一つで、引越し等に伴う転入と転出による人口増減のことをいう。なお、もう一つは、出生と死亡による自然増減である。

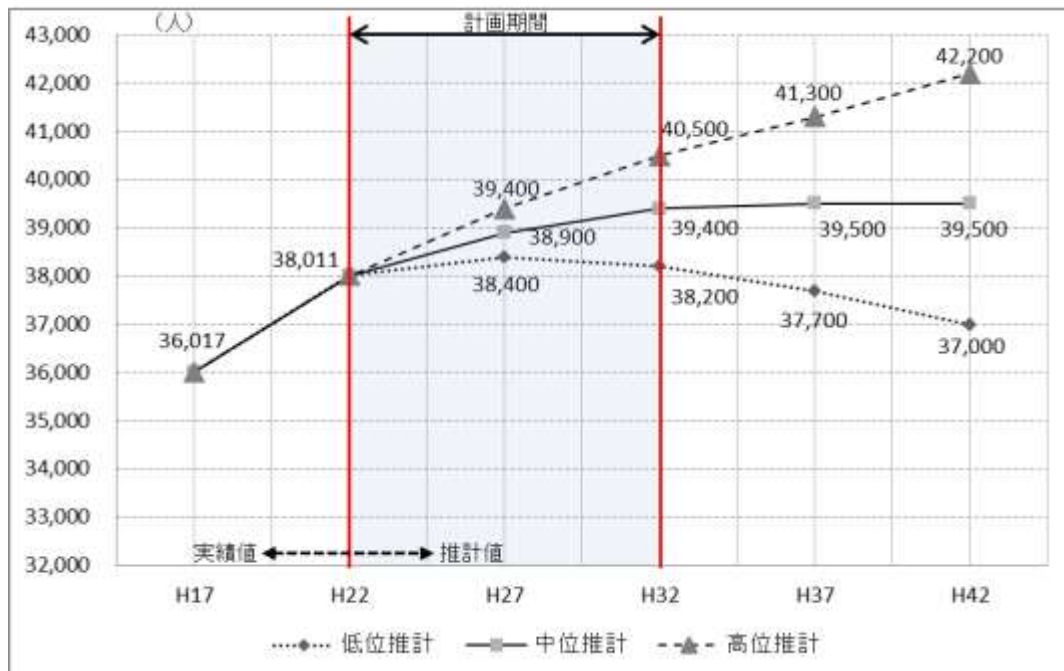
¹⁷ 普通出生率・・・一定人口に対するその年の出生数の割合をいう。通常、人口1,000人当たりにおける出生数をいう。なお、合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数をいう。

グラフ①【年齢層別人口と高齢化率の推移】



※住民基本台帳より。

グラフ②【「第5次総合計画」における将来推計人口】

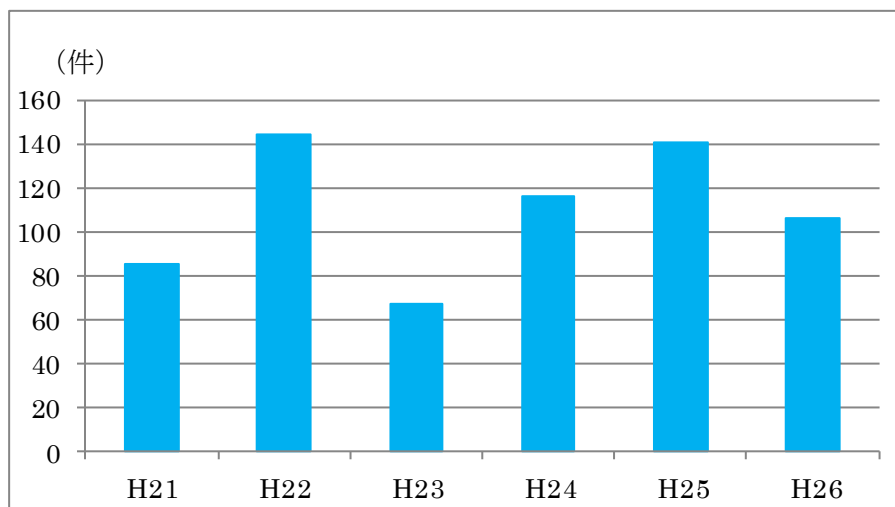


※実績値は、各年における10月1日現在の住民基本台帳および外国人登録者数。

2. 地域で起きている課題

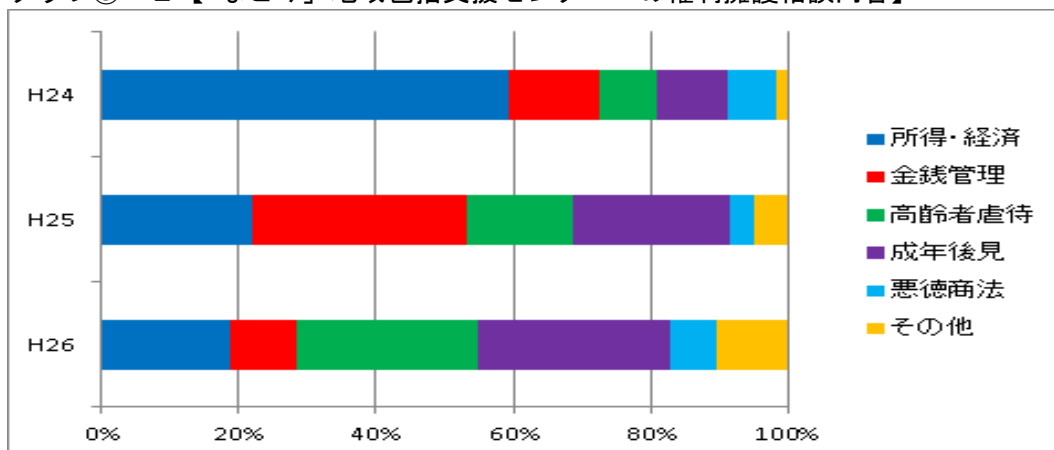
高齢化の進展に伴い、地域では様々な問題が起きてくることが予想されます。その1つが認知症高齢者の増加による「権利擁護」の問題です。昨今、全国的に身内による高齢者の財産・年金の搾取や成年後見制度の悪用などが頻発しています。東海村でも高齢者虐待や成年後見に関する相談が増えていることから、今後このような事案が起きてくることが考えられるため、先を見据えた予防的な権利擁護施策が必要となってきました。

グラフ③－１【「なごみ」地域包括支援センターへの権利擁護相談件数】



※東海村福祉部介護福祉課調べによる。

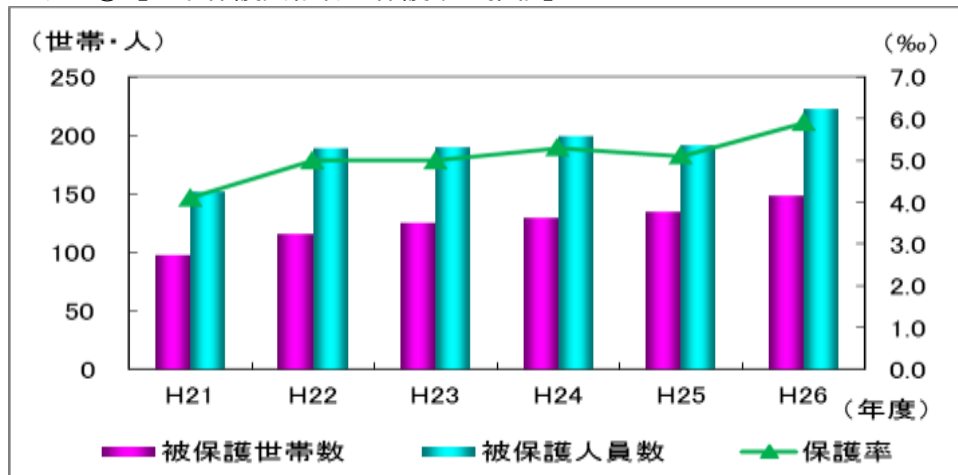
グラフ③－２【「なごみ」地域包括支援センターへの権利擁護相談内容】



※東海村福祉部介護福祉課調べによる。

ほかにも、都市化や核家族化が進んだことにより、地域の連帯感や絆が薄れているという問題も以前から起きています。さらに、昨今の経済不況に伴う失業率の増大とともに、生活保護受給者や、生活困窮・児童虐待に関する相談件数が増加するなど、東海村の福祉を取り巻く問題は、5年前の第2次計画策定時よりもますます困難化・重度化・複雑化しています。

グラフ④【生活保護受給者・保護率の推移】



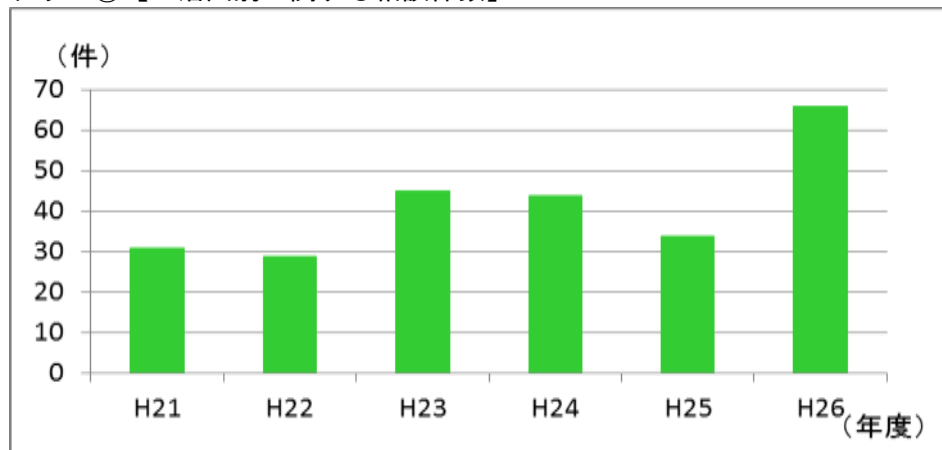
※各年 3 月 1 日現在で保護停止分を含む。

※資料「茨城県的生活保護」による。

※資料「茨城県的生活保護」による。

※‰（パーミル）は、1000 分の 1 を 1 とする単位（千分率）。

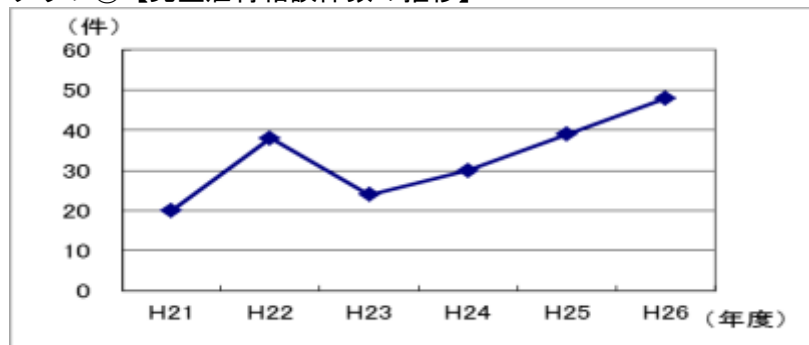
グラフ⑤【生活困窮に関する相談件数】



※東海村福祉部福祉保険課調べによる。

※各年度末現在。

グラフ⑥【児童虐待相談件数の推移】



※東海村福祉部子育て支援課調べによる

※各年 4 月 1 日現在。

3. 住民の地域福祉活動の状況と課題

以前から地域活動やボランティア活動が活発な東海村ですが、近年、それらの活動にもいくつかの課題が出てきており、今はそれらを乗り越える「過渡期」の状態といえます。

【人材育成の課題】

現在、各地域において地域活動を支えている人の高齢化や後継者不足が深刻化しています。また、団体役員など、限られた人に負担が集中することによる人的資源の疲れも懸念されます。

地域福祉は、「向こう三軒両隣」の精神のもとで地域の人々がお互いに支え合う心を育てることが必要であり、現に地域活動を行っている人だけでなく、より多くの人々が地域活動に加わり、地域交流と人間関係を豊かにすることが重要です。そのために、地域活動の担い手の発掘や活動のPRを行い、活動に参加する人の拡充を図っていくことが必要です。また、気軽に地域活動に参加できるような環境整備、雰囲気づくりやきっかけづくり、活動の多様化、情報提供などを、より積極的に進めていくことが課題です。

【活動者の関係性や活動内容の重複の課題】

地域における福祉活動が活発化する一方で生じる弊害の解決も、課題の一つとして挙げられます。

行政はもとより、地区社協、NPO法人、ボランティア団体が行う福祉活動、また、地域住民が行う福祉活動について、それぞれの関係性や活動内容の重複等により、現場で活動に従事する人々や地域の一部に混乱が生じているという問題があります。これは、従来から指摘のあるところですが、未だに適切な関係調整ができていない状況です。

今後は、各機関や団体の関係性や活動内容を整理するとともに、実効性のある協議の場を設定するなど、それぞれの福祉活動が円滑に行われるよう、また、お互いが連携し、手を取り合ってより効果的な福祉活動ができるよう、新たなパートナーシップの創造が必要です。



4. 地域福祉を取り巻く国の動向

第2章でここまで述べてきたような問題は、全国的な問題であり、国でも対策が進んでいます。下記にその一部を簡単に紹介します。

地域福祉

【生活困窮者自立支援制度】

昨今の生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、平成27年4月に施行されました。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、個別に相談を受け、その方が自立できる方法を支援員と一緒に考えて、本人の状況に応じて必要な支援機関に結び付け、自立を目指していきます。

実施主体は、「福祉事務所設置自治体」であり、具体的な支援方法は以下のとおりです。



支援① 自立相談支援（必須事業）

就労その他の自立に関する相談支援、自立プランの作成などを行う。

支援② 住居確保給付金の支給（必須事業）

離職により住宅を失った方に対し、家賃相当の給付金（有期）を支給する。

ほかにも、自治体によっては、生活訓練、社会参加訓練、就労訓練、宿泊場所や衣食の提供、家計相談、貸付のあっせん、生活困窮家庭の子どもを対象にした学習支援、居場所づくりなどを民間団体と連携して行っています。

東海村は福祉事務所を設置していないため、茨城県が実施するこの事業に協力していますが、より住民に近い存在であるため、一次窓口として生活に困っている方からの相談に最初に対応したり、地域で対象者を早期に発見し、支援につなげていく役割が求められています。

そのためにも、行政内部の連携はもちろんのこと、各専門機関・団体、地域住民に広く働きかけるとともに、職員が対象者宅に直接足を運んで状況を把握する「アウトリーチ」の手法を身に付けていく必要があります。また、村独自の事業を、この計画の中で地域の皆さんとともに考えていきます。



高齢者福祉

【介護保険法の改正】

平成37（2025）年には、団塊の世代がいわゆる後期高齢者になり、日本は人口の高齢化のピークを迎えます。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、福祉・保健・医療の連携による生活支援が円滑に提供される「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を目指し、平成26年6月に介護保険法が改正されました。

①地域包括ケアシステムの構築

日常生活圏域に高齢者が必要とするサービス（医療・介護・予防・住まい・生活支援）を配置し、高齢者の地域での生活を支えます。また、市町村は介護予防のための事業を独自に実施することになり、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO法人、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービス提供もできるようになりました。

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、所得や資産のある人の利用者負担を見直しました。

また、地域での認知症対策を強化するため、以下の体制が整備されることになりました。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症の人とその家族のもとを訪問し、早期からの診断や支援を行います。

認知症地域支援推進員

地域の実情に応じて、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携調整や相談支援を行います。



障がい児・者福祉

国際社会では、障がい者の権利保障に向け、平成18年に国連総会で「**障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）**」が採択されました。この中では、様々な政策分野において、障がいを理由とする差別の禁止と「合理的配慮」（障がい者が他の者と平等に全ての人権等を享有・行使するために必要な調整等）が求められました。日本は平成19年に署名し、以降、同条約の締結に向け国内法の整備が進められてきました。

平成23年には「**障害者基本法の一部を改正する法律**」が施行され、人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「合理的配慮」の概念、障がい者の定義の見直し、地域社会における共生、差別の禁止などが規定されました。

平成24年には「**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」（障害者虐待防止法）が施行され、障がい者虐待の禁止、国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置、虐待が疑われるケースを発見した者の通報義務などが規定されました。

平成25年には、障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**」（障害者総合支援法）が施行され、地域における共生社会の実現に向けて障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することとし、障がい者の範囲の見直し、障がいのある人に対する支援の拡大、サービス基盤の計画的整備などが規定されました。

また、平成25年に、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」（障

害者差別解消法）が制定（平成28年4月1日施行）され、国や地方公共団体、民間事業者に対し、障がい者への不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮が求められるなど、障がい者の人権を守り、自立と社会参加が進められることになりました。

このような国内法の整備・制度改革により、日本は平成26年に「障害者権利条約」を批准しました。今後は国際社会の中で、より一層、障がい者の権利の実現に向けた取組みを強化していくことが求められています。

子ども・家庭福祉

【子ども子育て支援新制度】

この制度は、平成24年8月に可決・成立した「子ども・子育て関連3法（※¹⁸）」に基づき、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す取組みであり、消費税率の引上げによる財源確保を前提に、平成27年4月から、全国の市町村で本格的にスタートしました。この制度のポイントは、以下の3点です。

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園」の普及を進めます。

②保育の量的拡大・確保

質を確保しながら、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育を充実させることにより、計画的に待機児童の解消を図ります。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、一時的な預かり保育や学童保育等の充実、利用者への分かりやすい情報提供の仕組みづくりなど、子育てに対する多様な支援を行います。



市町村は、新制度への移行にあたって、国が定める「基本指針」に基づき、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、村でも、子育て支援などに関する住民のニーズを把握するとともに、「東海村子ども・子育て会議（※¹⁹）」において、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などのご意見を伺い、平成27年3月に計画を策定しました。

¹⁸ 子ども・子育て関連3法…「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つを指す。

¹⁹ 東海村子ども・子育て会議…平成26年4月に子ども・子育て支援法第77条に基づく附属機関として設置された。新制度に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などの意見を聴くための会議であり、委員は、子どもの保護者、幼稚園・保育所などの事業に従事する方、地域において子育て等の支援活動に携わる方、教育関係者、学識経験者で構成されている。

【児童虐待を防止するための取組み】

近年の親権を濫用した児童虐待の増加に対応するため、平成12年から23年にかけて、児童虐待防止法の制定・改正、児童福祉法の改正が行われるなど対策が強化されてきましたが、これらは、児童相談所の機能強化や市町村が行う子育て支援の強化など、行政側の対応の強化がメインでした。

一方、児童虐待をしても親は親権者のままですから、親は親権を盾に児童相談所の介入を拒んだり、虐待を受けた子どもが保護されて里親に預けられたり、児童養護施設などに預けられたとしても、強く子どもの引取りを求めたりと、様々な不当な主張をするといった問題がありました。このような問題を受け、平成24年に民法に規定されていた親権制度が大幅に見直されました。改正点は以下のとおりです。



①「親権制限制度」

児童虐待があったとき、親権を「一時的に停止させる」方法です。これまでも虐待などをした親の親権を家庭裁判所の裁判によって失わせる「親権喪失」という制度はありましたが、それでは親権を無期限に奪ってしまい、親子関係を再び取り戻すことができなくなるおそれがあったため、児童虐待の現場では、「親権喪失」の申立てはほとんど行われていないのが実状でした。そのため、虐待をする親の親権を制限し、親から子どもを一時的に引き離すことで、子どもの心身の安全を守ると同時に、親権が停止されている間に虐待した親や家庭環境を改善し、親子の再統合を図ることを目的にこの制度がつくられました。

②「未成年後見制度」

親の親権が制限された未成年の子どもに対し、後見人を選任する制度です。これまでは、未成年後見人として選任できるのは、一人、かつ、個人に限られていましたが、その負担の大きさから、適切な未成年後見人の引受け手が見つかりにくいのが実状でした。

そこで、未成年後見人選任の選択肢を広げるため、社会福祉法人などの法人も未成年後見人として選任できるようになりました。また、併せて複数の未成年後見人を選任することができるようになり、未成年後見の分担ができるようになりました（例：子どもの日々の世話は親戚が行い、遺産などの子どもの重要な財産の管理は弁護士などの専門家が行う）。



第3章 計画の実施状況と見直し

1. 第2次計画の実施状況と課題

前述のとおり、第2次計画は、狭義の福祉、いわゆる「地域福祉」を範囲とし、また、行政が行うべき施策を中心に、実現可能で、かつ、実効性の高い計画として策定されましたが、計画期間中に東日本大震災が起きたこともあり、一部実施できなかった施策が残りました。

ここでは、第2次計画の評価結果を公表し、第3次計画へつなげていくために、地域福祉計画推進会議内で検討した内容をご紹介します。

第2次計画の評価方法

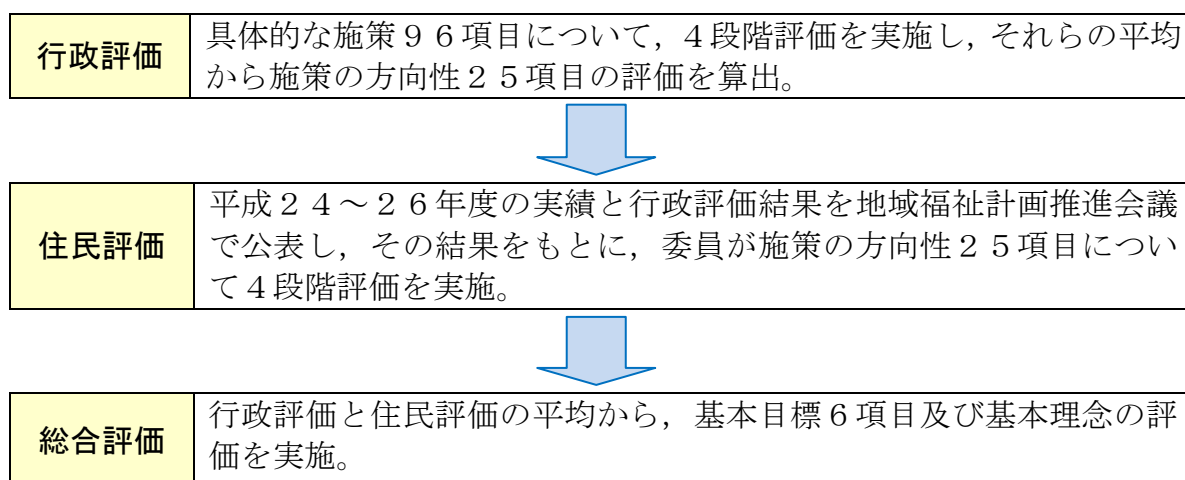
第2次計画の評価は、平成24～26年度にかけて行いました。まず、毎年度末に各施策の実績を洗い出して評価を行い、平成26年度には、それまでの3年間を通しての総合評価を行いました。

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年度評価		●	●	●	●
総合評価				●	

※平成23年度は、東日本大震災の対応があり、評価を実施しませんでした。

※平成27年度は第3次計画策定作業のため、年度評価を総合評価に組み込みませんでした。

その際は、行政と住民（地域福祉計画推進会議委員）がそれぞれに評価を行い、両者の平均を取る方法を取りました。



【評価基準】

評価区分	評価基準	換算ポイント
A	具体的な施策をほぼ（80%以上～100%）達成できた。	10点
B	具体的な施策を概ね（50%以上～80%未満）達成できた。	7点
C	具体的な施策をあまり（30%以上～50%未満）達成できなかった。	4点
D	具体的な施策をほとんど（0%～30%未満）達成できなかった。	1点

【平均ポイントから総合評価への換算表】

平均ポイント	評価区分	評価
8以上10以下	A	ほぼ（80%以上～100%）達成できた。
5以上8未満	B	概ね（50%以上～80%未満）達成できた。
3以上5未満	C	あまり（30%以上～50%未満）達成できなかった。
1以上3未満	D	ほとんど（0%～30%未満）達成できなかった。

【評価の際のルール】

- ①行政が直接に実施し、または関与した実績のみを評価の対象とし、村社協や地区社協など関係機関・団体の活動に係る実績は対象から除外する。
- ②住民評価の際は、直接体験した項目は実感に基づいて評価し、そうでない項目は、提供されたデータから評価を行う。
- ③課題ばかりを洗い出すのではなく、達成したことも評価する。

第2次計画の評価結果

上記の方法で評価を実施した結果、基本目標2「情報資源」、基本目標4「物的資源」及び基本目標5「権利擁護」については、行政評価・住民評価とも「概ね達成できた（B評価）」以上の結果になりました。

一方で、基本目標1「人的資源」、基本目標3「関係性の資源」及び基本目標6「小地域福祉活動の推進」については、行政評価・住民評価とも「あまり達成できなかった（C評価）」という結果になり、取組みが不十分であったことが明らかになりました。

また、第2次計画は3つの重点施策を掲げていましたが、これらの重点施策は、主に取組みが不十分であった3つの基本目標に係る施策の実施により達成される仕組みになっており、重点施策の行政評価においても「あまり達成できなかった（C評価）」または「ほとんど達成できなかった（D評価）」という評価結果になりました。

最終的に、行政評価と住民評価を合わせた第2次計画の総合評価は、「B」という結果になりました。

第2次地域福祉計画の行政評価及び住民評価結果（総合評価）

総合評価	基本目標	施策の方向性	行政評価 住民評価
B	1 福祉の心を育て、福祉に対する理解にあふれた人材を育成します 人的資源 行政評価結果：C 住民評価結果：C	1 住民に対する福祉教育を進めます。 2 子どもへの福祉教育を推進します。 3 新たな地域福祉の担い手の発掘・育成に努め、活動を支援します。 4 特にリーダーとなって活躍する人材の育成に努めます。 5 関係機関や団体の育成・支援の強化に努めます。 6 行政職員の福祉教育に力を入れます。	B / B B / B C / C D / D D / D B / B
	2 「福祉圏域」という考え方を新たに取り入れ、圏域単位にきめ細かな住民への福祉情報提供とニーズ把握、相談支援体制の強化に努めます 情報資源 行政評価結果：B 住民評価結果：B	1 圏域ごとに現状及び課題の分析を行うとともに、将来像を明らかにします。 2 情報公開を進め、住民への迅速で分かりやすい福祉情報の提供に努めます。 3 地域の福祉ニーズの把握に努めます。 4 相談支援体制を強化します。 5 先進地の福祉情報を積極的に収集します。	D / D B / B A / A A / A C / C
	3 福祉・保健・医療の連携を強化し、関係機関・団体の活動支援に努めます 関係性の資源 行政評価結果：C 住民評価結果：C	1 関係機関・団体との連携を強化します。 2 住民同士の支え合いの仕組みづくりを支援します。 3 「地域福祉計画」と他の福祉分野6計画の理念や内容との整合性を確保します。	B / B C / C D / D
	4 福祉拠点の整備と利用者本位の運営に努めるとともに、拠点間連携を強化します 物的資源 行政評価結果：B 住民評価結果：B	1 総合福祉センター「絆」の利用者本位の運営と機能強化に努めます。 2 ボランティア市民活動センター「えがお」の利用者本位の運営と機能強化を支援します。 3 総合支援センター「なごみ」の利用者本位の運営と機能強化に努めます。 4 福祉拠点となる各施設の連携を強化します。 5 新たな福祉拠点の確保について検討します。	B / B A / A B / B D / D D / D
	5 福祉的な支援を必要とする人々の権利擁護（アドボカシー）に努めます 権利擁護 行政評価結果：A 住民評価結果：B	1 認知症高齢者、障がい者など、福祉サービスの主体的な利用が困難な人の権利擁護（アドボカシー）を推進し、福祉サービス利用を支援します。 2 子どもの権利擁護（アドボカシー）を推進します。 3 災害時に個別の情報提供や避難誘導が必要な人々への支援対策を講じます。 4 多職種による重層的な支援により、「制度や法律の狭間で痛む人々」にも対応します。	B / B A / B A / A B / B
	6 小地域福祉活動を積極的に推進します。 小地域福祉活動の推進 行政評価結果：C 住民評価結果：C	1 小地域福祉活動を担う団体を積極的に支援します。 2 小地域福祉活動を担う団体の連携強化を図ります。	B / B D / D

【基本目標ごとの評価・分析】

基本目標 1	福祉の心を育て、福祉に対する理解にあふれた人材を育成します。	行政評価／住民評価 C／C
・住民（子どもを含む）及び行政職員に対する福祉教育については、各種講座や授業、研究会、人事交流等を行い、一定程度の実績を上げることができたが、新たな地域福祉の担い手の発掘・育成、関係機関や団体同士の協力・連携体制づくりには取り組めなかったため、第3次計画への課題とする。		
施策の方向性①	●住民に対する福祉教育を進めます。	行政評価／住民評価 B／B
・住民に対する福祉教育には、「住民座談会」「村の出前講座」「村社協の講座・講演会・イベント」がツールとして使われた。 ・住民座談会に行政職員が毎回参加し、住民の声に直接触れるようになったが、今後は参加した住民からの意見・要望・提言が、どのように村社協や行政の計画や具体的な事業に反映されたのかをフィードバックすることで、「住民主体の地域福祉の推進」という意識を住民の中に育み、今後の住民による小地域福祉活動の推進の一助としていく。 ・「村の出前講座」「村社協の講座・講演会・イベント」は、住民の福祉教育に一定程度寄与したと思われるため、今後も広報に力を入れ、村社協と共催で開催する。さらに、内容の重複を避け、事業運営の効率化を図っていくとともに、新たな課題への取組みを模索する。 ・住民と行政の協働体制を推進するための取組みとして、平成24年度から「協働の指針」の策定の検討が始まり、平成26年度に完成した。今後は「自治基本条例」及び「協働の指針」を活用し、地域住民の意識改革を図っていく必要がある。 ・また、平成26年度には「協働のまちづくりファシリテーター養成講座」が開催され、住民にも多数参加いただいた。参加した住民には今後地域のリーダーとなって活躍してもらえよう、活動への動機付けを企図した講座体験の取組みを進めていく必要がある。		
施策の方向性②	●子どもへの福祉教育を推進します。	行政評価／住民評価 B／B
・平成24～26年度にかけて「認知症サポーター養成講座」を東海南中学校で開催し、また平成24年度に「人権の花運動」を小学校1校、平成26年度に「人権教室」を小学校3校・学童クラブ2か所で開催した。 ・小中学校での福祉教育は単発で終わることが多く、また全校で行われたわけではないことから、今後は継続して一定の効果をねらいとし、複数回の授業・プログラムを、行政や関係機関が協働して企画・提案していく必要がある。また、村社協や地区社協の活動について取り上げた「地域福祉」に関する授業を行っていくべきであるという意見もあり、村社協との有機的な連携も課題である。 ・子どもが福祉の心を育めるようなイベントや世代間交流等は開催できなかったが、地区社協や青少年育成東海村民会議などにおいて独自の世代間交流事業などが実施されている。従来から先進自治体の事例などを収集し、情報提供するような側面的支援に取り組んできたが、これを本村においてどのように展開するか、具体策が求められる。		
施策の方向性③	●新たな地域福祉の担い手の発掘・育成に努め、活動を支援します。	行政評価／住民評価
施策の方向性④	●特にリーダーとなって活躍する人材の育成に努めます。	C／C D／D
・地域福祉の担い手（地区自治会、民児協、地区社協、NPO法人、ボランティア、村社協等）による新たな人材発掘についての検討（意見交換会の開催）、地区自治会や企業と連携した人材発掘・育成の仕組みづくり、若い世代が小地域福祉活動に参加しやすい環境づくりなどの施策は、全く行うことができなかった。		

・必要性は長年認識されていながら、従来の取組みが具体的効果へとつながらなかった施策であるため、今後は具体的な施策を再度検討して実施していく必要がある。		
施策の方向性⑤	●関係機関や団体の育成・支援の強化に努めます。	行政評価／住民評価
		D／D
・村社協やボランティア市民活動センター「えがお」、地域福祉関係団体（地区自治会、民児協、地区社協）への財政的支援は行ったが、地域福祉の担い手同士の相互の協力・連携を目指した取組みや、団体メンバーの意識向上のための取組み、後継者不足を解消するための取組み等を行うことができなかったため、今後は住民活動・ボランティア活動における“マインド”の創出・熟成へのアプローチ、相互交流の機会の創出について具体的な施策を実施していく必要がある。		
施策の方向性⑥	●行政職員の福祉教育に力を入れます。	行政評価／住民評価
		B／B
・「認知症サポーター養成研修」及び「人権・同和問題研修」を新規職員採用研修で実施した（ほかにも人権・同和団体が主催する「人権・同和問題研修会」への全庁的な職員派遣を毎年20名程度のペースで実施している）。		
・村社協との人事交流で、2名の社協職員を受け入れ、1名の村職員を派遣することができた。また、村職員対象の各種研修に、村社協職員も聴講生として参加できるようにした。		
・一定程度の研修や村社協との人事交流は行えたが、昨今ますます深刻化・重度化・複雑化している福祉課題に対応するため、行政職員として必要十分な社会福祉知識を身に付けられるような講習を関係部署や関係機関と共同で実施していく必要がある。また、行政職員は積極的に現場（地域）に出て地域住民の活動に参加する力、直接住民を支援する力、また、現場での経験を行政施策に反映していく力も養う必要がある。		

基本目標 2	「福祉圏域」という考え方を新たに取り入れ、圏域単位にきめ細かな住民への福祉情報提供とニーズ把握、相談支援体制の強化に努めます。	行政評価／住民評価
		B／B
・地域福祉推進担当の通常業務でもある福祉情報の提供、地域の福祉ニーズの把握、相談支援体制強化については丁寧に取り組み、よい実績を上げることができたが、圏域ごとの現状及び課題の分析には全く取り組めなかったため、第3次計画への課題とする。		
施策の方向性①	●圏域ごとに現状及び課題の分析を行うとともに、将来像を明らかにします。	行政評価／住民評価
		D／D
・全く実施できなかった施策だが、今後も地域福祉を推進していく上で必要な施策であることに変わりはないことから、第3次計画では、まず現状の把握に取り組むこととする。		
施策の方向性②	●情報公開を進め、住民への迅速で分かりやすい福祉情報の提供に努めます。	行政評価／住民評価
		B／B
施策の方向性③	●地域の福祉ニーズの把握に努めます。	A／A
施策に方向性④	●相談支援体制を強化します。	A／A
・広報紙、屋外無線放送、公式ホームページ、民生委員及び地区社協会員を通じた福祉情報の発信、「福祉の概要」の発行による住民への情報提供を行った。		
・民生委員個人、民児協、地区社協、NPO法人、村社協との連携により、地域情報の把握に努めた。		
・重要な政策の決定にあたってはパブリックコメントやアンケート調査を実施し、また、各種福祉計画の策定に住民が参画することで、地域の福祉ニーズの把握に努めた。		
・行政各課や村社協の窓口機能の連携強化、民生委員の活動支援、村社協主催の「総合相談（心配ごと相談）」の周知、職員の対人援助技術向上のための研修参加、職員のアウトリーチ強化、生活保護制度や各種貸付制度の周知など、住民からの相談に対する支援体制を強		

化した。

- ・差別問題や人権侵害等への対策を各方面から実施した。

【実施例】

- ・人権・同和団体が主催する「人権・同和问题研修会」への全庁的な職員の参加（毎年 20 名程度）
- ・人権相談窓口の周知，人権教育講演会の開催，人権作文・人権標語の応募呼びかけ，「人権週間記念フェスタ」の開催
- ・いじめ実態調査の実施，「いじめフォーラム」の開催，「いじめ防止基本方針」の策定，中学校での「アサーショントレーニング（※²⁰）」の実施，小学校及び学童クラブでの人権教室の開催
- ・「高齢者虐待防止マニュアル」の周知
- ・児童虐待防止のための母親面談及びグループミーティング
- ・他にも，戦傷病者，戦没者の遺族に対する支援や，風水害，震災，火災のり災者に対する支援，「社会を明るくする運動」の実施を支援するなど，各種方面から相談支援体制の強化を図った。
- ・これらの施策に一定程度取り組んだことにより，以上のような実績も上げられたため，今後も今のレベルを保ちつつ継続実施していく。

施策の方向性⑤	●先進地の福祉情報を積極的に収集します。	行政評価／住民評価
		C／C
・先進地の福祉情報の収集は、必要に応じてその都度行っているため、今後は施策として特出しはしない。		

基本目標 3	福祉・保健・医療の連携を強化し，関係機関・団体の活動支援に努めます。	行政評価／住民評価
		C／C
・個別支援のための福祉部内及び関係機関，団体との連携は強化されてきているが，福祉分野の各計画の相互の進行状況の確認，コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置については実施できなかったため，第3次計画への課題とする。		
施策の方向性①	●関係機関・団体との連携を強化します。 ●住民同士の支え合いの仕組みづくりを支援します。 ●「地域福祉計画」と他の福祉分野6計画の理念や内容との整合性を確保します。	行政評価／住民評価
施策の方向性②		B／B
施策の方向性③		C／C D／D
・民児協，地区社協，その他福祉関係団体，NPO法人，日本赤十字社茨城県支部，村社協及び福祉部内との業務上の連携は一定程度図られてきている。 ・しかし，福祉分野の各計画の相互の進行状況の確認は行われなかった。地域福祉の推進には福祉部内各分野同士の施策上の協力・連携が必要となってくるため，今後は各計画の改定の際の情報交換，連携の模索，改定後の相互の進行状況の確認は必ず行っていく。 ・また，住民の支え合いの仕組みづくりにはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置が欠かせないことから，今後は配置を検討していく。		

²⁰ アサーショントレーニング…自分も相手も大切にしたい自己表現を身につけていくトレーニングのこと。

基本目標 4	福祉拠点の整備と利用者本位の運営に努めるとともに、拠点間連携を推進します。	行政評価／住民評価
		B／B
・村内の福祉拠点の管理・運営については、指定管理者が行っているものと、村が直接行っているものがある。 ・総合福祉センター「絆」は、指定管理者である村社協が管理・運営を行い、村はそれを支援し、また、総合福祉センター運営協議会や監査を通じて、経費節減、住民サービスの提供状況について把握している。今後も引き続き現状を維持しつつ、更なる住民サービス向上に向け、住民からの苦情・要望にも村社協とともに対応していく。 ・総合支援センター「なごみ」は、村が直接管理・運営を行っており、施設・設備の修繕を適宜行っている。また、福祉関係のNPO法人の活動拠点として場所を提供している。 ・このように、村内の福祉拠点の利用者本位の運営及び機能強化は一定程度図られたが、拠点間の連携や新たな福祉拠点の確保は行えなかったため、第3次計画では必要性も含めて検討していく。		
施策の方向性①	●総合福祉センター「絆」の利用者本位の運営と機能強化に努めます。	行政評価／住民評価 B／B A／A B／B D／D D／D
施策の方向性②	●ボランティア市民活動センター「えがお」の利用者本位の運営と機能強化を支援します。	
施策の方向性③	●総合支援センター「なごみ」の利用者本位の運営と機能強化に努めます。	
施策の方向性④	●福祉拠点となる各施設の連携を強化します。	
施策の方向性⑤	●新たな福祉拠点の確保について検討します。	
【総合福祉センター「絆」】 ・総合福祉センター「絆」の管理・運営は、平成21年度から指定管理者制度により村社協が行っており、村は村社協に対して指定管理業務の進め方について助言を行ったり、総合福祉センター運営協議会において経費節減、住民サービスの向上について協議を行った。今後も引き続き「絆」運営における経費節減、住民サービスの質について監査等で把握していく。 ・「絆」における住民サービスを安定的に提供するため、指定管理者とともに、定期的に施設・設備の修繕・改修を行った。 ・「絆」利用者からいただいた意見・要望に対しては、丁寧な回答を行った。 【ボランティア市民活動センター「えがお」】 ・東日本大震災により、「えがお」が入居していた施設が被災したことから、新たな活動拠点の確保が課題となっていたが、平成25年度に村民活動センターを建設し、その中に、「えがお」を配置した（その後、「えがお」機能は、「絆」内の村社協本部に移された）。 【総合支援センター「なごみ」】 ・施設の老朽化を踏まえ、適宜、施設・設備の修繕を行っている。 ・平成26年度に障がい者の就労訓練を行うNPO法人に施設の利用を許可し、障がい者の自立を支援した（他にも、精神障がい者の就労訓練場所として食堂の開設、高齢者のデイサービスを行うNPO法人に施設の使用を許可している）。		

基本目標 5	福祉的な支援を必要とする人々の権利擁護（アドボカシー）に努めます。	行政評価／住民評価
		A／B
・権利擁護、災害時避難行動要支援者対策、多職種・多機関の連携による重層的な個別支援については、福祉部各課の中心的な業務でもあり、よい実績を出すことができた。今後も引き続き業務を丁寧に行っていく。		

施策の方向性①	●認知症高齢者、障がい者など、福祉サービスの主体的な利用が困難な人の権利擁護（アドボカシー）を推進し、福祉サービスの利用を支援します。	行政評価／住民評価 B／B
施策の方向性②	●子どもの権利擁護（アドボカシー）を推進します。	A／B
・村社協の「福祉後見サポートセンター」（現在は「福祉後見サポート係」）への財政的支援や、支援を必要とする人々（認知症高齢者、障がい者、児童等）の早期発見・早期支援のための関係機関、団体との連携は図られてきたが、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置による地域での支援には取り組めなかったため、今後は配置を検討していく。		
施策の方向性③	●災害時に個別の情報提供や避難誘導が必要な人々への支援対策を講じます。	行政評価／住民評価 A／A
・災害時の避難体制の整備については、「災害プラン」の改訂及び避難支援マニュアルの作成・改訂、地区自治会への避難行動要支援者名簿の提供やあんしんサポーターの配置など、地域での避難体制整備を進めた。今後も引き続き、自治会単位での避難体制維持に努めていく。 ・防災原子力安全課で「地域防災計画」の策定が進められており、今後はこの計画の住民周知を行い、地域での防災体制の整備を行って行く。 ・福祉避難所の運営訓練等を行い、マニュアル改訂を行う必要がある。		
施策の方向性④	●多職種による重層的な支援により、「制度や法律の狭間で痛む人々」にも対応します。	行政評価／住民評価 B／B
・多様な生活課題を有する住民への支援においては、個別事例ごとに各専門領域の関係者を召集したケース会議を開催し、情報共有、支援方法についての検討を行った。その際は、従来の福祉・保健・医療分野の職員だけでなく、その他の分野の専門職種（教育委員会、消費生活センター、警察など）も交えた会議となることもあり、今後も、部署間、外部機関との連携の必要性・重要性に関する意識が職員に浸透し、継承されるよう取り組んでいく。		

基本目標 6	小地域福祉活動を積極的に推進します。	行政評価／住民評価 C／C
・小地域福祉活動を担う団体（単位自治会、地区自治会、民児協、地区社協、NPO法人、ボランティア団体、村社協）への支援は個別に実施したが、団体同士の相互の協力・連携を目指した取組みは行えなかったため、第3次計画への課題とする。		
施策の方向性①	●小地域福祉活動を担う団体を積極的に支援します。	行政評価／住民評価 B／B
施策の方向性②	●小地域福祉活動を担う団体の連携強化を図ります。	D／D
・諸活動において、後継者不足・次世代への継承が課題となるなか、教育機関との協働、児童・生徒・学生へのアピールやアプローチは十分試みられてこなかった。今後は、教育機関と協働関係をつくり、児童・生徒・学生の小地域福祉活動への参加機会の創出が急務である。 ・地域で新たな活動者を支援したり、団体間の調整役を担う存在としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置が試みられたが、実施できなかったため、今後は配置を検討していく。		

第2次地域福祉計画・重点施策の評価結果（総合評価）

重点施策	評価結果 (行政評価のみ)
①福祉に対する理解にあふれ、住民同士がともに助け合って暮らしていける地域づくり（福祉の心づくり・人づくり） ・「住民座談会」の継続実施，出前講座の充実 ・小・中学生の福祉教育の推進，親世代の地域福祉活動への参加促進 ・人材発掘・育成の仕組みづくり ・住民，地区社協，NPO法人，村社協，行政などが対等に協議する場づくり	D
②福祉圏域ごとにニーズを把握し，きめ細かな支援が行き届く仕組みづくり（福祉圏域の考え方を生かしたデータ分析と活用） ・福祉圏域ごとのデータ整備，小地域福祉活動団体との共有・活用 ・圏域ごとのニーズに合わせた福祉サービスの創出 ・小地域福祉活動団体への支援，団体間の意見交換の場づくり	C
③地域の課題について，関係機関で協議し，解決する仕組みづくり（フォーマル・インフォーマルの枠を超えた連携） ・関係機関の意見交換の場づくり ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の村社協への配置，育成 ・福祉部内会議の定期的実施，従来の枠組みにとられない担当者レベルでの連携	D

第2次地域福祉計画の評価・反省ポイント

評価ポイント

- ・福祉情報の提供，福祉ニーズの把握，相談支援，福祉拠点の整備及び管理・運営，権利擁護，災害時避難行動要支援者対策，小地域福祉活動を担っている団体への個別支援等，福祉部各課及び村社協，関係機関と連携して実施する施策については，一定程度の実績を上げることができました。

反省ポイント

- ・新たな地域福祉の担い手の発掘・育成，地域福祉活動団体同士の協力・連携体制づくり，圏域ごとの現状把握・課題分析，コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による個別支援・住民活動支援など，より一歩地域へ踏み込み，住民と関わり合いを持たなくては進められない施策については，積極的に取り組むことができませんでした。

2. 第3次計画の特徴

第2次計画の評価結果を踏まえ、第3次計画は以下の4点の特徴を持った計画として作成しました。

【特徴①】第2次計画で実施した施策の重点化と再編成を行いました。

第2次計画で行政評価及び住民評価がともに低かった（C評価）基本目標「人的資源」「関係性の資源」「小地域福祉活動の推進」に焦点を絞り、重点的にやっていくこととしました。

また、村内で認知症高齢者及び児童虐待が増加している現状を考慮し、「権利擁護」についても引き続き推進していくことにしました。そして、より実行性を高めるため、これらの基本目標を再編成し、新たな目標に設定し直しました。

【特徴②】第2次計画で評価の高かった施策を「通常業務」として、基本目標とは別体系で掲載しました。

第2次計画で評価の高かった（A・B評価）施策については、行政内でルーチンワーク化し、実施することが当たり前になってきました。これらは今後も引き続き実施し、さらに上のレベルを目指していきますが、計画上では基本目標体系とは別に「通常業務」という体系を設け、基本目標体系とは分けて掲載しました。

【特徴③】策定後の評価方法や評価基準をあらかじめ規定しました。

新たな試みとして、計画策定時にあらかじめ評価方法や評価基準を規定することとしました。これは、東日本大震災後、第2次計画の進行管理が思うようにいかなかった反省や、第2次計画の評価作業時に出てきたアイデアを活かしたものであり、計画策定後は速やかに評価を行っていきます。

【特徴④】「具体的な施策」の記載方法を見直しました。

第2次計画では、96項目の「具体的な施策」一つひとつに年次計画及び担当課（主管課・関係課・関係機関）が記載されていました。

第3次計画ではこの記載方法を見直し、情勢の変化に応じて、また、地域住民や福祉関係者の意見を取り入れて柔軟に施策を修正できるよう、各施策を「実現に向けて考えられる取組みの例」レベルでの記載に留めることとし、年次計画も定めないこととしました。併せて、担当課についても、第3次計画の施策は複数の課で連携して進めていくものが多く、現時点では主管課が明確に決まっていないうものもあることから、記載しないこととしました。

「第5次総合計画」との整合性や、村社協の「第3次東海村地域福祉活動計画」との連携は、第2次計画から引き続き継続していきます。また、「地域福祉の充実のために行政が行うべき施策」のみを掲載している点も、第2次計画と同様です。



第 2 部

基本構想

第1章 計画の基本理念

第2章 基本目標

第3章 施策の体系

第4章 通常業務体系

第5章 第3次計画の進行管理及び評価方法



第1章 計画の基本理念

本村が地域福祉を推進するために目指すべき基本理念を次のとおりとします。

第3次東海村地域福祉計画の基本理念

みんなで支え合い、誰もが地域で自分らしい生活を送ることができるまちをつくる

基本理念とは、この計画の根底にある基本的な考え方のことで、この計画に携わる全ての人々にとっては、ある意味で合言葉のようなものです。この言葉は、計画に基づきこれから実現を目指す東海村における地域福祉のあり方の理想を表しており、また第5次総合計画後期基本計画の福祉分野の政策の1つにもなっています。

基本理念によって実現される東海村の将来像の具体的なイメージは、次の（１）～（３）のとおりです。

（１）支え合いの心を持ち、主体的に地域づくりに関わる住民がたくさんいるまち

東海村にはこれまでも地域で活動をされている人たちがたくさんおり、「人のため」「地域のため」という精神をお持ちです。これを多くの人に伝え、子どもから高齢者まで誰もが東海村を愛し、ともに住み良い地域をつくっていただけるような風土づくりを目指します。

（２）住民同士が互いに顔の見える関係を築ける程度の地理的範囲ごとに、独自の地域福祉施策が推進されているまち

「住民同士が互いに顔の見える関係を築ける程度の地理的範囲」とは、ここでは地区自治会、地区社協の活動単位である第2圏域（小学校区エリア）を指します。また、このような住民の生活感覚に即した「生活圏」での活動を「小地域福祉活動」といいます。東海村には小学校が6か所あるため、各エリアの地域特性に合った独自の施策を住民とともに考え、つくっていきます。

（３）行政、関係機関、住民による連携・協働のネットワークがより強固なものとなり、地域で支援を必要とする人を早期発見し、支援する体制がきめ細やかに整っているまち

住民誰もが、困ったときには素早く支援が受けられるよう、また、誰もが不当に自由や権利を侵害されることなく安心して生活を送ることができるよう、村全体で体制を整えます。



第2章 基本目標

基本理念の実現を図るため、4つの分野ごとに基本目標を掲げ、各種施策を展開します。

目標とは、目的を成し遂げるために設ける到達点のことです。基本理念を実現するためには、4つの分野ごとにアプローチが必要であることから、それぞれの分野における到達点を、以下のように基本目標として定めます。これら4つの目標全てが達成されたときが、理念が実現したときということになります。

■基本目標1

地域福祉の心を育み、地域福祉に対する理解にあふれた人材を育成します

住民に対し、「自分の住む地域のことは地域で支え合って解決していこう」という地域福祉の考えを広く伝え、支え合い・助け合いの意識を醸成（育て、高めること）します。さらに、子どもや若い親たちに対する地域福祉教育にも力を入れることで、東海村に愛着を持ち、住民と行政が一緒になって村の未来を考え、つくっていきけるような風土づくりを目指します。

【施策の方向性】

- ①住民に対し、地域福祉の重要性を伝える啓発・研修を行い、地域福祉の理念を広めます。
- ②住民に対し、地域福祉活動の魅力や必要性、参加方法を分かりやすく周知します。
- ③行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けられるような教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。

■基本目標2

住民による小地域福祉活動を支援します

地域福祉に興味を持った人たちが実際に地域で活動始める際のバックアップ体制を整え、全面的に支援していきます。また、各小学校区（第2圏域）で地域の活動者・団体が集まり、自分たちが住む地域の課題をともに考え解決していくための場や、地域で生まれた活動を全村的に展開していくための協議の場をつくれます。さらに、地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」(※²¹)

21 支え合いコーディネーター…地域に出向いて、住民の地域福祉活動を直接支援する専門職。東海村では、介護保険法の「生活支援コーディネーター（SC）」と、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」を兼務する独自のスタイルで配置する。

を地域に配置し、住民と一緒にこれらを進めていきます。

【施策の方向性】

- ①小地域福祉活動に貢献する個人・団体を多方面からバックアップし、多様な担い手を育成します。
- ②小地域福祉活動を担う個人・団体同士の交流・連携・協議の場をつくり、住民主体の小地域福祉活動を推進します。
- ③今後の村の地域福祉のあり方について住民と協議する場をつくり、小地域福祉活動を村全体の地域福祉活動につなげます。

【共通施策】

- ★地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います。

■基本目標 3

地域福祉の推進を目指した連携・協働の充実強化を図ります

支援を求める人に対し、これまで以上に迅速かつ的確な支援が行えるよう、これまでの福祉・保健・医療分野の連携を維持するとともに、連携範囲を拡大し、村民相談室や教育委員会、警察など、その他の分野・機関とも情報の共有化を図ります。また、東日本大震災から5年が経過しましたが、これまでに各単位自治会が整えてきた災害時避難行動要支援者への支援体制を維持しつつ、住民の防災意識が薄れないよう啓発や防災訓練を行い、地域とともに防災体制を強化していきます。また、村内各所に福祉施設が整備され、その管理運営も軌道に乗った現在、新たな拠点の可能性について、住民とともに検討していきます。

【施策の方向性】

- ①新たな福祉拠点のあり方について検討します。
- ②災害時における地域主体の防災体制づくりを支援します。
- ③多職種・多機関との連携や、地域活動者との協働により、各ライフステージ、領域における切れ目のない重層的な支援体制を構築します。
- ④生活困窮者に対する支援を推進します。

【共通施策】

- ★地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います。
- ★支援を必要とする人を早期に発見するための取組みを強化します。
- ★個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います。

■基本目標 4

福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護（アドボカシー）を推進します

自己の判断では適切な福祉サービスの利用や生活が困難な人々が、適切な福祉サービスを利用できるよう支援するとともに、それらのサービスが適切に機能しているかをチェックする体制を強化することで、全ての人々が安心してその人らしい生活を送れる社会の実現を目指します。他にも総合窓口を設置し、ワンストップで支援につなげる仕組みを庁内で検討するとともに、権利擁護についての普及啓発を行い、住民の理解を深めます。

【施策の方向性】

- ①成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します。
- ②全ての住民が相談しやすい福祉の窓口（総合相談窓口）をつくれます。
- ③全ての住民の尊厳を守り、地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。

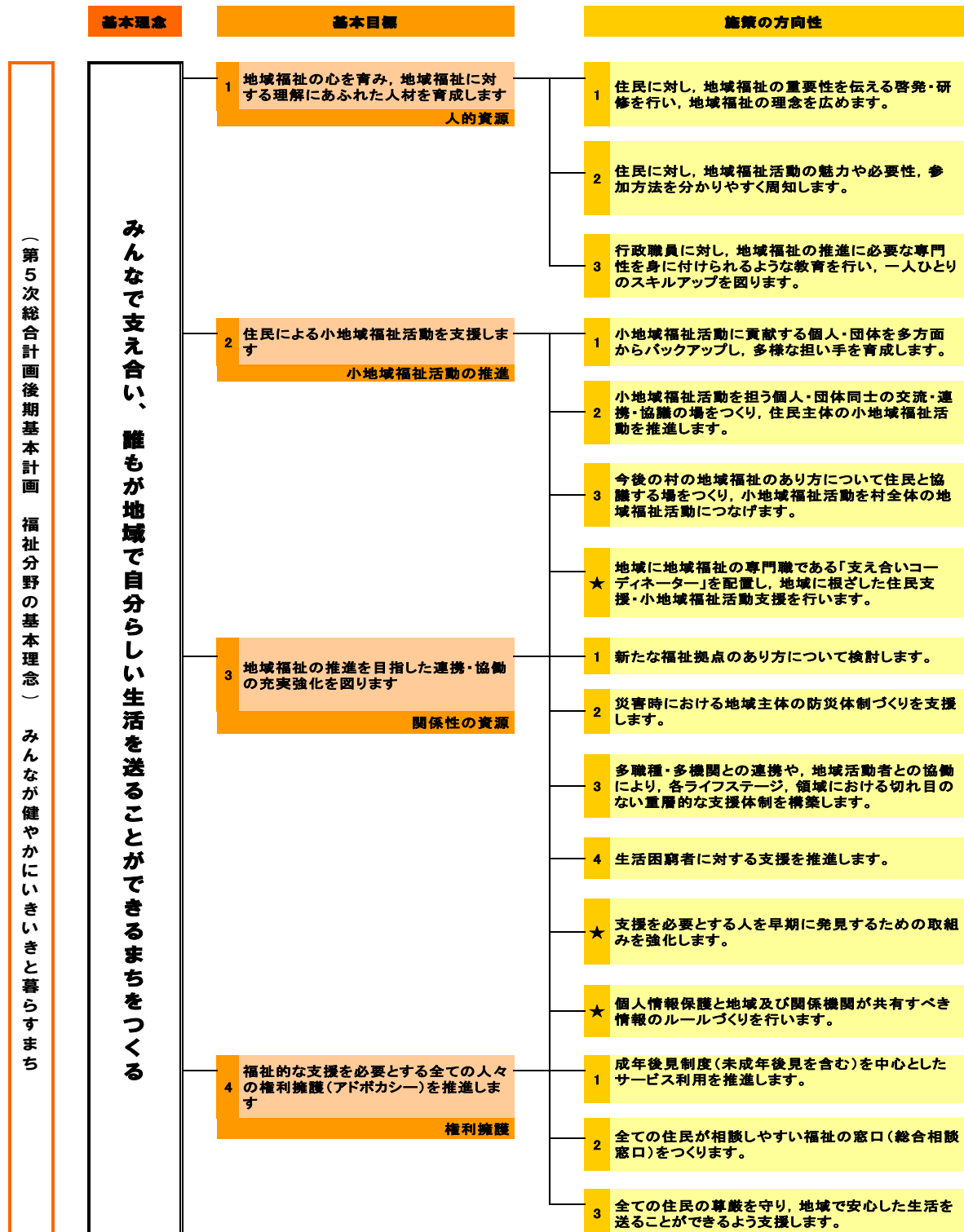
【共通施策】

- ★地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います。
- ★支援を必要とする人を早期に発見するための取組みを強化します。
- ★個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います。



第3章 施策の体系

第3次計画では、基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げています。そして、それぞれの基本目標に向かって、行政として取り組むべき施策の方向性を示しています。



第4章 通常業務体系

第3次計画では、第2次計画で十分な実績を上げることができなかった施策を中心に4つの基本目標を立てていますが、よい実績を上げた施策についても引き続き行政責任として漏れなく実施していくため、基本目標体系とは別に、「通常業務体系」として位置づけます。

1. 広く地域住民に福祉情報を発信するとともに、住民のニーズ把握に努めます。	
・ 広報紙，屋外無線放送，公式HP，SNS，福祉情報冊子等を使った広報を実施します。	施策番号 通常1-1
・ 各種出前講座を開催します。	施策番号 通常1-2
・ 福祉関係の重要施策を決定する際は村民の意向を確認します。 (パブリックコメント及びアンケート調査の実施，各種行政計画策定時の住民参画)	施策番号 通常1-3
・ 村社協の情報発信を支援します。	施策番号 通常1-4
2. 各種団体の活動を支援します。※順不同	
・ 東海村社会福祉協議会，ボランティア市民活動センター「えがお」	施策番号 通常2-1
・ 地区社会福祉協議会	施策番号 通常2-2
・ 民生委員・児童委員協議会	施策番号 通常2-3
・ 東地区保護司会，東海保護司の会，更生保護女性会，人権擁護委員	施策番号 通常2-4
・ 遺族会，母子寡婦福祉会	施策番号 通常2-5
・ 既存の福祉関係NPO法人5団体	施策番号 通常2-6
・ 日本赤十字社茨城県支部	施策番号 通常2-7
・ 単位自治会，地区自治会	施策番号 通常2-8
3. 突発的な業務には，迅速に対応します。	
・ 行旅死亡人，行旅病人に対する支援を行います。	施策番号 通常3-1
・ 災害（火災，風水害及び震災）の災害者への支援を行います。	施策番号 通常3-2
・ 戦傷病者，戦没者の遺家族等に対する支援を行います。	施策番号 通常3-3
・ その他，突発的な業務には迅速に対応します。	施策番号 通常3-4

4. 福祉施設の適正な運営管理・機能強化を図ります。	
・総合福祉センター「絆」の利用者本位の運営と機能強化を支援します。	施策番号 通常4-1
・ボランティア市民活動センター「えがお」の利用者本位の運営と機能強化を支援します。	施策番号 通常4-2
・総合支援センター「なごみ」の利用者本位の運営と機能強化に努めます。	施策番号 通常4-3
5. 計画の進行管理を適切に行います。	
・第3次地域福祉計画の進行管理を適切に行います。	施策番号 通常5-1
・他の福祉分野計画の進行管理状況の把握に努めます。	施策番号 通常5-2
6. 差別問題、人権侵害等への対策を行います。	
・人権・同和問題に対する全庁的な理解を深めます。	施策番号 通常6-1
・人権・同和問題に関する各種取組みを行います。	施策番号 通常6-2
7. 県（県央福祉事務所）の生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する業務に協力します。	
・生活保護、生活困窮に関する相談業務を支援し、制度周知を行います。	施策番号 通常7-1
・生活保護に関する申請書類の受付・進達事務を行います。	施策番号 通常7-2

※平成27年度時点での「通常業務」であり、今後の組織編制等により変わる可能性もあります。



かおりん

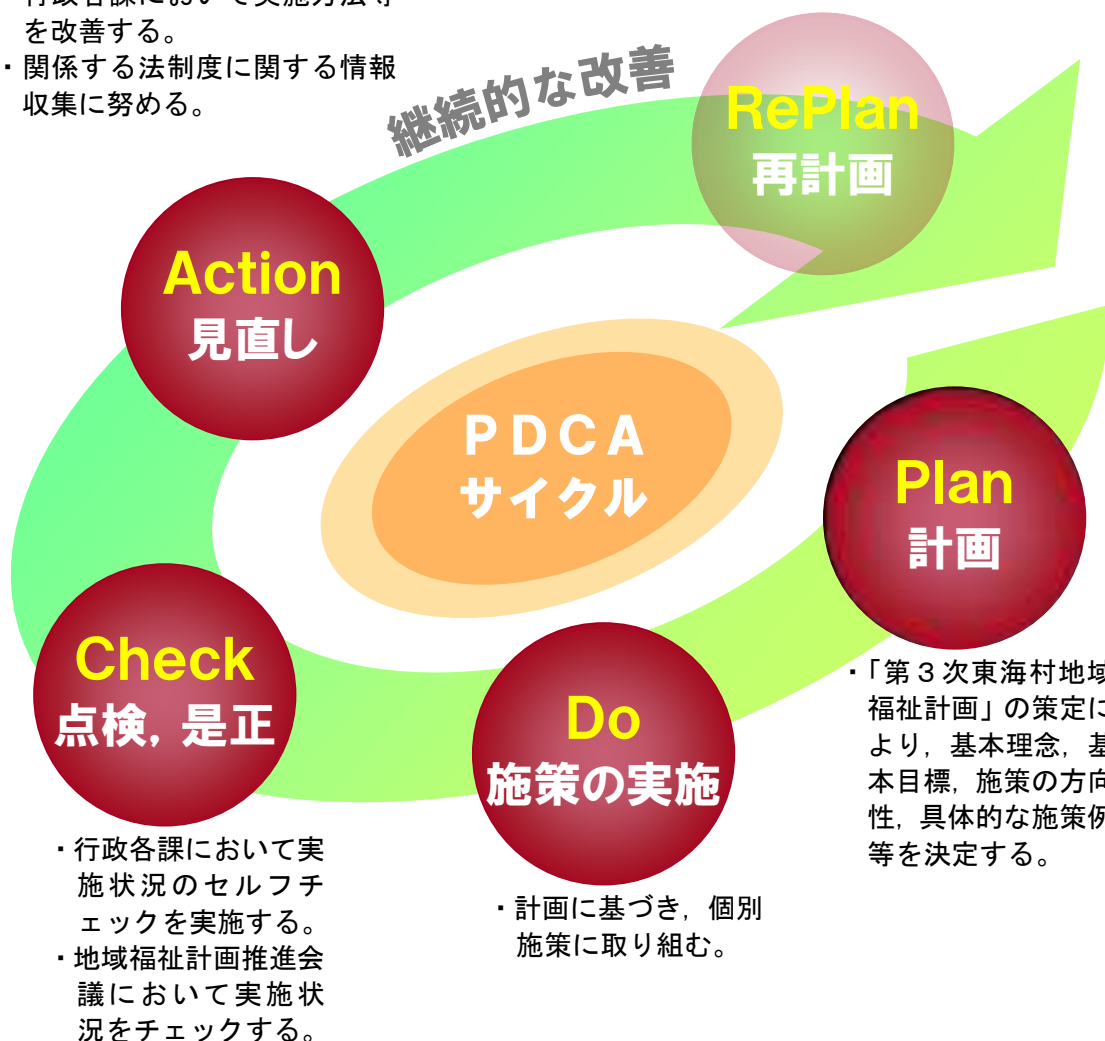
第5章 第3次計画の進行管理及び評価方法

第3次計画の進行管理

計画の進行管理の手法は、「計画・実施・点検・見直し」の循環（PDCAサイクル）により、計画の策定・推進母体である「地域福祉計画推進会議」に定期的に諮りながら、最終的な見直しの方向性や内容を決定します。このようなサイクルで継続的に改善を図っていくとともに、次期計画につなげていきます。

「地域福祉計画」の進行管理のためのPDCAサイクル

- ・地域福祉計画推進会議において方針や施策内容の見直しを図る。
- ・行政各課において実施方法等を改善する。
- ・関係する法制度に関する情報収集に努める。



第3次計画の評価方法

ここでは、PDCAサイクルの「Check（点検・是正）」の方法について紹介します。

第3次計画では、策定後の計画の評価方法についてあらかじめ定め、平成28年度以降の作業をスムーズに行えるようにします。併せて、第3次計画から第4次計画への改定作業もスムーズに行えるよう、第3次計画期間中から地域診断（※²²）を行い、次期計画への課題や実施すべき施策を抽出していきます。これらの作業が全て終わったときに、第4次計画の姿が見えてくるというわけです。

【第3次地域福祉計画の評価スケジュール】

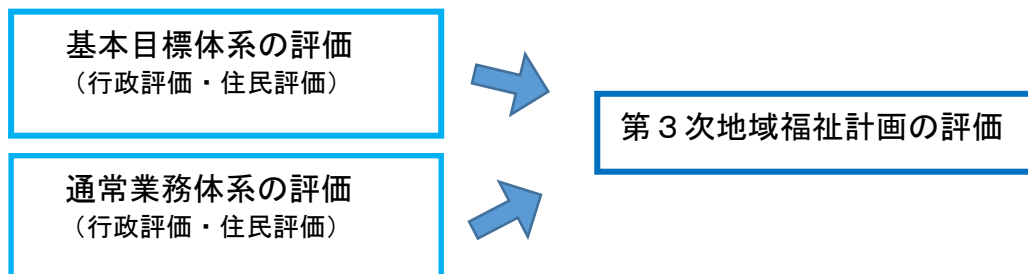
- 計画期間中は、年度ごとに評価を行います。
- 平成30年度には中間評価を行い、その結果をもとに、残り2年間の進め方を検討します。
- 平成32年度には計画期間全体についての総合評価を行い、その結果を第4次地域福祉計画に活かしていきます。

評価	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年度評価	●	●	●	●	●
中間評価			●		
総合評価					●

²² 地域診断…地域福祉を推進するにあたり、以下の項目について把握・分析すること。
 ①支援を提供しなければならない人がどれだけいるか②その地域に現在どのような資源・サービスがあるか③対象者は既存サービスをどのように利用しているのか④足りない資源・サービスは何か⑤今度どのようなサービスをどれだけ整備する必要があるか

【評価の出し方】

- ①基本目標体系と通常業務体系それぞれに、行政評価と住民評価（地域福祉計画推進会議委員による評価）を行います。
- ②両体系の評価結果を踏まえ、計画全体を総合的に評価します。



また、評価の際は、下記の「3つの視点」を考慮して評価・考察を行います。

【基本目標体系を評価する際の3つの視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・ 施策がどの程度達成できたか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・ 計画の策定・推進の過程で、住民や関係者の意識がどのように変化してきたか。 ・ 行政として、主体的に問題解決に当たるべきことが、どの程度解決・改善し得たか。 ・ 住民が主体的に取り組むための働きかけを行政がどの程度できたか。
パートナーシップ・ゴール (定性評価を実施)	・ 関係機関、住民との関係性がどの程度強まってきたか。 ・ 関係機関、住民と「連携」の強化がどの程度できたか。 ・ 民間団体・組織と「協働」の開発・推進の取組みがどの程度できたか。

評価にあたって考慮すべきこと

これまでの評価では、数値化可能な実績を出せる施策の場合、単純に数値の増加（減少）のみで実績を計っていました。しかし、例えば、住民からの相談件数を計上する場合、同じ「1件」でも、その内容は軽微な問合せであったり、深刻な福祉課題を含んだ相談であったりと、内容は様々です。今後はこれらを同じ「1件」として計上してしまうのではなく、より深刻な相談を受けた際には評価点数を高くできるような工夫をし、より実情に合った評価を行っていきます。



第 3 部

施策の推進

基本目標 1
基本目標 2
基本目標 3
基本目標 4
共通施策



基本目標1

地域福祉の心を育み、地域福祉に対する理解にあふれた人材を育成します

●現状と課題

一昔前の日本には「向こう三軒両隣」という言葉に象徴されるように、地域の中に助け合いや支え合いの仕組みがありました。しかし、近年では核家族化の進展や共働き世帯の増加など家族形態や社会の仕組みが変化したことなどから、以前のようなご近所づきあいや交流の機会が減ってしまい、こうした地域の中での助け合いの仕組みが失われつつあります。幸い東海村には、支援が必要な人の「支え手」となって活動してくださる方々が以前から大勢おり、こうした方々の活動によって、支援を必要とする多くの人たちが地域の中で生き生きと暮らすことができます。

その反面、支え手側の高齢化や多忙化、新たな担い手の不足などの問題が出てきており、第2次計画では、住民に「向こう三軒両隣」の精神の必要性に改めて気づいてもらい地域福祉活動に対する意識づけ・動機づけを図るため、「福祉の心を育て、福祉に対する理解にあふれた人材を育成します」という基本目標で住民の福祉教育を推進し、ある程度の実績を上げることができました。

しかし、子どもへの福祉教育では、行政内部で十分な検討が行われないまま各小中学校で単発の授業が実施され、体系的に実施することができませんでした。また、従来の福祉教育では、「福祉」という大きな枠の中で、点字・手話・車椅子・インスタントシニア体験などが行われていましたが、自己や他者を大事にする心を育み、ひいては東海村への愛着心や社会貢献の心を育てていくような「地域福祉」に関する教育は行われていませんでした。そのため、地域福祉計画推進会議の中で、「今後は、『地域福祉』教育も組み込んでいくべきである」という意見が出されました。

第3次計画では、教育委員会や村社協と連携し、また、地域の方々からもご協力をいただき、新たな「地域福祉」教育体系をつくっていきます。さらに、大人に対しても、村社協や地域の団体、近隣企業と連携して、小地域福祉活動に参加するきっかけになるような啓発・研修を行っていきます。併せて、これまでの情報宣伝活動の効果を検証し、「どうしたら住民に情報が届くのか」「どうしたら地域福祉活動の魅力が伝わるのか」を考えながら情報宣伝活動を行っていきます。

ほかにも、地域福祉を取り巻く状況が複雑化、重度化している昨今、地域福祉に携わる行政職員のスキルアップも急務となっており、知識だけでなく、積極的に地域に出て住民と地域の課題を共有し、ともに解決していくという意識を持つていくことが必要とされています。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
住民に対し、地域福祉の重要性を伝える啓発・研修を行い、地域福祉の理念を広めます。	教育委員会，村社協，住民と連携し，子ども（小・中・高校生）に対する地域福祉教育を体系化し，実施します。 施策番号 1-1-1
	村社協，小地域福祉関係団体，近隣企業と共催で「地域福祉」に関する講座・講演会・イベントを開催します。 施策番号 1-1-2
	地域福祉教育，啓発・研修の効果測定を行います。 施策番号 1-1-3
住民に対し、地域福祉活動の魅力や必要性，参加方法を分かりやすく周知します。 年齢層によって手法を変えたり，住民とコラボレーションするといった，新しい情報宣伝活動を行っていきます。	これまでの地域福祉の情報宣伝活動のあり方を検証し，より効果的な手段を検討・実施します。 施策番号 1-2-1
	住民参加型の情報宣伝活動手段を検討・実施します。 施策番号 1-2-2
行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けられるような教育を行い，一人ひとりのスキルアップを図ります。	行政職員として必要十分な福祉知識を身に付けられるよう，関係部署や関係機関と共同で研修を行います。 施策番号 1-3-1
	職員が自ら地域に赴き，支援を必要としている人を積極的に支援します（アウトリーチによる支援）。 施策番号 1-3-2
	職員が小地域福祉活動の現場に参加する機会を増やします。 施策番号 1-3-3
	教育機能としてスーパービジョンを導入し，計画の適切な進行管理及び職員の専門性の向上に努めます。 施策番号 1-3-4

基本目標2

住民による小地域福祉活動を支援します

●現状と課題

地域の中には、高齢者や障がい者をはじめ、そこに暮らしていくために何らかの手助けを必要としている人がいます。こうした人たちが普段の暮らしの中で何か問題に直面したときに頼ることができるのは、家族、友人、そして地域の方々です。しかし、近年では核家族化や少子高齢化に加え、地域の人間関係の希薄化により、こうした人たちの暮らしを応援し、見守ることが難しくなっており、ひとり暮らし高齢者の孤独死なども社会問題となっています。

東海村では、こうした人たちを地域全体で支え合い、助け合うために、地域住民が主体的に取り組む福祉活動である小地域福祉活動が以前から盛んで、平成19年度には地区社協が6つの小学校区ごとに組織化され、その後、様々な事業が展開されてきました。また、民生委員は、地域のキーパーソンとして地域福祉の推進には欠かせない存在となっており、多くの職務を兼任し、行政や様々な機関・団体と連携しながら活動を行っています。ほかにも、NPO法人やボランティア団体等による活動も以前から活発に行われており、小地域福祉活動は地域に十分浸透しつつあるといえます。

第2次計画では「小地域福祉活動を積極的に推進します」という基本目標の中で、各団体への個別の財政支援、活動支援を行い、小地域福祉活動を推進してきました。しかし、重点施策の一つでもあった「団体同士の相互の協力・連携体制づくり」にまでは取り組むことができませんでした。

この結果を受け、地域福祉計画推進会議の中では、「小地域福祉活動を推進するのは住民自身であり、行政はそのための基盤づくりを行ってほしい」という意見が出されました。そのため、第3次計画では、ボランティア活動をしてみたい方々を多方面からバックアップするとともに、地域で活動する方々同士がつながる機会を提供し、各学区で地域の課題を住民とともに収集し（地域診断）、住民主体で解決していけるような仕組みをつくります。そして、前計画では成果を上げることができなかった「地域のリーダー育成」「後継者の確保」にもつなげていきます。

昨日支えて 今日支えられ
お互いさまの わが地域



●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
小地域福祉活動に貢献する個人・団体を多方面からバックアップし、多様な担い手を育成します。 地域福祉に関する啓発・研修で育まれた人材が、実際に地域の活動に参加できるようフォローアップを行い、将来地域のリーダーとなって活躍できるよう支援します。	【情報面でのバックアップ①】 住民が自分の地域の状況を把握しようとする際に、統計データ、行政アンケート結果等の提供をします。また、住民主体で行うニーズ把握作業に参加し、ともに作業を行います。 施策番号 2-1-1
	【情報面でのバックアップ②】 小地域福祉活動に関するノウハウ（法人設立方法・会計簿の付け方、各種システム等）を提供します。 施策番号 2-1-2
	【情報面でのバックアップ③】 全国の先進事例や視察先を紹介します（研修の充実）。 施策番号 2-1-3
	【活動面でのバックアップ①】 活動における困りごとや悩みに対応します（相談対応）。 施策番号 2-1-4
	【活動面でのバックアップ②】 スキルアップ研修を実施します。 施策番号 2-1-5
	モデル地区を設定し、重点的にバックアップします。 施策番号 2-1-6
	実費弁償（小地域福祉活動に係る経費を負担すること）の仕組みを検討します。 施策番号 2-1-7
	「ちょっとした困りごと」に対応する「生活支援ボランティア」の普及啓発、強化育成を行います。 施策番号 2-1-8
小地域福祉活動を担う個人・団体同士の交流・連携・協議の場をつくり、住民主体の小地域福祉活動を推進します。	小地域福祉活動を担う団体（単位自治会、民児協、地区社協、NPO法人、ボランティア団体、農協、商工会議所等）同士の交流・連携・協働の機会をつくれます。 施策番号 2-2-1
	小学校区単位の協議体を設置し、学区内での小地域福祉活動推進のための交流・連携・協議の場とします。 施策番号 2-2-2
今後の村の地域福祉のあり方について住民と協議する場をつくり、小地域福祉活動を村全体の地域福祉活動につなげます。	各地区の協議体と、行政、村社協、行政とのネットワークを構築するための全村的な協議体を設置します。 施策番号 2-3-1
	協議体の中から出た意見が行政施策にどう反映されているかをフィードバックします。 施策番号 2-3-2

基本目標3

地域福祉の推進を目指した連携・協働の充実強化を図ります

●現状と課題

地域福祉の推進には、福祉課題を抱え支援を必要としている人々への個別支援の側面と、地域で活動する住民・団体を支援し、住民同士が助け合う関係をつくっていく側面がありますが、両者に共通して必要になるのが、関係者同士の「連携」「協働」の体制です。

第2次計画では、「福祉・保健・医療の連携を強化し、関係機関・団体の活動支援に努めます」という基本目標で、支援を求める人に対し、迅速かつ的確な支援が行えるよう、関係課や関係機関への情報提供及び共有化を図り、福祉・保健・医療の各分野の連携を強化してきました。また、民児協、地区社協やその他の福祉関係団体等の活動を積極的に支援し、活動しやすい環境づくりを行ってきました。さらに、「向こう三軒両隣」の精神の醸成を図ることで、住民同士の支え合いや助け合いの仕組みづくりを目指してきました。これらの施策は村が目指す「地域包括ケアシステム」の一端を担うものでもありました。

その結果、従来の組織や職種の枠を超え、福祉部内、村社協及び関係機関といったフォーマルサービスと、民児協、地区社協その他福祉関係団体、NPO法人等との連携体制は一定程度構築され、村内に網の目のようなセーフティネットが張られました。

しかし、近年ますます福祉ニーズが多様化・複雑化し、これまでの福祉・保健・医療の連携体制だけでは救い切れない人々や、様々な要因で生活困窮に陥る人々が出てきています。こうした人々を支援するため、第3次計画では、福祉・保健・医療以外の職種や機関とも連携し、また地域の団体との連携体制をさらに強化することで、従来の高齢・障がい・子ども・家庭といった福祉分野の枠にとらわれない総合的な地域包括ケアシステムを構築します。ほかにも、災害時における地域主体の防災体制づくり、地域での福祉拠点づくりといった面からも、住民との協働によるまちづくりに取り組んでいきます。



●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
新たな福祉拠点のあり方について検討します。	住民アンケート調査から、福祉拠点に関するニーズを把握します。 施策番号 3-1-1
	既存施設の機能の効果測定（稼働率や運営状況、特性、立地など）を行います。 施策番号 3-1-2
	新たな福祉拠点のあり方について、関係機関を交えて検討します。 施策番号 3-1-3
	具体的な拠点づくりを行います。 施策番号 3-1-4
災害時における地域主体の防災体制づくりを支援します。 東日本大震災後に始めた様々な取組みが停滞しないよう、庁内はもちろん、住民に対しても啓発を行い、地域の中に住民主体の防災体制を整えます。また、村社協とも連携し、日頃から災害に備えます。	「災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」（災援プラン）に基づき、単位自治会ごとの避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。 施策番号 3-2-1
	「地域防災計画」を住民に広く周知し、日頃の地域活動の中での防災意識、防災ノウハウ、災害弱者の避難支援について啓発を行い、地域での自主的な防災体制づくりを推進します。 施策番号 3-2-2
	既存の福祉避難所に関するシステムの確認・再検討を村社協とともにを行い、共通理解を図ります。 施策番号 3-2-3
	災害時の支援ネットワークの組織化と運営方法を村社協と検討し、共通理解を図ります。 施策番号 3-2-4
	災害時に職員が迅速に現場対応できるよう、マニュアルや協定等の周知徹底を図ります。 施策番号 3-2-5
多職種・多機関との連携や、地域活動者との協働により、各ライフステージ、領域における切れ目のない重層的な支援体制を構築します。	圏域ごとのニーズ調査、地域診断を行い、地域での支援体制を構築します。 施策番号 3-3-1
	関係部署及び関係機関の職員、地域関係者を集めたケース会議を開催します。 施策番号 3-3-2
生活困窮者に対する支援を推進します。	福祉事務所、村社協、その他関係機関・団体と連携して、生活困窮者自立支援事業を推進します。 施策番号 3-4-1
	村の独自事業を関係機関団体と検討します。 施策番号 3-4-2

基本目標4

福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護（アドボカシー）を推進します

●現状と課題

地域には様々なハンディキャップを持って暮らしている人々がいます。また、自分で意思表示ができない子どもなどは、虐待やいじめといった重大な権利侵害の危険にさらされています。このような人々が、地域の中で自分らしく安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスを受けたり、権利がきちんと守られるための支援が必要です。特に、高齢者、知的障がい者や精神障がい者については、病状等の進行により、自己の判断でサービスの選択や利用、財産処分等が困難になることがあり、場合によっては不利益を被ってしまう可能性があります。



そこで第2次計画では、「福祉的な支援を必要とする人々の権利擁護（アドボカシー）に努めます」という基本目標を立て、東海村総合支援センター「なごみ」で成年後見制度の利用支援を行うとともに、村社協の福祉後見サポート係が行う成年後見制度及び日常生活自立支援事業、法人後見などを支援してきました。また、児童虐待に対しては、保健センター、教育委員会、村立東海病院を始め、民生委員、母子保健推進員（※²³）、各医療機関のメディカルソーシャルワーカー（MSW）等と連携を図り、早期発見の取組みを推進するとともに、要保護児童対策地域協議会や児童相談所とのケース連絡会議において情報を共有し、対応してきました。ほかにも、主任児童委員、人権擁護委員などが小・中学校を定期的に訪問し、いじめ問題を始めとした児童・生徒の現状などについて協議できるよう調整を行いました。

第3次計画では、これまでの取組みに加えて、市民後見人の育成、士業（弁護士、司法書士、社会福祉士）と連携した成年後見制度の利用支援、法人後見受託団体への支援などを行っていきます。また、地域での権利擁護に対する理解を促進させるとともに、日常生活自立支援事業や社会福祉施設の利用者が福祉サービスを適切に受けられているかをチェックする体制を強化します。ほかにも、福祉に関する多様な相談を受け、必要な支援に繋げる「総合相談窓口」の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した児童支援も行っていきます。



²³ 母子保健推進員…地域の妊産婦さんやお子さんの健康を見守るサポーター役。村長委嘱を受けて活動している。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します。	「なごみ」と連携して成年後見制度利用支援事業（首長申立て、申立て及び後見に係る費用支援）を推進します。 施策番号 4-1-1
	村社協と連携し、福祉後見サポート事業（成年後見制度及び日常生活自立支援事業）を推進します。 施策番号 4-1-2
	市民後見人の育成を検討します。また村社協の福祉後見サポート係と連携し、育成後のマネジメントを行います。 施策番号 4-1-3
	司法書士会，社会福祉士会，弁護士会と連携し，成年後見制度の利用を支援します。 施策番号 4-1-4
	法人後見を受託する団体への活動支援を行います。 施策番号 4-1-5
	要保護児童対策地域協議会で，児童虐待未然防止・重症化防止の具体策について，関係機関・団体による情報交換，情報共有により支援策を検討します。 施策番号 4-1-6
	児童虐待防止対策事業（家庭児童相談，啓発活動）を実施します。 施策番号 4-1-7
	小中学校に配置されたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携して地域での児童の支援を行います。 施策番号 4-1-8
全ての住民が相談しやすい福祉の窓口（総合相談窓口*）をつくります。 *高齢，障がい，児童などの領域を超え，住民の生活に関する多様な課題に対応するワンストップサービス窓口。相談の受理から支援機関とのコーディネートまでを担う。	全庁的な取組みとして，「窓口業務サービス検討委員会」内で検討します。 施策番号 4-2-1
全ての住民の尊厳を守り，地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	認知症高齢者，障がい者，児童の権利擁護について普及啓発を行います（地域での権利擁護の推進）。 施策番号 4-2-2
	日常生活自立支援事業利用者及び村内の社会福祉施設入所者の権利擁護を推進します（福祉サービス利用者の権利擁護の推進）。 ・日常生活自立支援事業の監査・監督 ・村内の各種社会福祉施設の運営協議会への参加，監査の実施 施策番号 4-2-3

共通施策

- ★地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います
- ★支援を必要とする人を早期に発見するための取組みを強化します
- ★個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います

●現状と課題

- ★地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います

これまでの行政サービスは、まず村全体を一体的に捉え、全村に共通し、かつ優先順位の高い課題の解決に向けた事業を展開してきました。しかし、近年のように少子・高齢化の進展を始め、経済状況や社会構造が大きく変わる中では、住民意識やニーズも多様化・複雑化してきているため、これまでのような全村的・画一的な事業展開だけでは、地域の個別の社会福祉ニーズには対応し切れなくなってきており、各圏域での課題や社会福祉ニーズの明確化、コミュニティ・ベースド・ソーシャルワーク（※²⁴）の推進、住民によるインフォーマルサービスの充実強化が求められてきました。また本村は、住民による地域福祉活動やボランティア活動が非常に活発ですが、活動上の課題（活動内容の重複、責任感の強さから生じる葛藤、コーディネート機能不足、新たな担い手の不足等）も表面化してきており、これらへの対応が課題となっていました。

そのため、第2次計画では、福祉圏域ごとの住民属性や社会資源の分布といった地域特性の傾向を明確にするための各種データ整備、各圏域での課題や社会福祉ニーズの明確化、民児協・地区社協・地区自治会・NPO法人・ボランティア・村社協・行政などが対等な立場で協議し、ともに連携・協働して課題や問題の解決に向けて議論できる場の設置、地域福祉活動団体同士が一堂に会する機会の提供などを重点施策として掲げてきました。

さらには、これらの取組みを実際に調整し、地域の社会資源を有効活用し、団体や既存の仕組みを有機的に連携（※²⁵）させるコーディネート役として、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」の配置についても重ねて検討してきました。

しかし、これらの施策については十分に取り組むことができず、またコミュニティソーシャルワーカーについても、村社協職員が独自の努力でその役割を担ってはいましたが、専門職としての設置は実現しませんでした。

²⁴ コミュニティ・ベースド・ソーシャルワーク…生活課題を抱えた人たちが、日頃から暮らす地域を援助の舞台として、課題を抱えた人たちの個別援助を行うと同時に、同様のニーズの発生を予防するために地域の解決基盤を強化していくことを目指す実践（23ページ参照）。

²⁵ 有機的連携…形式的ではなく、実際に機能するように連携すること。

地域福祉分野で、更なる施策の展開が望まれる一方、高齢者福祉の分野では、平成27年4月に介護保険法が改正され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、新たなサービス体系として、「介護予防日常生活支援総合事業」が創設され、地域住民によるサービスもその中に位置付けられました。そして、住民による福祉サービスを創出するため、「生活支援体制整備事業」として、「協議体の設置」「生活支援コーディネーターの配置」が義務付けられました。

この生活支援コーディネーターの任務は、新たな社会資源開発、地域のネットワーク強化から、地域での人材発掘・担い手育成、住民活動のコーディネートまで、大変幅広いものであり、コミュニティソーシャルワーカーの任務とも重なる部分も多くあります。

そこで、第3次計画では、東海村独自のスタイルとして、「コミュニティソーシャルワーカー」と「生活支援コーディネーター」を兼務する専門職を計画的に配置していくこととしました。なお、この専門職については、二つの役割を兼務していることから、「支え合いコーディネーター」という名称を使用し、行政と村社協が協働で事業を推進していきます。

この「支え合いコーディネーター」は、地域に出向いて住民の皆さんの活動を支援する「地域福祉の専門家」です。今後、地域の中で、住民主体による地域福祉活動がさらに活性化するよう、「コミュニティエンパワメント」という手法を用いて、地域福祉活動を支援し、地域住民による各地区独自の福祉サービスの創出に導いていきます。

★支援を必要とする人々を早期に発見するための取組みを強化します

高齢者、障がい者、虐待被害に遭っている児童、DV被害者、生活困窮者などを支援するための行政・村社協、関係機関同士の連携体制は整いつつあります。しかし、このような方々は、自ら行政窓口相談に来られる方々ばかりではありません。SOSを発することができず孤立している場合もあります。

そのため、地域住民に広く情報提供を呼びかけることはもちろん、日頃から地域で活動し、地域の実情に通じている方々（民生委員、地区社協のふれあい協力員、自治会関係者、母子保健推進委員、食生活改善推進委員（※²⁶）、NPO法人など）や学校、医療機関と連携し、対象者の早期発見を図っていくことが必要です。

★個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います

地域の要支援者を日頃から見守り、地域のネットワークの中で支援していくためには、対象者に関する情報（福祉ニーズや暮らしの困りごと）を、民生委員、行政や村社協等関係機関のみならず、地区社協のふれあい協力員、母子保健推進委員、食生活改善推進委員、自治会関係者、NPO法人といった住民の方々とも共有していくことが大切です。

個人情報の取扱いには配慮が必要ですが、本来、個人情報は本人のメリットになるよう活用されるべきものとされており、支援に関わる者には、個人情報の管理・活用方法についての正しい理解が求められています。

そのため、関係者間での情報の共有化に関する考え方を整理・検討し、個人情

²⁶食生活改善推進委員…食を通じた健康づくりの活動をするボランティア団体。

報保護制度に準拠しつつ、地域での情報共有の手法や個人情報の適正な取扱いの指針づくりに取り組み、個人情報の適正な取扱い方について、地域住民や地域福祉活動関係者、村社協職員、行政職員に周知していきます。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います。	住民の小地域福祉活動で発見された生活課題の共有化，社会資源の調整や新たな活動及びサービスの開発，新たな担い手の育成，地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成，協議体構築など，住民による小地域福祉活動の促進を支援します。
	施策番号 共通-1
	関係する様々な専門家や事業者，ボランティア等と連携し，専門的な対応を必要とする人々を総合的かつ包括的に支援します。また，適切な専門機関等につなぎます。
支援を必要とする人を早期に発見するための取組みを強化します。	施策番号 共通-2
	支え合いコーディネーターの配置効果（役割と機能）を検証し，今後の方向性を検討します。
	施策番号 共通-3
	民生委員，地区社協のふれあい協力員，自治会関係者，母子保健推進委員，食生活改善推進委員，NPO法人等へ，支援を必要としている人々に関する情報提供を呼びかけ，連携を強化します。
	施策番号 共通-4
個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います。	地域住民に幅広く，支援を必要としている人々についての情報提供を呼びかけます（各種広報紙，SNSの活用）。
	施策番号 共通-5
	地域，学校，医療機関と連携し，子どもの変化や権利侵害をいち早く見つけて対応します。また，そのために日頃から関係機関の情報交換に努めます。
	施策番号 共通-6
	支え合いコーディネーターは，関係部署や関係機関と密に連絡を取り，連携を強化します。
	施策番号 共通-7
	民生委員，地区社協，NPO法人，村社協等から収集した個人情報の管理及び活用方法について検討します。
	施策番号 共通-8
	個人情報の取扱いについて，住民，民生委員，地区社協，村社協職員及び行政職員向けの研修や啓発を行います。
	施策番号 共通-9



資 料 編

- 資料1 人口動態に関する統計
- 資料2 子どもに関する統計
- 資料3 高齢者に関する統計
- 資料4 障がい者に関する統計
- 資料5 地域活動に関する統計
- 資料6 地域で困っている人に関する統計
- 資料7 社会資源に関する統計
- 資料8 東海村で展開されている様々な地域福祉活動

付属資料

- 東海村地域福祉計画推進会議設置要綱
- 東海村地域福祉計画推進会議委員名簿



資料1 人口動態に関する統計

資料1-1(1) 総人口・年齢別人口の推移

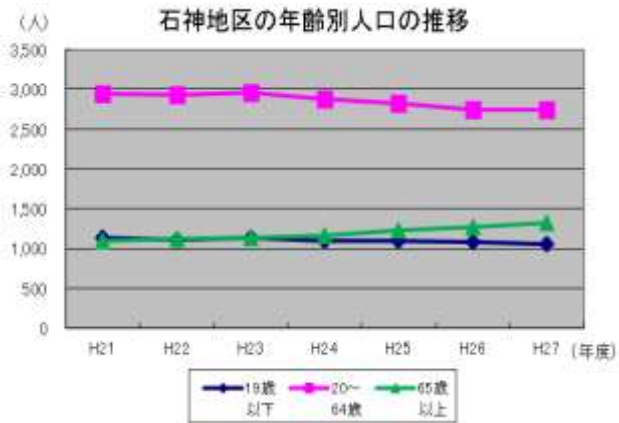
(単位:人)

福祉圏域			平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度				
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域	年齢別内訳			年齢別内訳			年齢別内訳			年齢別内訳			年齢別内訳							
			19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上	19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上	19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上	19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上	19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上					
東海 中学 区	石神	外宿1区	1,134	286	631	217	1,126	276	632	218	1,117	273	625	219	1,095	265	606	224				
		外宿2区	523	104	279	140	521	99	276	146	523	102	273	148	519	100	272	147				
		内宿1区	2,466	552	1,449	465	2,449	542	1,430	477	2,497	549	1,465	483	2,448	527	1,424	497				
		内宿2区	790	139	461	190	814	145	473	196	833	164	463	206	831	160	454	217				
		竹瓦区	258	47	125	86	252	42	127	83	250	45	126	79	240	39	121	80				
	石神 計		5,171	1,128	2,945	1,098	5,162	1,104	2,938	1,120	5,220	1,133	2,952	1,135	5,133	1,091	2,877	1,165				
	白方	白方区	4,072	949	2,374	749	4,140	987	2,372	781	4,157	968	2,394	795	4,204	975	2,411	818				
		豊岡区	311	43	179	89	305	42	176	87	314	45	183	86	312	40	189	83				
		岡区	422	73	259	90	422	76	252	94	430	79	253	98	440	85	248	107				
		百塚区	2,237	441	1,384	412	2,229	431	1,366	432	2,205	407	1,354	444	2,240	422	1,338	480				
		亀下区	531	100	302	129	544	102	312	130	550	101	316	133	534	96	304	134				
		原子力機構百塚区	77	28	49	0	67	24	43	0	56	20	36	0	57	21	36	0				
		豊白区	689	138	417	134	693	144	413	136	722	154	430	138	725	154	426	145				
		村松北区	1,320	282	776	262	1,336	284	779	273	1,366	297	794	275	1,353	291	788	274				
	白方 計		9,659	2,054	5,740	1,865	9,736	2,090	5,713	1,933	9,800	2,071	5,760	1,969	9,865	2,084	5,740	2,041				
	真崎	真崎区	3,529	691	2,137	701	3,579	703	2,160	716	3,627	735	2,164	728	3,706	756	2,205	745				
		舟石川3区	990	236	619	135	978	227	609	142	960	230	588	142	953	229	579	145				
		原子力機構荒谷台区	244	98	145	1	236	100	135	1	234	97	136	1	224	93	130	1				
	真崎 計		4,763	1,025	2,901	837	4,793	1,030	2,904	859	4,821	1,062	2,888	871	4,883	1,078	2,914	891				
	東海中学区 計			19,593	4,207	11,586	3,800	19,691	4,224	11,555	3,912	19,841	4,266	11,600	3,975	19,981	4,253	11,531	4,097			
南中 学 区	村松	宿区	937	127	567	243	927	119	561	247	916	122	549	245	877	110	529	238				
		照沼区	519	94	297	128	513	89	293	131	506	83	292	131	486	77	271	138				
		川根区	382	81	210	91	404	92	219	93	415	91	227	97	433	93	236	104				
		原子力機構太田区	170	33	137	0	0	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	—				
		原子力機構箕輪区	311	77	233	1	447	110	336	1	397	98	299	0	381	89	292	0				
	村松 計		2,319	412	1,444	463	2,291	410	1,409	472	2,234	394	1,367	473	2,177	369	1,328	480				
	中丸	押延区	893	194	476	223	877	195	464	218	874	193	470	211	895	203	476	216				
		須和間区	958	206	551	201	961	205	547	209	953	199	551	203	970	203	558	209				
		舟石川中丸区	1,411	342	791	278	1,499	375	826	298	1,654	432	906	316	1,770	452	982	336				
		原子力機構長堀1区	478	177	298	3	440	162	275	3	483	174	303	6	434	154	276	4				
		原子力機構長堀2区	90	28	61	1	59	18	39	2	0	—	—	0	—	—	—	—				
		緑ヶ丘区	867	116	450	301	848	108	411	329	846	111	374	361	839	108	352	379				
		南台区	1,971	183	1,313	475	1,953	179	1,256	518	1,948	181	1,202	565	1,905	180	1,120	605				
		フローレスタ須和間	382	154	223	5	474	187	280	7	557	219	330	8	645	257	378	10				
	中丸 計		7,050	1,400	4,163	1,487	7,111	1,429	4,098	1,584	7,315	1,509	4,136	1,670	7,458	1,557	4,142	1,759				
	舟石川・船場	船場区	1,535	319	826	390	1,588	337	857	394	1,641	352	890	399	1,687	373	899	415				
		舟石川1区	3,811	856	2,300	655	3,915	893	2,349	673	4,000	937	2,380	683	4,135	964	2,459	712				
		舟石川2区	2,724	604	1,645	475	2,809	627	1,684	498	2,811	610	1,702	499	2,800	615	1,674	511				
	舟石川・船場 計		8,070	1,779	4,771	1,520	8,312	1,857	4,890	1,565	8,452	1,899	4,972	1,581	8,622	1,952	5,032	1,638				
	南中学区 計			17,439	3,591	10,378	3,470	17,714	3,696	10,397	3,621	18,001	3,802	10,475	3,724	18,257	3,878	10,502	3,877			
東海村 合計			37,032	7,798	21,964	7,270	37,405	7,920	21,952	7,533	37,842	8,068	22,075	7,699	38,138	8,131	22,033	7,974				

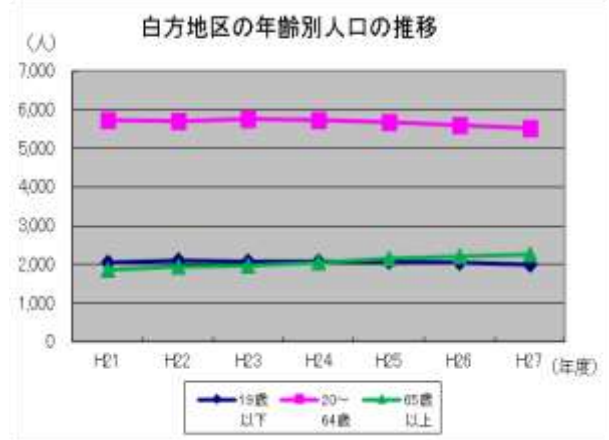
福祉圏域			平成25年度				平成26年度				平成27年度			
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域	年齢別内訳			年齢別内訳			年齢別内訳					
			19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上	19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上	19歳 以下	20～ 64歳	65歳 以上			
東海 中学 区	石神	外宿1区	1,081	258	584	239	1,078	251	567	260	1,078	241	568	269
		外宿2区	503	97	256	150	492	96	249	147	494	94	250	150
		内宿1区	2,480	540	1,410	530	2,457	525	1,386	546	2,486	521	1,384	581
		内宿2区	832	157	452	223	840	173	437	230	836	164	436	236
		竹瓦区	238	39	116	83	231	37	110	84	222	34	105	83
	石神 計		5,134	1,091	2,818	1,225	5,098	1,082	2,749	1,267	5,116	1,054	2,743	1,319
	白方	白方区	4,240	977	2,405	858	4,208	949	2,388	871	4,232	947	2,395	890
		豊岡区	305	40	178	87	313	38	178	97	296	37	166	93
		岡区	440	87	238	115	454	94	239	121	455	90	236	129
		百塚区	2,234	424	1,318	492	2,239	425	1,303	511	2,212	408	1,264	540
		亀下区	531	90	305	136	520	85	295	140	522	86	300	136
		原子力機構百塚区	40	13	27	0	35	14	21	0	28	10	18	0
		豊白区	731	155	420	156	729	154	410	165	718	152	399	167
		村松北区	1,356	285	776	295	1,349	277	772	300	1,295	253	733	309
	白方 計		9,877	2,071	5,667	2,139	9,847	2,036	5,606	2,205	9,758	1,983	5,511	2,264
	真崎	真崎区	3,704	760	2,170	774	3,648	740	2,131	777	3,645	721	2,117	807
		舟石川3区	975	237	586	152	1,008	225	624	159	1,052	230	663	159
		原子力機構荒谷台	256	112	143	1	256	112	143	1	219	95	122	2
	真崎 計		4,935	1,109	2,899	927	4,912	1,077	2,898	937	4,916	1,046	2,902	968
	東海中学区 計			19,946	4,271	11,384	4,291	19,857	4,195	11,253	4,409	19,790	4,083	11,156
南中 学 区	村松	宿区	878	110	525	243	850	106	505	239	840	103	500	237
		照沼区	495	78	272	145	479	80	251	148	483	79	252	152
		川根区	436	90	242	104	438	91	246	101	444	87	256	101
		原子力機構太田区	0	—	—	—	0	—	—	0	—	—	—	—
		原子力機構箕輪区	349	83	266	0	317	70	246	1	289	65	223	1
	村松 計		2,158	361	1,305	492	2,084	347	1,248	489	2,056	334	1,231	491
	中丸	押延区	905	211	478	216	913	211	479	223	936	216	495	225
		須和間区	973	199	560	214	983	206	562	215	973	203	551	219
		舟石川中丸区	1,809	480	988	341	1,814	503	970	341	1,849	509	998	342
		原子力機構長堀1区	379	126	253	0	404	129	275	0	415	115	299	1
		原子力機構長堀2区	0	—	—	—	0	—	—	0	—	—	—	—
		緑ヶ丘区	818	103	327	388	800	97	289	414	790	98	268	424
		南台区	1,862	174	1,017	671	1,812	169	923	720	1,778	165	823	790
フローレスタ須和間	736	300	423	13	840	346	477	17	930	392	518	20		
中丸 計		7,482	1,593	4,046	1,843	7,566	1,661	3,975	1,930	7,671	1,698	3,952	2,021	
舟石川 ・船場	船場区	1,733	389	913	431	1,824	420	935	469	1,842	413	939	490	
	舟石川1区	4,135	961	2,449	725	4,151	947	2,441	763	4,097	928	2,377	792	
	舟石川2区	2,878	613	1,737	528	2,917	608	1,765	544	2,937	624	1,772	541	
	舟石川・船場 計		8,746	1,963	5,099	1,684	8,892	1,975	5,141	1,776	8,876	1,965	5,088	1,823
南中学区 計			18,386	3,917	10,450	4,019	18,542	3,983	10,364	4,195	18,603	3,997	10,271	4,335
東海村 合計			38,332	8,188	21,834	8,310	38,399	8,178	21,617	8,604	38,393	8,080	21,427	8,888

資料１－１（２） 総人口・年齢別人口の推移（地区別グラフ）

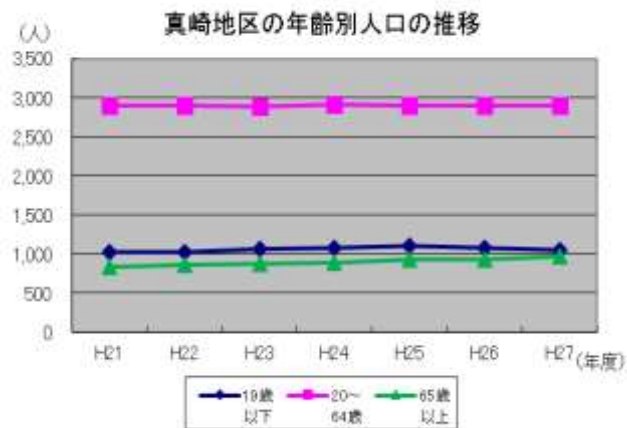
資料１－１（２）①



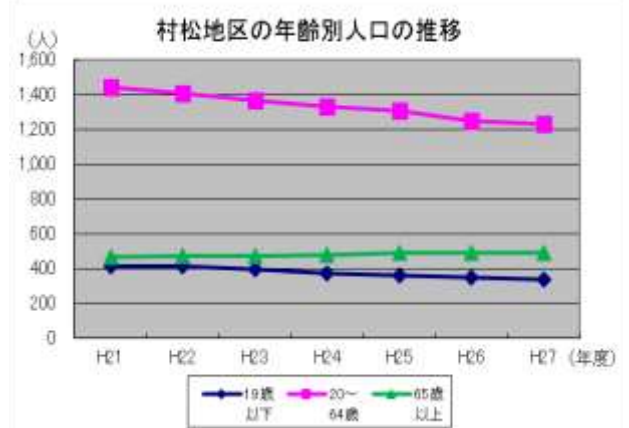
資料１－１（２）②



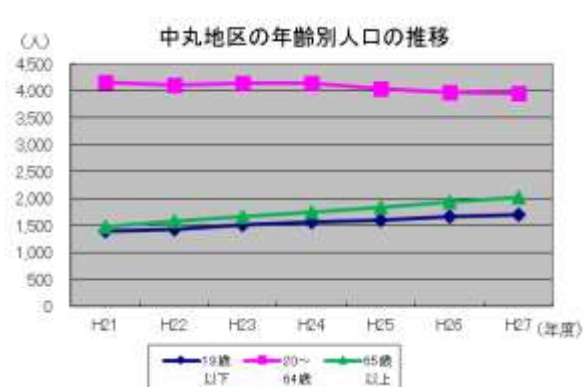
資料１－１（２）③



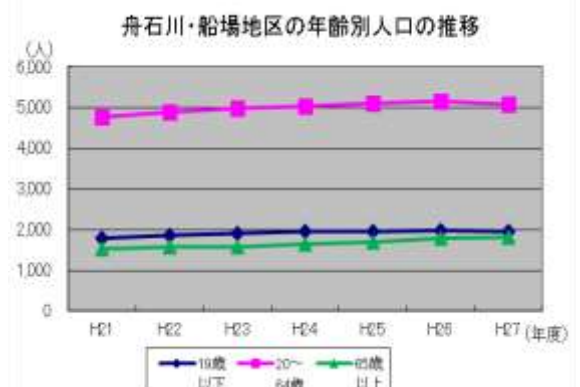
資料１－１（２）④



資料１－１（２）⑤



資料１－１（２）⑥



資料1-2(1) 世帯数・世帯員数の推移

福祉圏域			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域	世帯数	世帯 員数	世帯数	世帯 員数	世帯数	世帯 員数	世帯数	世帯 員数	世帯数	世帯 員数	世帯数	世帯 員数	世帯数	世帯 員数
東海 中学 区	石神	外宿1区	379	1,142	380	1,118	383	1,099	387	1,096	387	1,092	392	1,083	394	1,076
		外宿2区	181	521	183	518	184	517	187	517	186	500	182	499	181	488
		内宿1区	954	2,430	985	2,498	974	2,473	981	2,464	988	2,480	1,007	2,508	1,014	2,490
		内宿2区	272	807	281	827	290	823	298	842	301	835	305	842	308	848
		竹瓦区	90	254	90	248	91	248	91	239	94	241	90	227	91	224
		石神 計	1,876	5,154	1,919	5,209	1,922	5,160	1,944	5,158	1,956	5,148	1,976	5,149	1,988	5,126
	白方	白方区	1,506	4,073	1,554	4,152	1,587	4,202	1,600	4,251	1,612	4,226	1,615	4,200	1,649	4,248
		豊岡区	113	310	112	306	121	311	122	306	131	317	129	311	119	287
		岡区	144	419	147	431	147	429	150	434	158	446	161	456	162	459
		百塚区	912	2,256	906	2,218	941	2,248	951	2,239	953	2,241	958	2,236	950	2,172
		亀下区	193	545	190	546	193	550	200	534	198	524	196	519	202	522
		原子力機構百塚区	22	70	20	63	20	62	15	50	11	36	9	30	7	23
		豊白区	262	703	268	715	272	721	276	725	289	743	275	701	285	715
		村松北区	535	1,326	544	1,354	559	1,364	559	1,362	572	1,364	569	1,337	561	1,300
		白方 計	3,687	9,702	3,741	9,785	3,840	9,887	3,873	9,901	3,924	9,897	3,912	9,790	3,935	9,726
	真崎	真崎区	1,468	3,534	1,519	3,615	1,583	3,729	1,608	3,731	1,606	3,700	1,580	3,626	1,610	3,661
		舟石川3区	421	991	409	966	400	950	406	960	451	1,028	462	1,040	472	1,047
		原子力機構荒谷台区	67	234	65	221	65	222	71	258	72	260	68	239	59	215
	真崎 計	1,956	4,759	1,993	4,802	2,048	4,901	2,085	4,949	2,129	4,988	2,110	4,905	2,141	4,923	
	東海中学区 計			7,519	19,615	7,653	19,796	7,810	19,948	7,902	20,008	8,009	20,033	7,998	19,844	8,064
南中 学区	村松	宿区	433	931	445	943	433	901	438	892	429	877	415	842	408	823
		照沼区	185	520	183	511	183	500	193	494	199	494	193	483	200	482
		川根区	146	396	154	413	159	427	167	436	168	434	168	435	179	445
		原子力機構太田区	97	161	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		原子力機構箕輪区	140	319	219	423	204	388	203	368	191	343	176	315	155	278
		村松 計	1,001	2,327	1,001	2,290	979	2,216	1,001	2,190	987	2,148	952	2,075	942	2,028
	中丸	押延区	361	890	346	873	353	879	359	901	371	918	373	921	381	953
		須和間区	301	962	304	961	311	954	322	975	330	980	341	997	340	968
		舟石川中丸区	556	1,443	593	1,557	677	1,755	687	1,791	703	1,827	716	1,837	730	1,862
		原子力機構長堀1区	167	464	157	439	160	454	149	417	141	402	159	428	160	415
		原子力機構長堀2区	29	82	21	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		緑ヶ丘区	351	858	348	844	352	844	348	829	348	808	345	797	346	793
		南台区	746	1,947	766	1,965	766	1,944	754	1,879	753	1,829	752	1,792	749	1,767
		フローレスタ須和間	126	415	155	512	180	597	213	702	234	785	262	896	275	963
		中丸 計	2,637	7,061	2,690	7,209	2,799	7,427	2,832	7,494	2,880	7,549	2,948	7,668	2,981	7,721
	舟石川・船場	船場区	584	1,578	606	1,625	626	1,657	633	1,689	671	1,793	700	1,838	707	1,861
		舟石川1区	1,490	3,883	1,529	3,991	1,588	4,073	1,617	4,144	1,621	4,114	1,628	4,097	1,640	4,078
		舟石川2区	1,149	2,750	1,182	2,834	1,197	2,807	1,230	2,847	1,261	2,889	1,304	2,963	1,312	2,941
		舟石川・船場 計	3,223	8,211	3,317	8,450	3,411	8,537	3,480	8,680	3,553	8,796	3,632	8,898	3,659	8,880
	南中学区 計			6,861	17,599	7,008	17,949	7,189	18,180	7,313	18,364	7,420	18,493	7,532	18,641	7,582
東海村 合計			14,380	37,214	14,661	37,745	14,999	38,128	15,215	38,372	15,429	38,526	15,530	38,485	15,646	38,404

※資料：東海村ホームページ「とうかいの統計」総務部総務課掲載データに基づき作成。

※住民基本台帳法に基づく人口（各年10月1日現在）。

※原電滝坂区は、平成21年4月1日から真崎区に編入。

※フローレスタ須和間区は、平成21年4月1日から行政区として発足。

※原子力機構太田区は、平成22年4月1日から原子力機構箕輪区に編入。

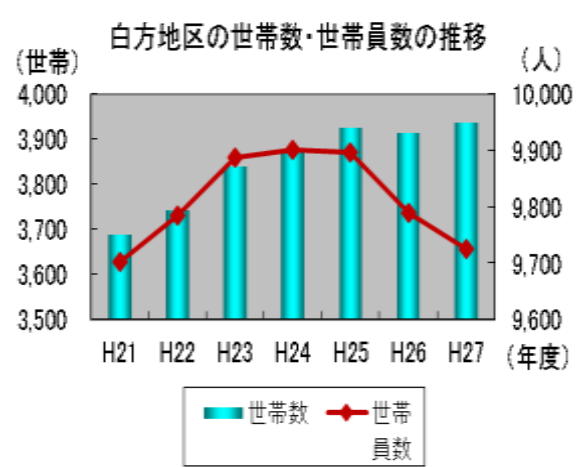
※「原子力機構長堀1区・長堀2区」が平成23年4月1日に統合され、「原子力機構長堀区」になった。

資料１－２（２） 世帯数・世帯員数の推移（地区別グラフ）

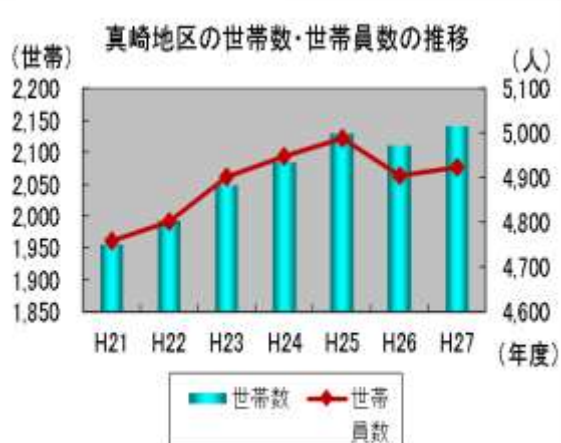
資料１－２（２）①



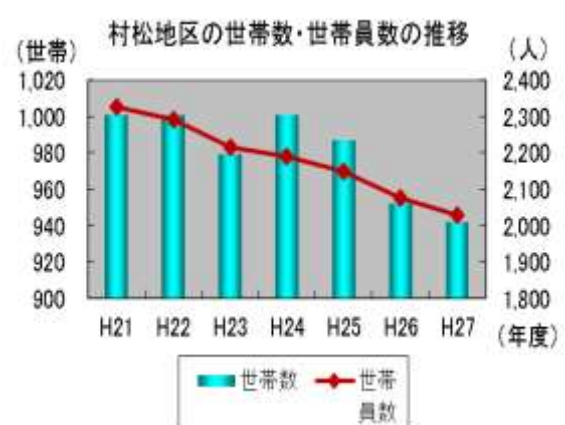
資料１－２（２）②



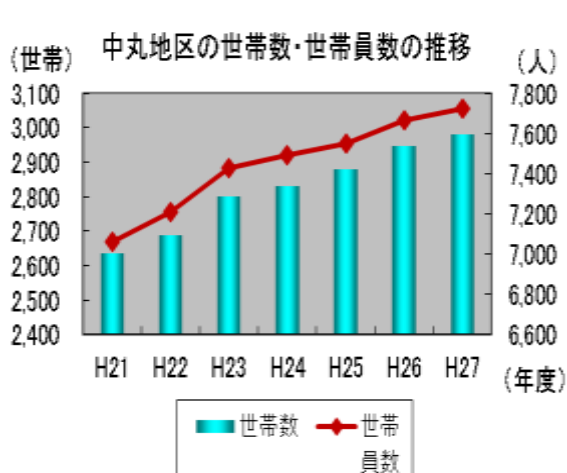
資料１－２（２）③



資料１－２（２）④



資料１－２（２）⑤



資料１－２（２）⑥



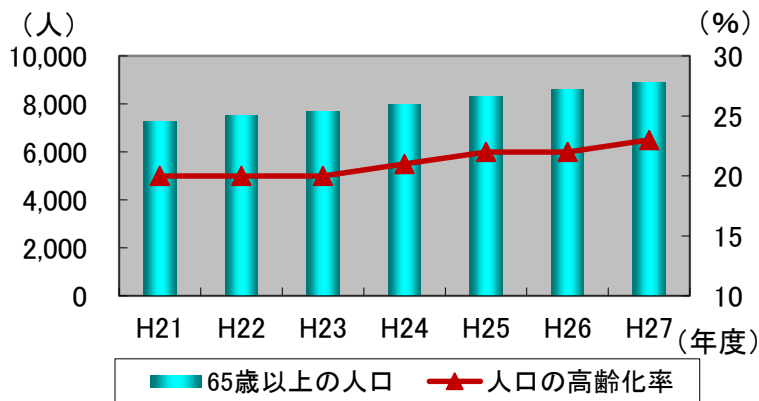
資料1-3(1) 65歳以上人口と高齢化率の推移

		福祉圏域		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域		65歳以上 人口	人口の 高齢化率	65歳以上 人口	人口の 高齢化率	65歳以上 人口	人口の 高齢化率	65歳以上 人口	人口の 高齢化率	65歳以上 人口	人口の 高齢化率	65歳以上 人口	人口の 高齢化率	65歳以上 人口	人口の 高齢化率
東海 中学 区	石神	外宿1区		217	19.1	218	19.4	219	19.6	224	20.5	239	22.1	260	24.1	269	25.0
		外宿2区		140	26.8	146	28.0	148	28.3	147	28.3	150	29.8	147	29.9	150	30.4
		内宿1区		465	18.9	477	19.5	483	19.3	497	20.3	530	21.4	546	22.2	581	23.4
		内宿2区		190	24.1	196	24.1	206	24.7	217	26.1	223	26.8	230	27.4	236	28.2
		竹瓦区		86	33.3	83	32.9	79	31.6	80	33.3	83	34.9	84	36.4	83	37.4
		石神 計		1,098	21.2	1,120	21.7	1,135	21.7	1,165	22.7	1,225	23.9	1,267	24.9	1,319	25.8
	白方	白方区		749	18.4	781	18.9	795	19.1	818	19.5	858	20.2	871	20.7	890	21.0
		豊岡区		89	28.6	87	28.5	86	27.4	83	26.6	87	28.5	97	31.0	93	31.4
		岡区		90	21.3	94	22.3	98	22.8	107	24.3	115	26.1	121	26.7	129	28.4
		百塚区		412	18.4	432	19.4	444	20.1	480	21.4	492	22.0	511	22.8	540	24.4
		亀下区		129	24.3	130	23.9	133	24.2	134	25.1	136	25.6	140	26.9	136	26.1
		原子力機構百塚区		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		豊白区		134	19.4	136	19.6	138	19.1	145	20.0	156	21.3	165	22.6	167	23.3
		村松北区		262	19.8	273	20.4	275	20.1	274	20.3	295	21.8	300	22.2	309	23.9
		白方 計		1,865	19.3	1,933	19.9	1,969	20.1	2,041	20.7	2,139	21.7	2,205	22.4	2,264	23.2
	真崎	真崎区		701	19.9	716	20.0	728	20.1	745	20.1	774	20.9	777	21.3	807	22.1
		舟石川3区		135	13.6	142	14.5	142	14.8	145	15.2	152	15.6	159	15.8	159	15.1
		原子力機構荒谷台		1	0.4	1	0.4	1	0.4	1	0.4	1	0.4	1	0.4	2	0.9
	真崎 計			837	17.6	859	17.9	871	18.1	891	18.2	927	18.8	937	19.1	968	19.7
	東海中学区 計			3,800	19.4	3,912	19.9	3,975	20.0	4,097	20.6	4,291	21.5	4,409	22.2	4,551	23.0
南中 学 区	村松	宿区		243	25.9	247	26.6	245	26.7	238	27.1	243	27.7	239	28.1	237	28.2
		照沼区		128	24.7	131	25.5	131	25.9	138	28.4	145	29.3	148	30.9	152	31.5
		川根区		91	23.8	93	23.0	97	23.4	104	24.0	104	23.9	101	23.1	101	22.7
		原子力機構太田区		0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		原子力機構箕輪区		1	0.3	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	1	0.3
		宿 計		463	20.0	472	20.6	473	21.2	480	22.0	492	22.8	489	23.5	491	23.9
	中丸	押延区		223	25.0	218	24.9	211	24.1	216	24.1	216	23.9	223	24.4	225	24.0
		須和間区		201	21.0	209	21.7	203	21.3	209	21.5	214	22.0	215	21.9	219	22.5
		舟石川中丸区		278	19.7	298	19.9	316	19.1	336	19.0	341	18.9	341	18.8	342	18.5
		原子力機構長堀1区	原子力機構	3	0.6	3	0.7	6	1.2	4	0.9	0	0.0	0	0.0	1	0.2
		原子力機構長堀2区	長堀区	1	1.1	2	3.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		緑ヶ丘区		301	34.7	329	38.8	361	42.7	379	45.2	388	47.4	414	51.8	424	53.7
		南台区		475	24.1	518	26.5	565	29.0	605	31.8	671	36.0	720	39.7	790	44.4
		フローレスタ須和間		5	1.3	7	1.5	8	1.4	10	1.6	13	1.8	17	2.0	20	2.2
		中丸 計		1,487	21.1	1,584	22.3	1,670	22.8	1,759	23.6	1,843	24.6	1,930	25.5	2,021	26.3
	舟石川 ・船場	船場区		390	25.4	394	24.8	399	24.3	415	24.6	431	24.9	469	25.7	490	26.6
		舟石川1区		655	17.2	673	17.2	683	17.1	712	17.2	725	17.5	763	18.4	792	19.3
		舟石川2区		475	17.4	498	17.7	499	17.8	511	18.3	528	18.3	544	18.6	541	18.4
		舟石川・船場 計		1,520	18.8	1,565	18.8	1,581	18.7	1,638	19.0	1,684	19.3	1,776	20.0	1,823	20.5
	南中学区 計			3,470	19.9	3,621	20.4	3,724	20.7	3,877	21.2	4,019	21.9	4,195	22.6	4,335	23.3
東海村		合計		7,270	19.6	7,533	20.1	7,699	20.3	7,974	20.9	8,310	21.7	8,604	22.4	8,886	23.1

※資料：東海村ホームページ「とうかいの統計」総務部総務課掲載データに基づき作成。
 ※住民基本台帳法に基づく人口（各年4月1日現在）。
 ※原電滝坂区は、平成21年4月1日から真崎区に編入。
 ※フローレスタ須和間区は、平成21年4月1日から行政区として発足。
 ※原子力機構太田区は、平成22年4月1日から原子力機構箕輪区に編入。
 ※「原子力機構長堀1区・長堀2区」が平成23年4月1日に統合され、「原子力機構長堀区」になった。

資料1-3(1)①

東海村の65歳以上人口と高齢化率



資料１－３（２） ６５歳以上人口と高齢化率の推移（地区別グラフ）

資料１－３（２）①



資料１－３（２）②



資料１－３（２）③



資料１－３（２）④



資料１－３（２）⑤



資料１－３（２）⑥



資料 1－4 出生数と普通出生率の推移

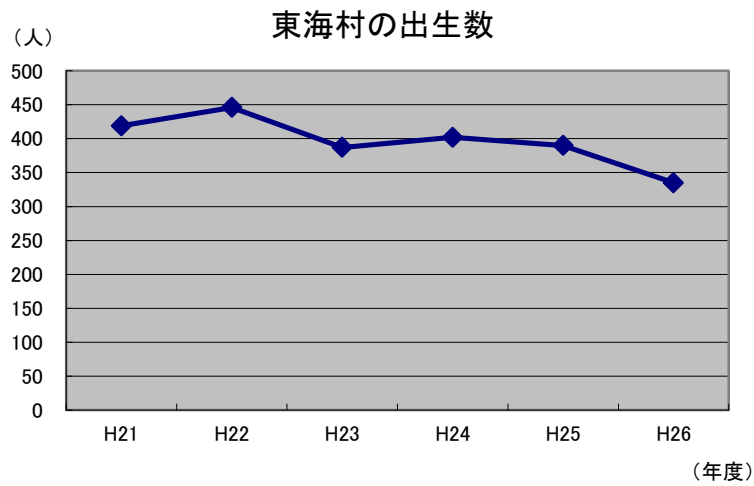
(単位: 人, ‰)

福祉圏域 第4圏域		内 訳	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東海村		出 生 数	419	446	387	402	390	335
		普通出生率(‰)	11.4	12.0	10.3	10.7	10.3	8.9
参 考	茨城県	出 生 数	24,209	23,989	23,219	22,896	22,358	21,873
		普通出生率(‰)	8.3	8.2	8.0	7.9	7.7	7.6
	全国	出 生 数	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539
		普通出生率(‰)	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0

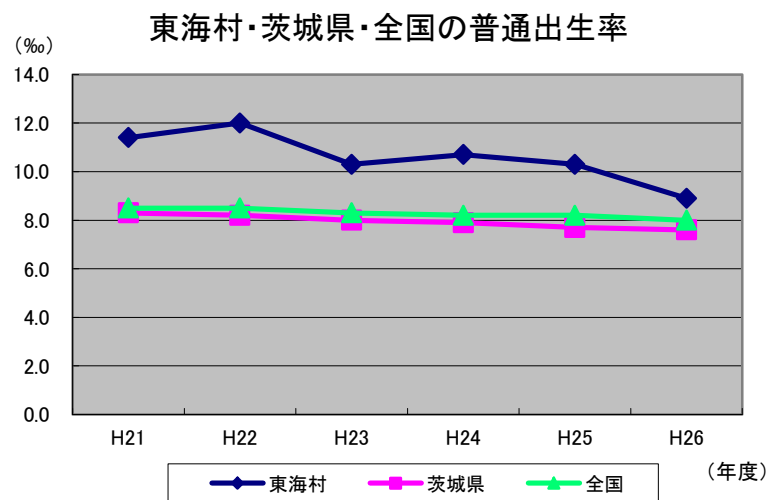
※東海村分は、茨城県「人口動態総覧」に基づき作成。

※茨城県・全国分は、厚生労働省「人口動態総覧」に基づき作成。

資料 1－4 ①



資料 1－4 ②



資料2 子どもに関する統計

資料2-1 保育所通所児童数と待機児童数の推移

(単位:人)

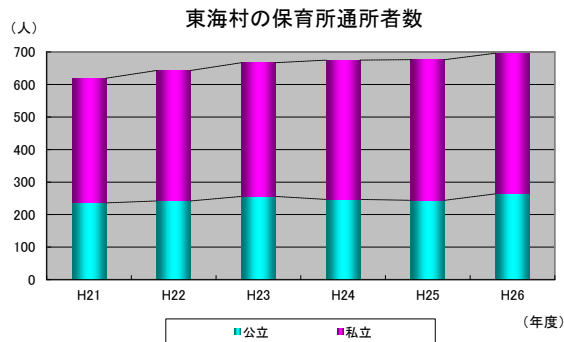
福祉圏域	保育所名	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		通所 児童数	待機 児童数	通所 児童数	待機 児童数	通所 児童数	待機 児童数	通所 児童数	待機 児童数	通所 児童数	待機 児童数	通所 児童数	待機 児童数
第4圏域	百塚保育所	101		103		112		104		105		119	
	村松保育所	69		69		74		74		73		77	
	舟石川保育所	66		70		70		69		66		68	
	公立 計	236		242		256		247		244		264	
	チューリップ保育園	89	0	95	0	88	0	103	33	106	33	99	14
	南台保育園 (平成25年度よりみぎわ保育園)	69		83		103		103		105		103	
	おおぞら保育園	126		129		125		125		127		131	
	サンフラワーこどもの森保育園	99		94		95		97		94		99	
	私立 計	383		401		411		428		432		432	
	東海村 合計	619	0	643	0	667	0	675	33	676	33	696	14

※東海村福祉部子育て支援課調べによる。

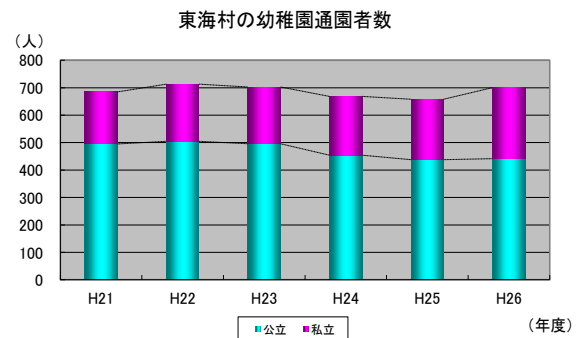
※各年4月1日現在。

※待機児童数については、村内全体の待機児童数として記載している。

資料2-1①



資料2-2①



資料2-2 幼稚園通園者数の推移

(単位:人)

福祉圏域	幼稚園名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域	村松幼稚園	183	192	185	168	177	190
	石神幼稚園	72	73	60	48	53	54
	舟石川幼稚園	109	104	102	89	88	84
	宿幼稚園	42	47	43	41	33	35
	須和間幼稚園	89	89	106	108	87	79
	公立 計	495	505	496	454	438	442
	学校法人諏訪学園 みぎわ幼稚園	190	208	207	215	220	259
	私立 計	190	208	207	215	220	259
東海村 合計		685	713	703	669	658	701

※学校基本調査による。

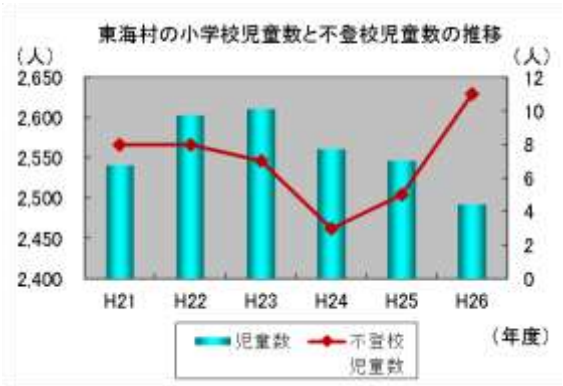
※各年5月1日現在。

資料2-3 小学校児童数と不登校児童数の推移

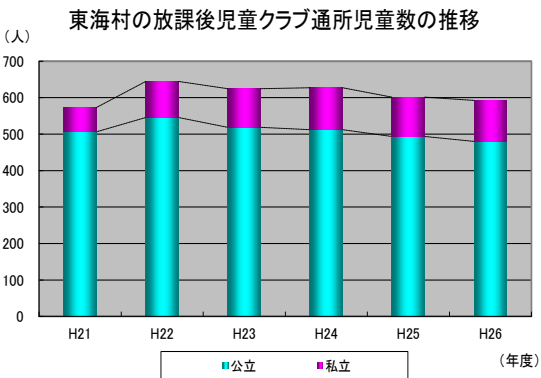
福祉圏域		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
東海村(小学校)		児童数	不登校児童数	児童数	不登校児童数	児童数	不登校児童数	児童数	不登校児童数	児童数	不登校児童数	児童数	不登校児童数
東海村	合計	2,541	8	2,603	8	2,611	7	2,561	3	2,546	5	2,492	11

※学校基本調査による。
※各年5月1日現在。

資料2-3①



資料2-4①



資料2-4 放課後児童クラブ通所児童数と待機児童数の推移

福祉圏域			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
第3圏域	第2圏域	(放課後児童クラブ名)	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数
東海 中学区	石神	石神学童クラブ	108	0	104	0	96	0	85	0	72	0	74	0
	白方	白方学童クラブ	123	0	150	0	136	0	138	0	129	0	125	0
	真崎	村松学童クラブ	54	0	67	0	67	0	68	0	70	0	69	0
	東海中学区 計		285	0	321	0	299	0	291	0	271	0	268	0
南中 学区	宿	照沼学童クラブ	26	0	27	0	25	0	24	0	20	0	13	0
	中丸	中丸学童クラブ	81	0	84	0	83	0	77	0	85	0	88	0
	舟石川・船場	舟石川学童クラブ	114	0	113	0	111	0	120	0	117	0	111	0
南中学区 計			221	0	224	0	219	0	221	0	222	0	212	0
公立 計			506	0	545	0	518	0	512	0	493	0	480	0
チューリップ学童クラブ			26	0	37	0	39	0	39	0	38	0	44	0
学童クラブ キッズガーデン白方			21	0	37	0	33	0	45	0	42	0	40	0
学童クラブ ジョリーボート			20	0	25	0	34	0	31	0	28	0	28	0
私立 計			67	0	99	0	106	0	115	0	108	0	112	0
東海村 合計			573	0	644	0	624	0	627	0	601	0	592	0

※東海村福祉部子育て支援課調べによる。
※各年5月1日現在。
※「学童クラブ ジョリーボート」は、平成21年度まで「学童保育 エレメンタリークラブ」といい、その後、現在名に改称された。

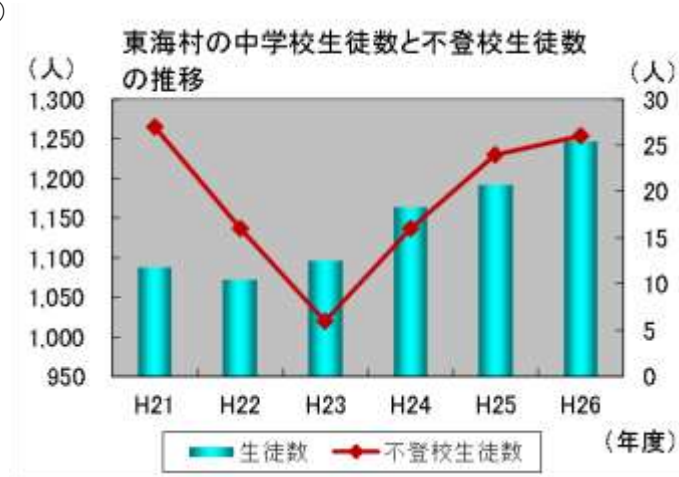
資料２－５ 中学校生徒数と不登校生徒数の推移

(単位:人)

福祉圏域		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
東海村(中学校)		生徒数	不登校生徒数	生徒数	不登校生徒数	生徒数	不登校生徒数	生徒数	不登校生徒数	生徒数	不登校生徒数	生徒数	不登校生徒数
		1,087	27	1,072	16	1,096	6	1,164	16	1,192	24	1,247	26

※学校基本調査による。
※各年5月1日現在。

資料２－５①



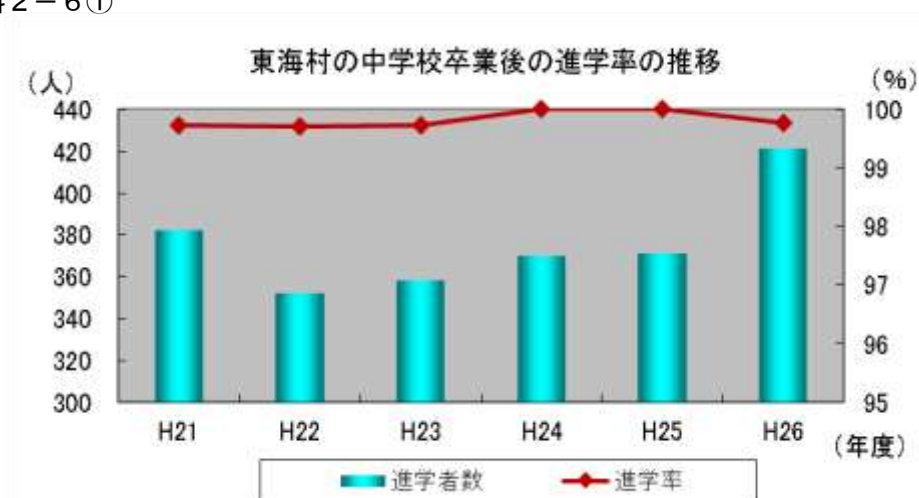
資料２－６ 中学卒業後の進学率の推移

(単位:人, %)

福祉圏域		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
第4圏域	第3圏域 (中学校名)	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率
		241	99.6%	186	99.5%	204	100.0%	202	100.0%	197	100.0%	222	100.0%
東海村	東海南中学校	141	100.0%	166	100.0%	154	99.4%	168	100.0%	174	100.0%	199	99.5%
	東海村 合計	382	99.7%	352	99.7%	358	99.7%	370	100.0%	371	100.0%	421	99.8%

※学校基本調査による。
※各年5月1日現在。

資料２－６①



資料3 高齢者に関する統計

資料3－1 介護認定を受けている人の人数の推移

(単位: 人)

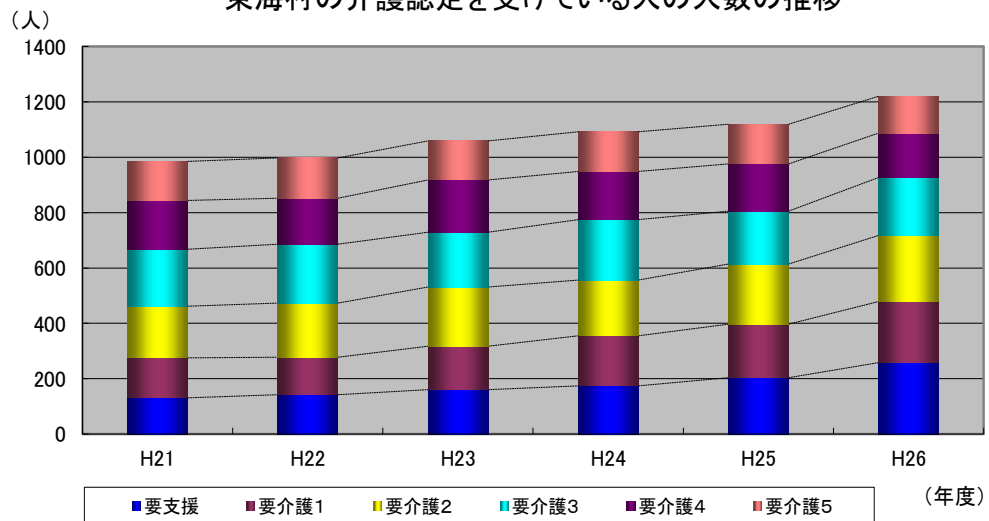
福祉圏域	介護度内訳		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域								
東海村	要支援	1	48	55	68	71	93	134
		2	83	87	93	103	111	124
	要介護	1	145	136	156	181	193	221
		2	186	195	214	201	217	239
		3	206	213	198	219	191	209
		4	176	166	189	174	171	160
		5	141	146	141	143	143	133
	東海村 合計		985	998	1,059	1,092	1,119	1,220

※資料「東海村福祉の概要」による。

※介護度は、平成18年度より要支援が2区分となった。

資料3－1①

東海村の介護認定を受けている人の人数の推移



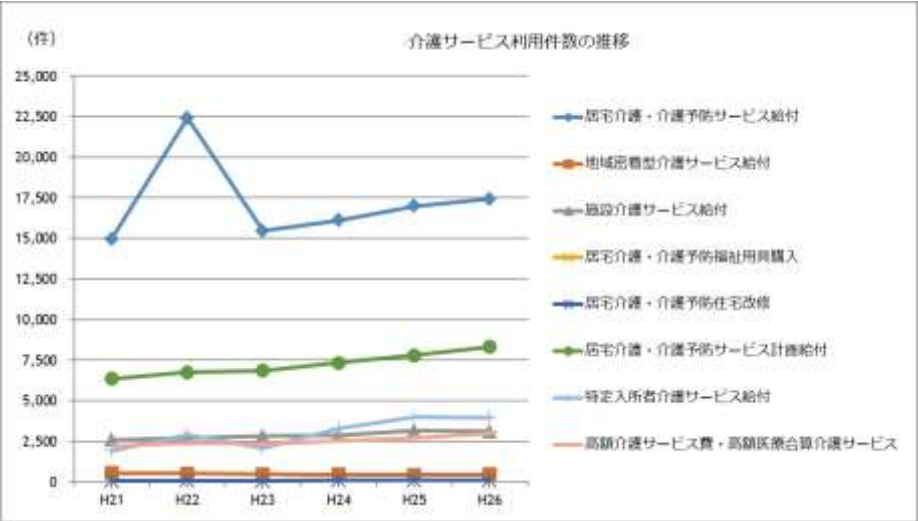
資料3-2 介護保険サービス利用件数と介護給付費の推移

(単位: 件, 円)

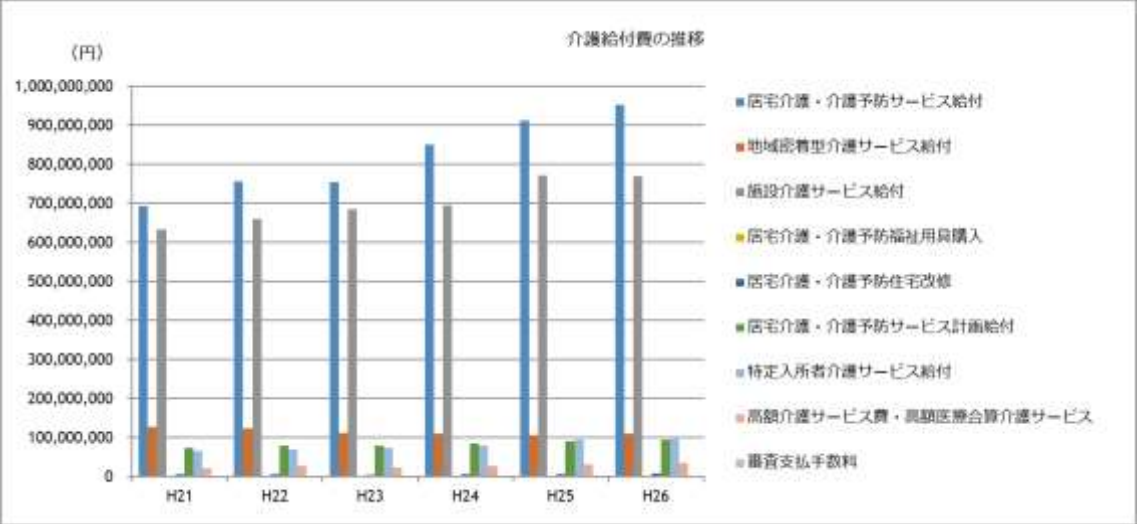
福祉圏域	内訳		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域								
東海村	居宅介護・介護予防サービス給付費	件数(件)	14,954	22,396	15,457	16,096	16,979	17,419
		給付費(円)	692,680,607	755,934,535	753,340,711	848,493,603	910,837,021	951,583,219
	地域密着型介護サービス給付費	件数(件)	519	504	457	440	429	435
		給付費(円)	125,971,659	122,790,303	112,407,354	109,022,203	106,561,368	110,080,908
	施設介護サービス給付費	件数(件)	2,588	2,690	2,801	2,841	3,152	3,110
		給付費(円)	632,869,568	658,331,329	683,893,948	692,990,632	770,008,331	769,097,691
	居宅介護・介護予防福祉用具購入費	件数(件)	60	75	73	84	84	101
		給付費(円)	1,824,203	2,312,045	1,990,770	1,954,381	1,939,972	2,243,151
	居宅介護・介護予防住宅改修費	件数(件)	52	64	52	80	78	81
		給付費(円)	5,596,591	6,128,829	4,655,885	6,241,977	6,457,336	7,800,601
	居宅介護・介護予防サービス計画給付費	件数(件)	6,338	6,741	6,840	7,327	7,795	8,318
		給付費(円)	72,112,661	78,110,760	79,067,540	84,280,103	91,099,273	95,032,740
	特定入所者介護サービス給付費	件数(件)	1,909	2,893	2,076	3,282	3,973	3,961
		給付費(円)	64,692,950	68,994,380	72,099,630	77,942,940	94,747,430	96,464,290
	高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費	件数(件)	2,183	2,381	2,328	2,540	2,702	2,988
		給付費(円)	21,642,494	26,932,947	23,585,690	26,492,930	30,386,772	33,940,099
	審査支払手数料	給付費(円)	2,311,445	2,406,920	2,165,375	2,287,188	2,262,880	1,924,868

※資料:「東海村福祉の概要」による。

資料3-2①



資料3-2②



資料4 障がい者に関する統計

資料4－1 障害者手帳所持者数（知的・身体・精神）の推移

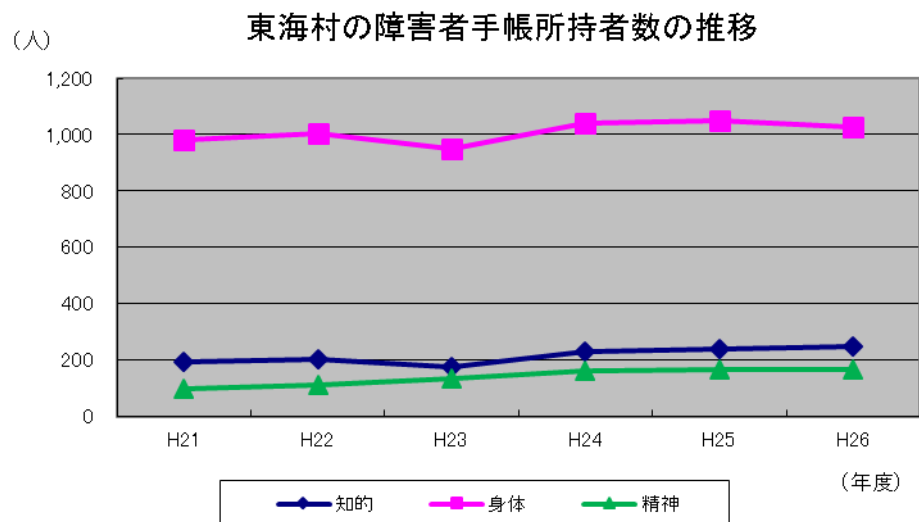
（単位：人）

福祉圏域	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
第4圏域	知的	身体	精神	知的	身体	精神	知的	身体	精神	知的	身体	精神	知的	身体	精神	知的	身体	精神
東海村	193	982	98	204	1,005	111	174	952	136	228	1,040	160	241	1,050	167	247	1,026	167

※東海村福祉部介護福祉課調べによる。

※各年3月31日現在

資料4－1①



資料5 地域活動に関する統計

資料5－1 自治会加入世帯数・加入率の推移

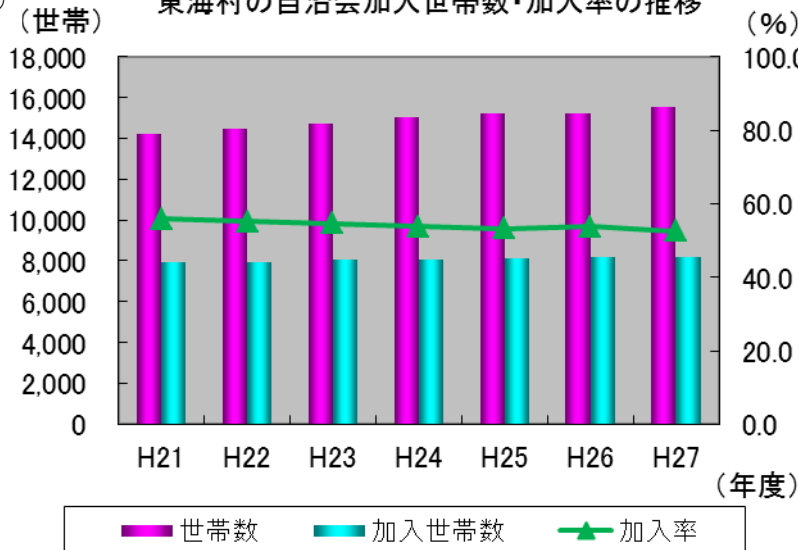
			(単位:世帯、%)																							
福祉圏域			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度					
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率			
			世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率	世帯 数	加入 世帯 数	加 入 率			
東海 中学 区	石神	外宿1区	372	306	82.3	374	306	81.8	382	304	79.6	383	302	78.9	383	303	79.1	382	303	79.3	393	308	78.4			
		外宿2区	180	127	70.6	181	125	69.1	184	125	67.9	187	126	67.4	186	124	66.7	183	124	67.8	182	123	67.6			
		内宿1区	958	570	59.5	966	564	58.4	985	577	58.6	974	586	60.2	986	578	58.6	979	580	59.2	1,011	577	57.1			
		内宿2区	267	206	77.2	276	211	76.4	289	225	77.9	295	229	77.6	298	235	78.9	303	242	79.9	305	244	80.0			
		竹瓦区	92	70	76.1	90	68	75.6	91	69	75.8	91	67	73.6	92	68	73.9	92	68	73.9	89	68	76.4			
		石神 計	1,869	1,279	68.4	1,887	1,274	67.5	1,931	1,300	67.3	1,930	1,310	67.9	1,945	1,308	67.2	1,939	1,317	67.9	1,980	1,320	66.7			
	白方	白方区	1,502	695	46.3	1,524	695	45.6	1,560	699	44.8	1,592	698	43.8	1,605	701	43.7	1,583	698	44.1	1,632	696	42.6			
		豊岡区	112	77	68.8	109	77	70.6	117	77	65.8	124	77	62.1	123	77	62.6	126	77	61.1	124	76	61.3			
		岡区	144	112	77.8	145	114	78.6	147	118	80.3	150	121	80.7	155	122	78.7	161	125	77.6	162	125	77.2			
		百塚区	900	374	41.6	908	369	40.6	908	370	40.7	934	362	38.8	948	355	37.4	948	373	39.3	958	372	38.8			
		亀下区	188	136	72.3	191	133	69.6	191	134	70.2	195	133	68.2	199	133	66.8	192	129	67.2	197	132	67.0			
		原子力機構百塚区	24	43	179.2	21	44	209.5	18	41	227.8	18	35	194.4	13	39	300.0	9	40	444.4	8	38	475.0			
		豊白区	255	167	65.5	260	166	63.8	270	169	62.6	276	171	62.0	283	171	60.4	282	170	60.3	286	165	57.7			
		村松北区	534	217	40.6	538	220	40.9	554	222	40.1	556	213	38.3	563	222	39.4	563	219	38.9	555	223	40.2			
		白方 計	3,659	1,821	49.8	3,696	1,818	49.2	3,765	1,830	48.6	3,845	1,810	47.1	3,889	1,820	46.8	3,864	1,831	47.4	3,922	1,827	46.6			
		真崎	真崎区	1,449	687	47.4	1,490	691	46.4	1,518	714	47.0	1,575	722	45.8	1,601	716	44.7	1,575	720	45.7	1,599	694	43.4		
			舟石川3区	418	124	29.7	418	120	28.7	403	123	30.5	399	123	30.8	409	122	29.8	441	123	27.9	468	124	26.5		
			原子力機構荒谷台区	72	71	98.6	67	69	103.0	68	72	105.9	65	68	104.6	72	72	100.0	68	74	108.8	61	65	106.6		
			真崎 計	1,939	882	45.5	1,975	880	44.6	1,989	909	45.7	2,039	913	44.8	2,082	910	43.7	2,084	917	44.0	2,128	883	41.5		
		東海中学区 計			7,467	3,982	53.3	7,558	3,972	52.6	7,685	4,039	52.6	7,814	4,033	51.6	7,916	4,038	51.0	7,887	4,065	51.5	8,030	4,030	50.2	
南中 学区	村松	宿区	434	193	44.5	435	195	44.8	429	196	45.7	424	191	45.0	425	191	44.9	412	190	46.1	415	185	44.6			
		照沼区	182	117	64.3	184	117	63.6	184	117	63.6	181	113	62.4	197	111	56.3	184	110	59.8	199	111	55.8			
		川根区	143	98	68.5	150	102	68.0	156	103	66.0	163	105	64.4	169	106	62.7	159	107	67.3	178	106	59.6			
		原子力機構太田区	105	41	39.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		原子力機構箕輪区	136	91	66.9	227	102	44.9	203	93	45.8	205	84	41.0	191	74	38.7	175	61	34.9	166	55	33.1			
		村松 計	1,000	540	54.0	996	516	51.8	972	509	52.4	973	493	50.7	982	492	49.1	930	468	50.3	958	457	47.7			
	中丸	押延区	365	216	59.2	352	219	62.2	350	225	64.3	356	229	64.3	364	234	64.3	367	231	62.9	377	243	64.5			
		須和間区	298	194	65.1	304	194	63.8	307	201	65.5	319	206	64.6	326	208	63.8	335	222	66.3	338	226	66.9			
		舟石川中丸区	535	303	56.6	574	315	54.9	631	343	54.4	683	363	53.1	699	364	52.1	693	419	60.5	720	412	57.2			
		原子力機構長坂1区	172	183	106.4	160	191	119.4	170	218	128.2	157	200	127.4	138	184	133.3	141	193	136.9	159	202	127.0			
		原子力機構長坂2区	32	67	209.4	22	49	222.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		緑ヶ丘区	349	312	89.4	348	311	89.4	351	310	88.3	348	309	88.8	351	305	86.9	344	305	88.7	343	303	88.3			
		南台区	746	685	91.8	760	683	89.9	770	674	87.5	761	648	85.2	750	636	84.8	751	636	84.7	749	624	83.3			
		フローレスタ須和間	114	109	95.6	142	135	95.1	169	161	95.3	196	189	96.4	221	236	106.8	245	236	96.3	268	255	95.1			
		中丸 計	2,611	2,069	79.2	2,662	2,097	78.8	2,748	2,132	77.6	2,820	2,144	76.0	2,849	2,167	76.1	2,876	2,242	78.0	2,954	2,265	76.7			
	舟石川・船場	船場区	568	344	60.6	593	371	62.6	617	377	61.1	633	386	61.0	644	404	62.7	679	404	59.5	706	415	58.8			
		舟石川1区	1,459	690	47.3	1,492	704	47.2	1,539	694	45.1	1,616	714	44.2	1,616	707	43.8	1,627	707	43.5	1,637	709	43.3			
		舟石川2区	1,132	334	29.5	1,175	329	28.0	1,194	326	27.3	1,198	324	27.0	1,249	323	25.9	1,268	323	25.5	1,296	317	24.5			
		舟石川・船場 計	3,159	1,368	43.3	3,260	1,404	43.1	3,350	1,397	41.7	3,447	1,424	41.3	3,509	1,434	40.9	3,574	1,434	40.1	3,639	1,441	39.6			
		南中学区 計	6,770	3,977	58.7	6,918	4,017	58.1	7,070	4,038	57.1	7,240	4,061	56.1	7,340	4,083	55.6	7,380	4,144	56.2	7,551	4,163	55.1			
合計		14,237	7,959	55.9	14,476	7,989	55.2	14,755	8,077	54.7	15,054	8,094	53.8	15,256	8,121	53.2	15,267	8,209	53.8	15,581	8,193	52.6				
東海村																										

※東海村村民生活部自治推進課調べによる。

※各年の4月1日現在。

※原子力機構百塚区、原子力機構荒谷台区、原子力機構長坂一區（長坂区）については、住民票を東海村に移さずに居住している世帯もいるため、加入世帯数が全世帯数を上回っている。

資料5－1① 東海村の自治会加入世帯数・加入率の推移



資料5-2(1) 社会福祉協議会会員数・加入率の推移

(単位:世帯、人、%)

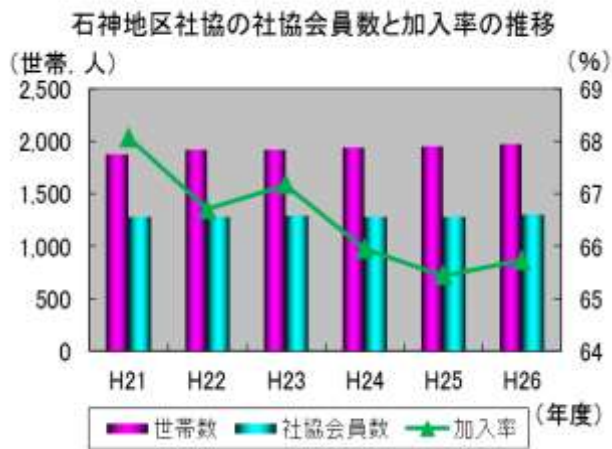
第3 圏域	第2 圏域	福祉圏域 第1圏域	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			
			世帯	社協 会員	加入	世帯	社協 会員	加入	世帯	社協 会員	加入	世帯	社協 会員	加入	世帯	社協 会員	加入	世帯	社協 会員	加入	
			数	数	率	数	数	率	数	数	率	数	数	率	数	数	率	数	数	率	
東海 中学 区	石神	外宿1区	379	309	81.5	380	302	79.5	383	304	79.4	387	301	77.8	387	302	78.0	392	304	77.6	
		外宿2区	181	126	69.6	183	126	68.9	184	124	67.4	187	125	66.8	186	123	66.1	182	123	67.6	
		内宿1区	954	566	59.3	985	571	58.0	974	579	59.4	981	578	58.9	988	572	57.9	1,007	583	57.9	
		内宿2区	272	208	76.5	281	213	75.8	290	215	74.1	298	210	70.5	301	215	71.4	305	221	72.5	
		竹瓦区	90	68	75.6	90	68	75.6	91	69	75.8	91	68	74.7	94	68	72.3	90	68	75.6	
		石神 計	1,876	1,277	68.1	1,919	1,280	66.7	1,922	1,291	67.2	1,944	1,282	65.9	1,956	1,280	65.4	1,976	1,299	65.7	
	白方	白方区	1,506	698	46.3	1,554	695	44.7	1,587	697	43.9	1,600	702	43.9	1,612	701	43.5	1,615	697	43.2	
		豊岡区	113	77	68.1	112	77	68.8	121	77	63.6	122	77	63.1	131	77	58.8	129	76	58.9	
		岡区	144	111	77.1	147	116	78.9	147	119	81.0	150	120	80.0	158	122	77.2	161	125	77.6	
		百塚区	912	360	39.5	906	365	40.3	941	367	39.0	951	361	38.0	953	357	37.5	958	373	38.9	
		亀下区	193	134	69.4	190	132	69.5	193	133	68.9	200	132	66.0	198	132	66.7	196	131	66.8	
		原子力機構百塚区	22	41	186.4	20	41	205.0	20	40	200.0	15	33	220.0	11	38	345.5	9	36	400.0	
		豊白区	262	165	63.0	268	166	61.9	272	170	62.5	276	172	62.3	289	170	58.8	275	68	24.7	
		村松北区	535	218	40.7	544	220	40.4	559	219	39.2	559	213	38.1	572	212	37.1	569	211	37.1	
		白方 計	3,687	1,804	48.9	3,741	1,812	48.4	3,840	1,822	47.4	3,873	1,810	46.7	3,924	1,809	46.1	3,912	1,717	43.9	
	真崎	真崎区	1,468	683	46.5	1,519	699	46.0	1,583	735	46.4	1,608	739	46.0	1,606	718	44.7	1,580	713	45.1	
		舟石川3区	421	122	29.0	409	121	29.6	400	118	29.5	406	119	29.3	451	120	26.6	462	121	26.2	
		原子力機構荒谷台区	301	64	21.3	286	70	24.5	287	61	21.3	329	70	21.3	332	58	17.5	307	68	22.1	
	東海中学区 計			7,753	3,950	50.9	7,874	3,982	50.6	8,032	4,027	50.1	8,160	4,020	49.3	8,269	3,985	48.2	8,237	3,918	47.6
	村松	宿区	433	195	45.0	445	190	42.7	433	195	45.0	438	189	43.2	429	190	44.3	415	187	45.1	
照沼区		185	116	62.7	183	116	63.4	183	117	63.9	193	113	58.5	199	111	55.8	193	110	57.0		
川根区		146	92	63.0	154	99	64.3	159	99	62.3	167	95	56.9	168	92	54.8	168	103	61.3		
原子力機構太田区		97	25	25.8	219	—	—	204	—	—	203	—	—	191	—	—	176	—	—		
原子力機構長輪区		140	44	31.4	423	1	0.2	388	46	11.9	368	35	9.5	343	23	6.7	315	50	15.9		
村松 計		1,001	472	47.2	1,424	406	28.5	1,367	457	33.4	1,369	432	31.6	1,330	416	31.3	1,267	450	35.5		
南中 学 区		押延区	361	211	58.4	346	218	63.0	353	222	62.9	359	225	62.7	371	229	61.7	373	233	62.5	
		須和間区	301	194	64.5	304	195	64.1	311	202	65.0	322	207	64.3	330	213	64.5	341	223	65.4	
		舟石川中丸区	556	303	54.5	593	319	53.8	677	347	51.3	687	360	52.4	703	362	51.5	716	382	53.4	
		原子力機構長輪1区	167	82	49.1	178	114	64.0	614	116	18.9	566	100	17.7	543	89	16.4	587	97	16.5	
	原子力機構長輪2区	29	43	148.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	緑ヶ丘区	351	311	88.6	348	308	88.5	352	310	88.1	348	307	88.2	348	305	87.6	345	303	87.8		
	南台区	746	682	91.4	766	680	88.8	766	651	85.0	754	648	85.9	753	630	83.7	752	630	83.8		
	フローレスタ須和間	126	113	89.7	155	138	89.0	180	164	91.1	213	193	90.6	234	213	91.0	262	238	90.8		
	中丸 計	2,637	1,939	73.5	2,690	1,972	73.3	3,253	2,012	61.9	3,249	2,040	62.8	3,282	2,041	62.2	3,376	2,106	62.4		
舟石川 ・船場	船場区	584	350	59.9	606	372	61.4	626	380	60.7	633	387	61.1	671	400	59.6	700	409	58.4		
	舟石川1区	1,490	691	46.4	1,529	699	45.7	1,588	694	43.7	1,617	711	44.0	1,621	706	43.6	1,628	708	43.5		
	舟石川2区	1,149	333	29.0	1,182	326	27.6	1,197	326	27.2	1,230	324	26.3	1,261	326	25.9	1,304	322	24.7		
	舟石川・船場 計	3,223	1,374	42.6	3,317	1,397	42.1	3,411	1,400	41.0	3,480	1,422	40.9	3,553	1,432	40.3	3,632	1,439	39.6		
	南中学区 計	6,861	3,785	55.2	7,431	3,775	50.8	8,031	3,869	48.2	8,098	3,894	48.1	8,165	3,889	47.6	8,275	3,995	48.3		
その他(直送組合、窓口受付)			—	266	—	—	162	—	117	—	—	235	—	—	279	—	—	257	—		
東海村 合計			14,614	7,735	52.9	15,305	7,757	50.7	16,063	7,896	49.2	16,258	7,914	48.7	16,434	7,874	47.9	16,512	7,913	47.9	

※東海村社会福祉協議会調べによる。

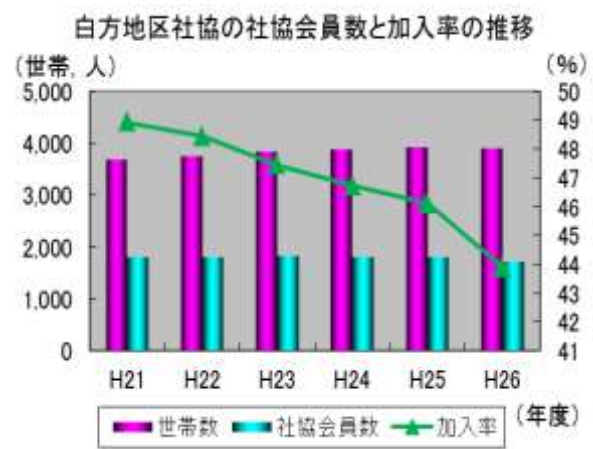
※原子力機構百塚区・同荒谷台区・同長塚1区・同長塚2区の世帯数は、実際の世帯数とは必ずしも一致しない。

資料５－２（２） 社会福祉協議会会員数・加入率の推移（地区社協別グラフ）

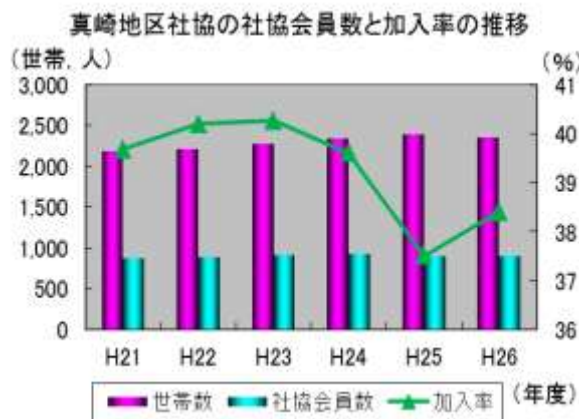
資料５－２（２）①



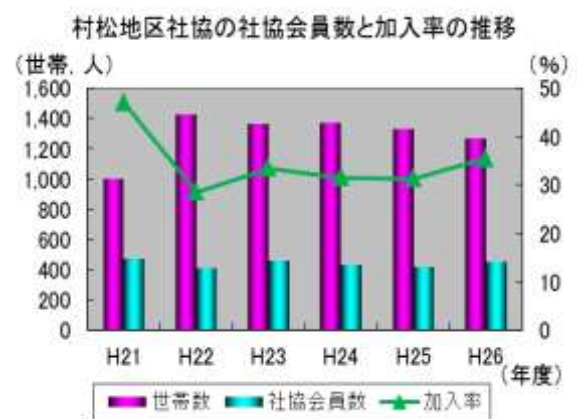
資料５－２（２）②



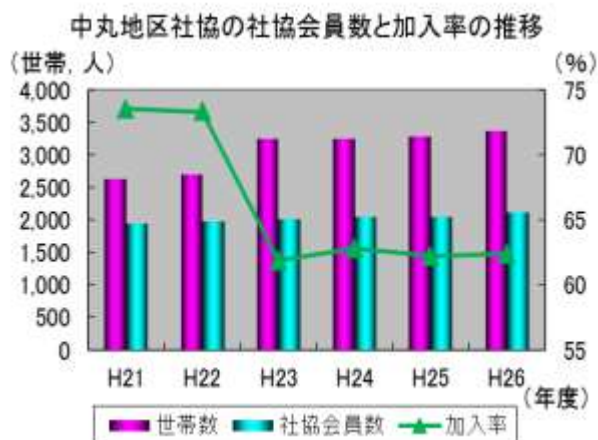
資料５－２（２）③



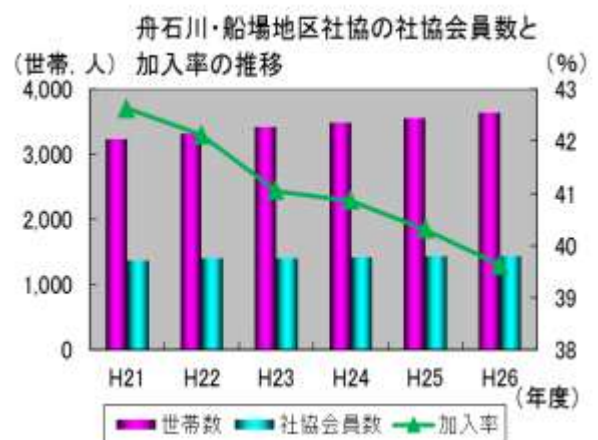
資料５－２（２）④



資料５－２（２）⑤



資料５－２（２）⑥



資料5-3(1) 地区社会福祉協議会ふれあい協力員数・加入率の推移

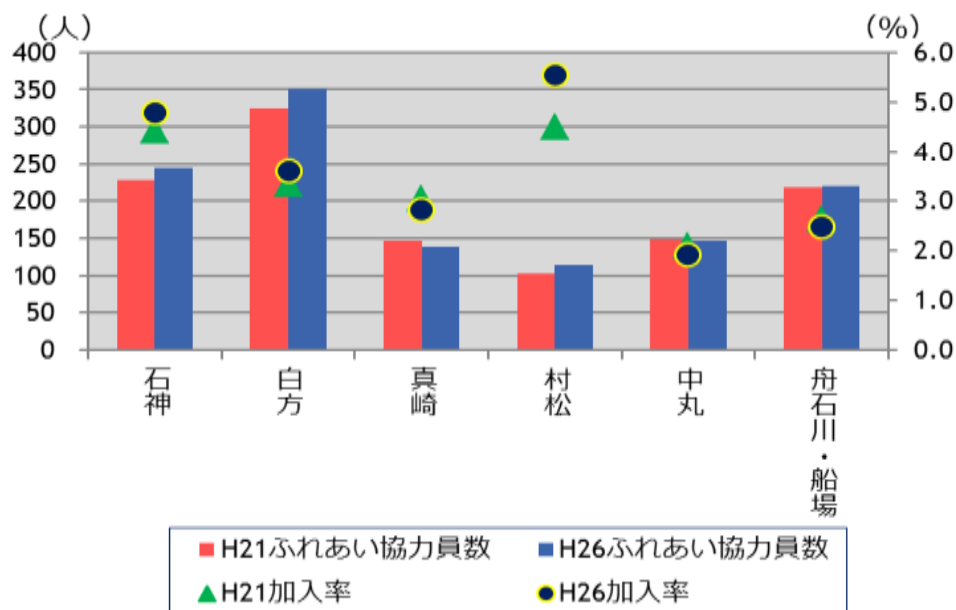
(単位:人, %)

福祉圏域			平成21年度			平成26年度			
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域	人 口	ふ れ あ い 協 力 員 数	加 入 率	人 口	ふ れ あ い 協 力 員 数	加 入 率	
東海中学区	石神	外宿1区	1,126	53	4.7	1,078	58	5.4	
		外宿2区	521	36	6.9	494	37	7.5	
		内宿1区	2,449	70	2.9	2,486	75	3.0	
		内宿2区	814	40	4.9	836	44	5.3	
		竹瓦区	252	29	11.5	222	31	14.0	
		石神 計	5,162	228	4.4	5,116	245	4.8	
	白方	白方区	4,140	104	2.5	4,232	109	2.6	
		豊岡区	305	26	8.5	296	20	6.8	
		岡区	422	22	5.2	455	31	6.8	
		百塚区	2,229	40	1.8	2,212	45	2.0	
		亀下区	544	39	7.2	522	48	9.2	
		原子力機構百塚区	67	1	1.5	28	3	10.7	
		豊白区	693	47	6.8	718	44	6.1	
		村松北区	1,336	46	3.4	1,295	51	3.9	
		白方 計	9,736	325	3.3	9,758	351	3.6	
	真崎	真崎区	3,579	86	2.4	3,645	73	2.0	
		舟石川3区	978	57	5.8	1,052	61	5.8	
		原子力機構荒谷台区	236	3	1.3	219	5	2.3	
		真崎 計	4,793	146	3.0	4,916	139	2.8	
	東海中学区 計		19,691	699	3.5	19,790	735	3.7	
南中学区	宿	宿区	927	40	4.3	840	42	5.0	
		照沼区	513	36	7.0	483	42	8.7	
		川根区	404	20	5.0	444	19	4.3	
		原子力機構太田区	—	—	—	—	—	—	
		原子力機構箕輪区	447	7	1.6	289	11	3.8	
		村松 計	2,291	103	4.5	2,056	114	5.5	
	中丸	押延区	877	13	1.5	936	16	1.7	
		須和間区	961	22	2.3	973	22	2.3	
		舟石川中丸区	1,499	29	1.9	1,849	31	1.7	
		原子力機構長堀1区	原子力機構 長堀区	440	0	0.0	415	0	0.0
		原子力機構長堀2区		59	0	0.0	—	—	—
		緑ヶ丘区	848	40	4.7	790	39	4.9	
		南台区	1,953	44	2.3	1,778	39	2.2	
		フローレスタ須和間	474	0	0.0	930	0	0.0	
		中丸 計	7,111	148	2.1	7,671	147	1.9	
	舟石川・船場	船場区	1,588	61	3.8	1,842	61	3.3	
		舟石川1区	3,915	90	2.3	4,097	92	2.2	
		舟石川2区	2,809	68	2.4	2,937	68	2.3	
		舟石川・船場 計	8,312	219	2.6	8,876	221	2.5	
	南中学区 計		17,714	470	2.7	18,603	482	2.6	
東海村 合計			37,405	1,169	3.1	38,393	1,217	3.2	

※東海村社会福祉協議会調べによる。

※各年度末時点の人数を計上している(人口は翌年度の4月1日時点のものを使用)。

資料５－３（２） 地区社会福祉協議会ふれあい協力員数・加入率の推移



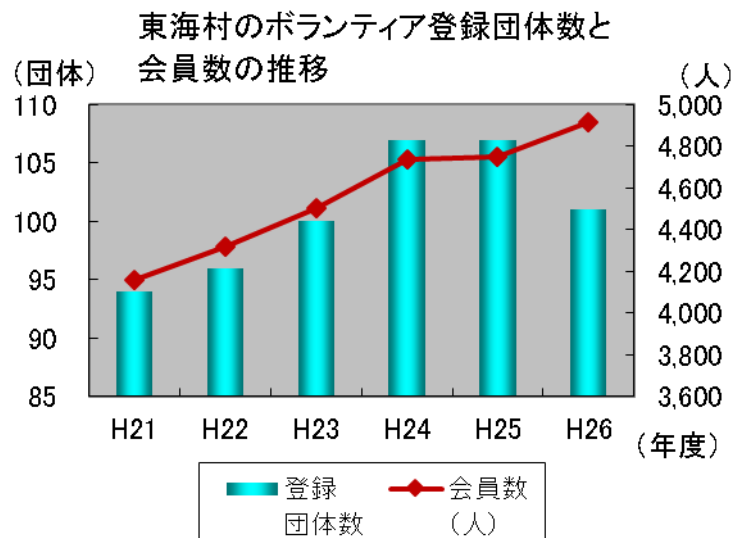
資料５－４ ボランティア登録団体数と会員数の推移

(単位:人)

福祉圏域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域	登録 団体数	会員数 (人)	登録 団体数	会員数 (人)	登録 団体数	会員数 (人)
東海村 合計	94	4,161	96	4,317	100	4,502
	94	4,161	96	4,317	107	4,736
	107	4,748	101	4,916		

※東海村社会福祉協議会ボランティア市民活動センター調べによる。

資料５－４①



資料5-5 (1) 子ども会会員数・加入率の推移

(単位:人, %)

福祉圏域		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
第3圏域	第2圏域	小学生数	子ども会数	加入率	小学生数	子ども会数	加入率	小学生数	子ども会数	加入率	小学生数	子ども会数	加入率	小学生数	子ども会数	加入率	小学生数	子ども会数	加入率
東海中学区	白方小学校	678	8	1.2	672	0	0.0	668	28	4.2	656	30	4.6	631	32	5.1	618	25	4.0
	石神小学校	382	318	83.2	373	304	81.5	363	265	73.0	346	225	65.0	320	165	51.6	301	82	27.2
	村松小学校	256	71	27.7	272	72	26.5	284	75	26.4	288	80	27.8	302	80	26.5	290	73	25.2
	東海中学区 計	1,316	397	30.2	1,317	376	28.5	1,315	368	28.0	1,290	335	26.0	1,253	277	22.1	1,209	180	14.9
東海南中学区	照沼小学校	128	81	63.3	127	71	55.9	132	57	43.2	127	67	52.8	119	50	42.0	114	0	0.0
	中丸小学校	516	391	75.8	548	397	72.4	540	347	64.3	539	384	71.2	566	402	71.0	598	398	66.6
	舟石川小学校	581	413	71.1	611	382	62.5	624	379	60.7	605	310	51.2	608	286	47.0	571	233	40.8
	南中学区 計	1,225	885	72.2	1,286	850	66.1	1,296	783	60.4	1,271	761	59.9	1,293	738	57.1	1,283	631	49.2
東海村 合計		2,541	1,282	50.5	2,603	1,226	47.1	2,611	1,151	44.1	2,561	1,096	42.8	2,546	1,015	39.9	2,492	811	32.5

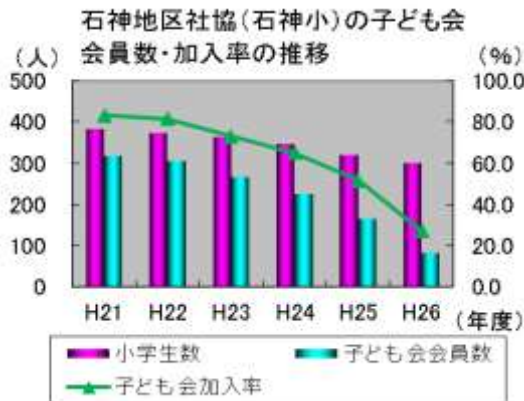
※東海村教育委員会学校教育課・生涯学習課調べによる。

※小学生数は、各年5月1日現在のもの。

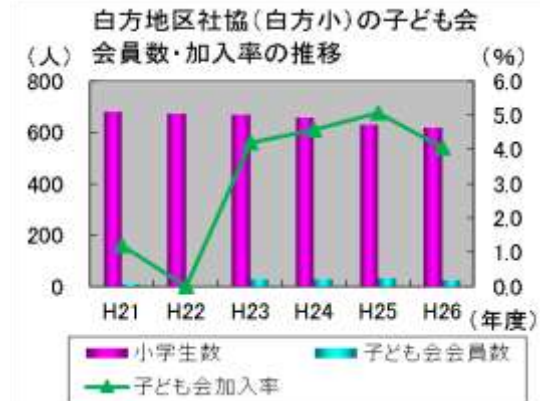
※子ども会会員数は、各年4月1日現在のもの。

資料5-5 (2) 子ども会会員数・加入率の推移 (地区社協別グラフ)

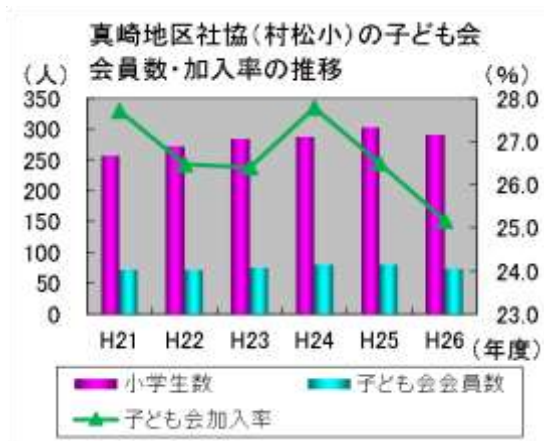
資料5-5 (2) ①



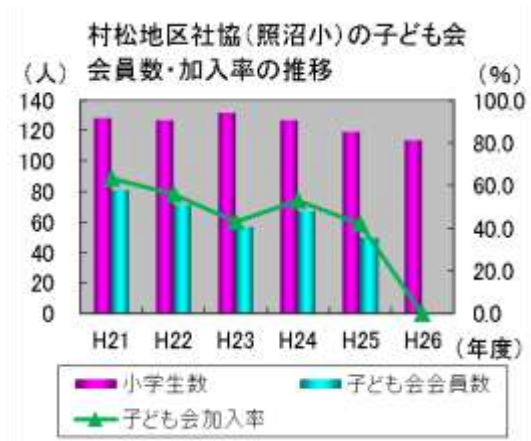
資料5-5 (2) ②



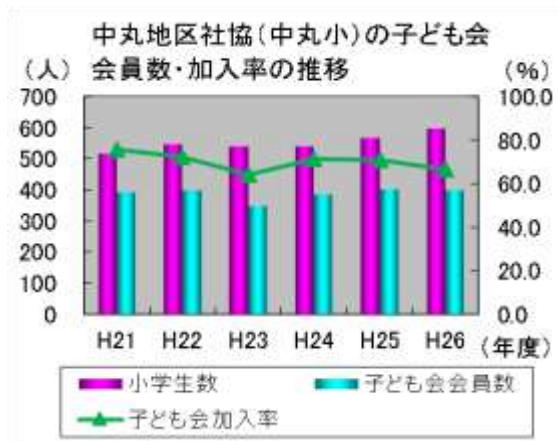
資料5-5 (2) ③



資料5-5 (2) ④



資料５－５（２）⑤



資料５－５（２）⑥



資料５－６ スポーツ少年団会員数の推移

(単位:人)

福祉圏域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3圏域						
東海村	1,010	1,093	1,051	1,054	1,029	918

※東海村教育委員会学校教育課調べによる。

資料５－６①



資料5-7(1) 高齢者クラブ会員数・加入率の推移

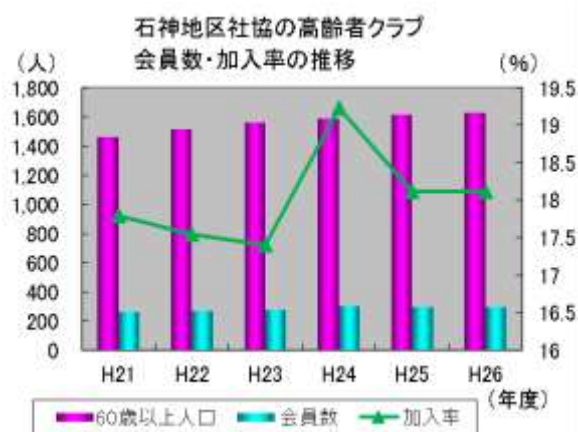
			(単位: 人, %)																	
福祉圏域			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
第3 圏域	第2 圏域	第1圏域	6 0 歳 以 上 人 口	会 員 数	加 入 率 (%)	6 0 歳 以 上 人 口	会 員 数	加 入 率 (%)	6 0 歳 以 上 人 口	会 員 数	加 入 率 (%)	6 0 歳 以 上 人 口	会 員 数	加 入 率 (%)	6 0 歳 以 上 人 口	会 員 数	加 入 率 (%)	6 0 歳 以 上 人 口	会 員 数	加 入 率 (%)
東海 中学区	石神	外宿1区	296	58	19.6	306	54	17.6	319	54	16.9	321	50	15.6	336	47	14.0	343	42	12.2
		外宿2区	186	39	21.0	191	41	21.5	195	37	19.0	191	43	22.5	191	37	19.4	188	46	24.5
		内宿1区	608	68	11.2	641	77	12.0	667	90	13.5	683	108	15.8	698	111	15.9	704	113	16.1
		内宿2区	268	71	26.5	277	70	25.3	284	67	23.6	292	76	26.0	294	71	24.1	294	67	22.8
		竹瓦区	103	24	23.3	101	24	23.8	98	24	24.5	99	28	28.3	98	27	27.6	99	27	27.3
		石神 計	1,461	260	17.8	1,516	266	17.5	1,563	272	17.4	1,586	305	19.2	1,617	293	18.1	1,628	295	18.1
	白方	白方区	1,009	—	—	1,026	92	—	1,047	110	—	1,074	124	—	1,091	131	—	1,089	127	—
		豊岡区	110	48	43.6	111	48	43.2	110	57	51.8	112	60	53.6	120	63	52.5	126	62	49.2
		岡区	134	31	23.1	143	28	19.6	147	27	18.4	157	51	32.5	160	55	34.4	160	61	38.1
		百塚区	579	47	8.1	608	44	7.2	618	44	7.1	643	50	7.8	646	50	7.7	653	46	7.0
		亀下区	166	41	24.7	165	41	24.8	164	42	25.6	169	47	27.8	174	42	24.1	181	41	22.7
		原子力機構百塚区	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	1	—	—
		豊白区	186	—	—	190	—	—	198	—	—	201	41	—	206	37	—	211	39	—
		村松北区	343	—	—	352	61	—	364	63	—	362	60	—	373	52	—	379	52	—
			白方 計	2,527	167	6.6	2,595	314	12.1	2,648	343	13.0	2,718	433	15.9	2,770	430	15.5	2,800	428
	真崎	真崎区	907	39	4.3	937	21	2.2	959	34	3.5	971	45	4.6	987	45	4.6	994	53	5.3
		舟石川3区	171	21	12.3	174	21	12.1	174	52	29.9	176	55	31.3	179	54	30.2	185	54	29.2
		原子力機構荒谷台区	1	—	—	2	—	—	4	—	—	3	—	—	5	—	—	3	—	—
			真崎 計	1,079	60	5.6	1,113	42	3.8	1,137	86	7.6	1,150	100	8.7	1,171	99	8.5	1,182	107
	東海中学区 計			5,067	487	9.6	5,224	622	11.9	5,348	701	13.1	5,454	838	15.4	5,558	822	14.8	5,610	830
南中 学区	村松	宿区	295	81	27.5	298	80	26.8	301	70	23.3	297	77	25.9	299	69	23.1	300	—	—
		照沼区	175	—	—	176	—	—	179	—	—	183	—	—	192	—	—	189	—	—
		川根区	114	33	28.9	115	35	30.4	121	34	28.1	129	39	30.2	130	35	26.9	129	36	27.9
		原子力機構太田区	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		原子力機構箕輪区	3	—	—	3	—	—	4	—	—	4	—	—	3	—	—	4	—	—
			宿 計	587	114	19.4	592	115	19.4	605	104	17.2	613	116	18.9	624	104	16.7	622	36
	中丸	押延区	273	49	17.9	267	45	16.9	262	42	16.0	271	44	16.2	273	42	15.4	285	41	14.4
		須和間区	260	68	26.2	266	64	24.1	263	60	22.8	268	50	18.7	268	44	16.4	273	38	13.9
		舟石川中丸区	382	—	—	386	—	—	396	—	—	402	—	—	398	41	—	387	57	—
		原子力機構長堀1区	10	—	—	9	—	—	12	—	—	10	—	—	3	—	—	5	—	—
		原子力機構長堀2区	3	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		緑ヶ丘区	456	63	13.8	465	61	13.1	470	63	13.4	473	66	14.0	473	61	12.9	466	63	13.5
		南台区	817	34	4.2	900	34	3.8	932	34	3.6	960	42	4.4	978	52	5.3	972	59	6.1
		フローレスタ須和間	14	—	—	17	—	—	18	—	—	21	—	—	22	—	—	25	—	—
			中丸 計	2,215	214	9.7	2,313	204	8.8	2,353	199	8.5	2,405	202	8.4	2,415	240	9.9	2,413	258
	舟石川・船場	船場区	513	70	13.6	519	66	12.7	534	54	10.1	550	66	12.0	557	58	10.4	581	59	10.2
		舟石川1区	857	30	3.5	888	31	3.5	907	33	3.6	940	40	4.3	952	38	4.0	990	41	4.1
		舟石川2区	590	34	5.8	614	34	5.5	629	123	19.6	645	140	21.7	676	140	20.7	683	143	20.9
			舟石川・船場 計	1,960	134	6.8	2,021	131	6.5	2,070	210	10.1	2,135	246	11.5	2,185	236	10.8	2,254	243
	南中学区 計			4,762	462	9.7	4,926	450	9.1	5,028	513	10.2	5,153	564	10.9	5,224	580	11.1	5,289	537
東海村 合計			9,829	949	9.7	10,150	1,072	10.6	10,376	1,214	11.7	10,607	1,402	13.2	10,782	1,402	13.0	10,899	1,367	12.5

※東海村福祉部介護福祉課調べによる。

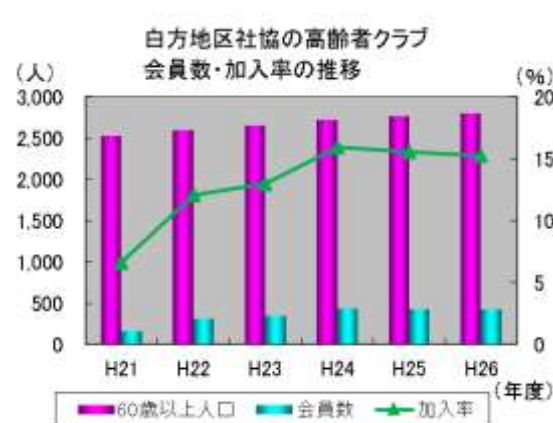
※各年4月1日現在

資料５－７（２） 高齢者クラブ会員数・加入率の推移（地区社協別グラフ）

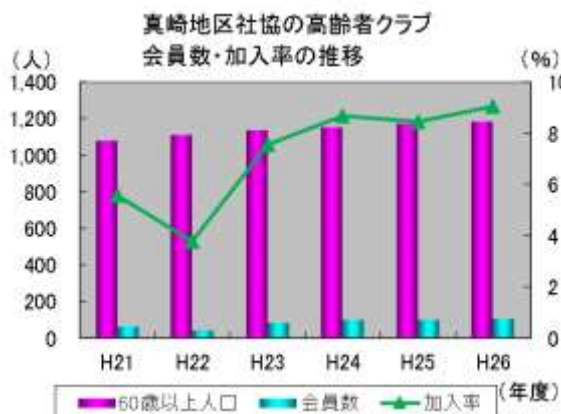
資料５－７（２）①



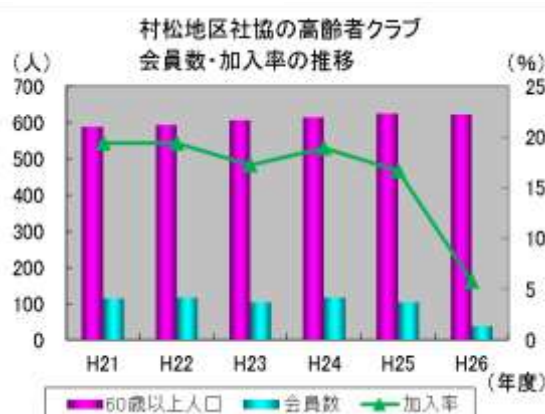
資料５－７（２）②



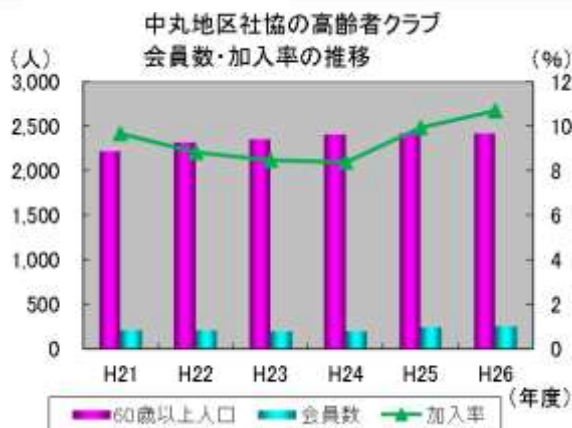
資料５－７（２）③



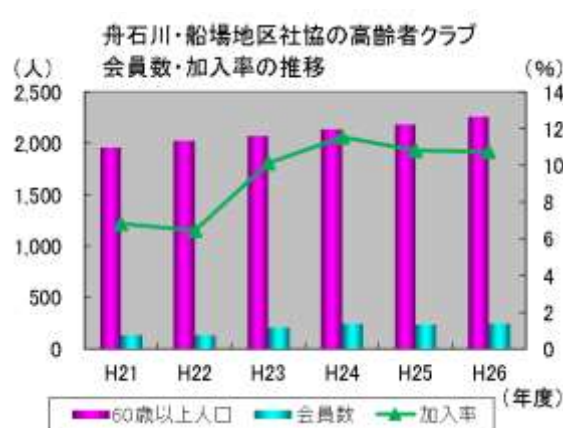
資料５－７（２）④



資料５－７（２）⑤



資料５－７（２）⑥



資料6 地域で困っている人に関する統計

資料6-1 生活保護受給者数・保護率の推移

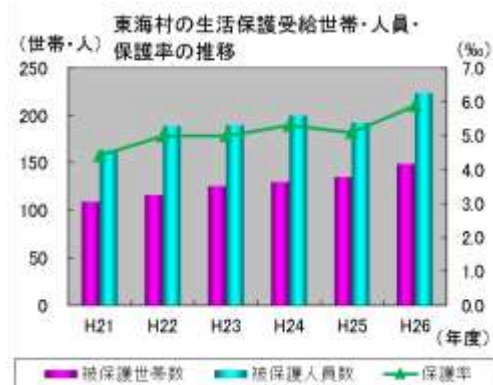
(単位:世帯, 人, %)

福祉圏域			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域								
東海村		被保護世帯数	109	116	126	130	135	149
		被保護人員数	164	189	190	200	192	223
		保護率(%)	4.4	5.0	5.0	5.3	5.1	5.9
(参考)	茨城県	被保護世帯数	14,724	16,771	18,156	19,145	19,760	20,061
		被保護人員数	19,710	22,608	24,419	25,643	26,109	26,167
		保護率(%)	6.6	7.6	8.3	8.7	8.9	9.0
	全国	被保護世帯数	1,274,239	1,410,049	1,498,375	1,558,510	1,591,846	
		被保護人員数	1,763,604	1,952,063	2,067,244	2,135,708	2,161,612	
		保護率(%)	13.8	15.2	16.2	16.7	17.0	

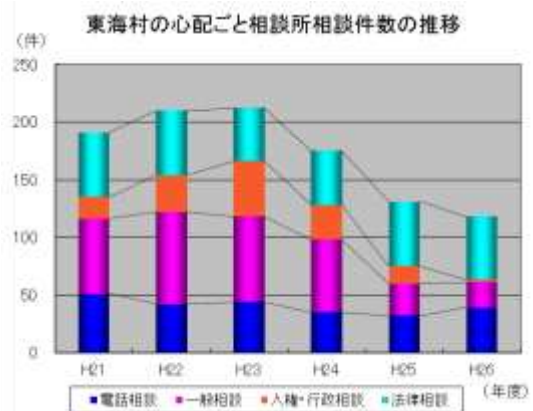
※東海村は各年3月1日現在で停止を含むもの。茨城県・全国は各年度月平均で停止を含むものである。

※資料「茨城県の生活保護」による。

資料6-1①



資料6-2①



資料6-2 心配ごと相談所相談件数の推移

(単位: 件)

福祉圏域	内 訳		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域								
東海村	相 談 件 数		191	210	253	200	169	163
	電 話 相 談		51	42	44	35	32	39
	一 般 相 談		65	80	74	63	28	22
	人 権 ・ 行 政 相 談		19	32	48	30	15	2
	弁 護 士 相 談		56	56	46	47	56	55
		行政書士相談			41	25	38	45

※東海村社会福祉協議会調べによる。

※H23年より行政書士相談を開設。

資料6-3 児童虐待相談件数の推移

(単位: 件)

福祉圏域		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域							
東海村		20	38	24	30	39	48
参考	茨城県	718	928	876	864	1,255	1,258
	全国	44,210	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931

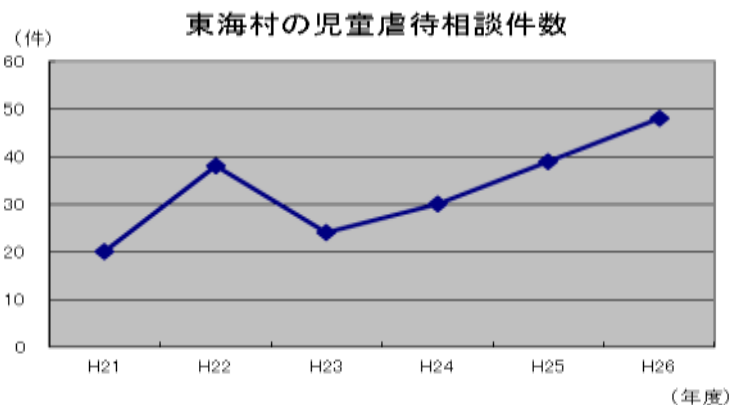
※東海村福祉部子育て支援課調べによる。

※県分速報値

※県・国分速報値

※各年4月1日現在。

資料6-3①



資料6-4 DV（家庭内暴力）に関する相談件数の推移

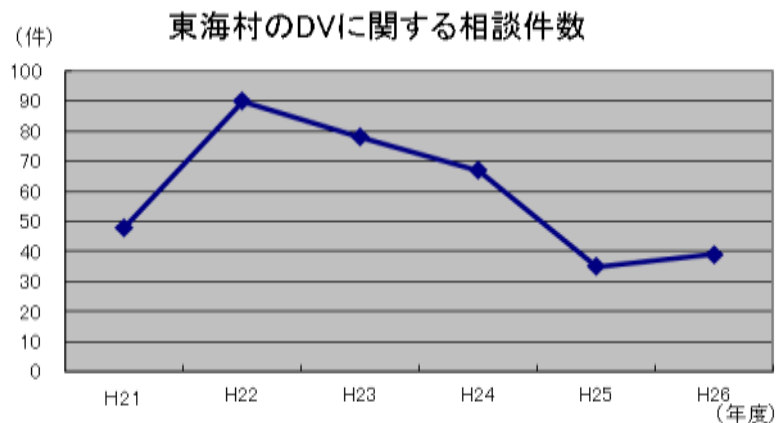
(単位: 人)

福祉圏域		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4圏域							
東海村		48	90	78	67	35	39
参考	茨城県	1,346	1,380	1,153	1,009	1,181	1,089
	全国	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963

※東海村村民生活部住民課村民相談室調べによる。

※東海村では平成19年度から事業開始。

資料6-4①



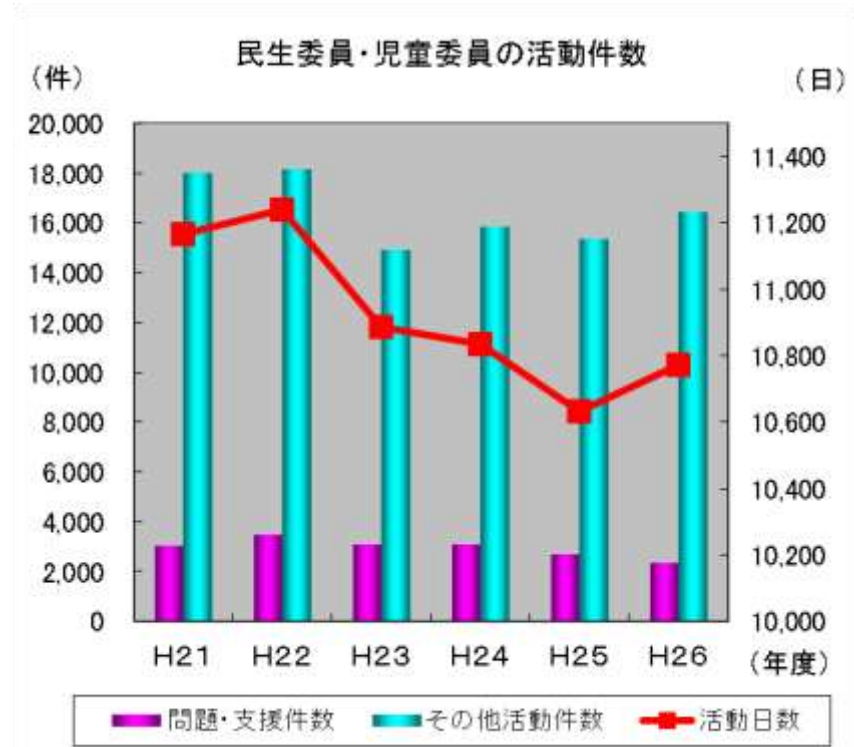
資料6-5 民生委員・児童委員活動件数の推移

(単位:件,日)

福祉圏域 第4圏域			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
東海村	相談・支援件数	(内容別)	在宅福祉	752	588	568	482	747	489
			介護福祉	126	157	118	122	82	51
			健康・保健医療	232	237	223	218	188	154
			子育て母子相談	96	116	128	107	74	25
			子どもの地域生活	227	228	243	172	152	107
			子どもの教育・学校生活	202	193	165	189	124	78
			生活費	164	158	151	117	136	91
			年金・保険	49	59	61	45	25	4
			仕事	43	39	66	38	22	5
			家族関係	121	102	101	85	55	73
			住居	53	69	84	38	30	15
			生活環境	154	189	178	149	101	77
			日常的な支援	381	707	557	662	582	480
			その他	441	621	449	669	369	690
			計	3,041	3,463	3,092	3,093	2,687	2,339
	(分野別)	高齢者に関すること	1,799	2,293	2,036	2,065	1,756	1,711	
		障がい者に関すること	219	182	151	150	150	109	
		子どもに関すること	569	514	596	486	379	212	
		その他	454	474	309	392	402	307	
		計	3,041	3,463	3,092	3,093	2,687	2,339	
	その他活動件数	調査・実態把握	7,919	8,159	5,352	7,178	6,528	7,157	
		行事・事業・会議への参加協力	3,881	3,626	3,463	2,865	2,802	2,987	
		地域福祉活動・自主活動	3,992	3,938	3,967	3,673	3,782	3,995	
		民児協運営・研修	1,922	2,112	1,915	1,955	2,123	2,118	
		証明事務	241	265	169	142	110	129	
		要保護児童の発見の通告・仲介	65	50	23	31	25	50	
		計	18,020	18,150	14,889	15,844	15,370	16,436	
	訪問日数	訪問・連絡活動	8,730	8,337	8,382	10,499	10,611	7,864	
		その他	7,341	7,499	6,663	6,519	6,375	8,551	
		計	16,071	15,836	15,045	17,018	16,986	16,415	
	連絡調整回数	委員相互	3,472	3,867	3,668	3,688	3,974	4,459	
		その他の関係機関	3,131	3,012	3,082	2,976	3,170	4,062	
		計	6,603	6,879	6,750	6,664	7,144	8,521	
	活動日数(日)			11,168	11,239	10,886	10,834	10,634	10,792

※東海村福祉部福祉保険課調べによる。

資料6-5①



資料6-6 デマンドタクシー利用者数の推移（年代別集計）

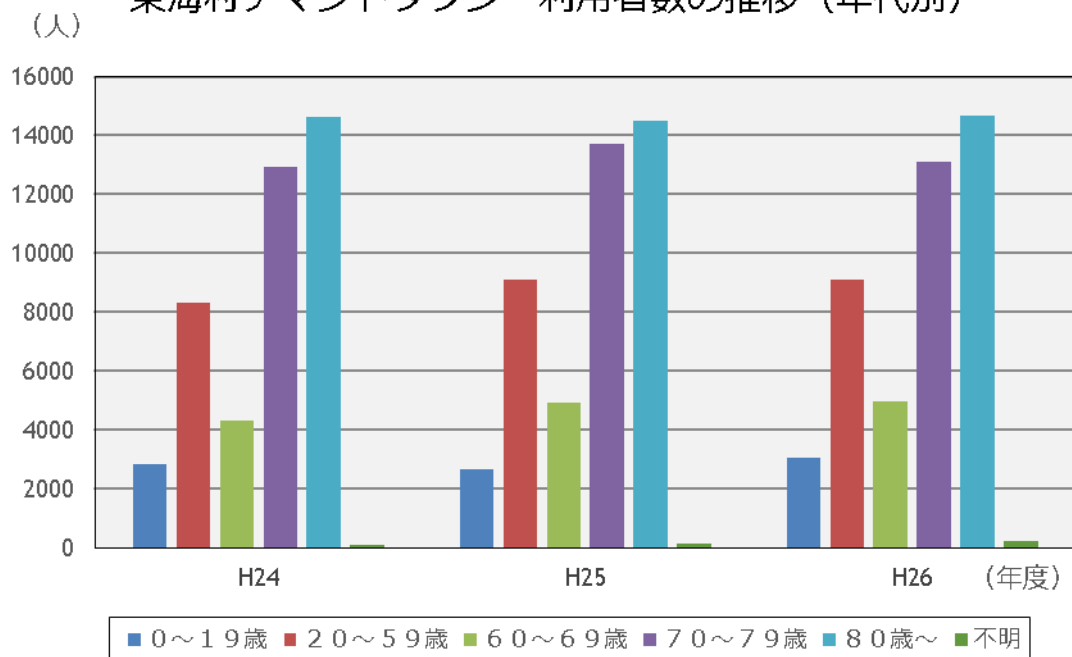
（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用者数		43,101	45,060	45,128
年代別	0 ～ 19歳	2,821 (6.5%)	2,662 (5.9%)	3,037 (6.7%)
	20 ～ 59歳	8,309 (19.3%)	9,106 (20.2%)	9,092 (20.1%)
	60 ～ 69歳	4,333 (10.1%)	4,916 (10.9%)	4,985 (11.0%)
	70 ～ 79歳	12,945 (30.0%)	13,727 (30.5%)	13,114 (29.1%)
	80歳 ～	14,618 (33.9%)	14,515 (32.2%)	14,664 (32.5%)
	不 明	75 (0.2%)	134 (0.3%)	236 (0.5%)

※東海村村長公室まちづくり推進課調べによる。

資料6-6①

東海村デマンドタクシー利用者数の推移（年代別）



資料7 社会資源に関する統計

資料7 社会資源（施設数）に関する統計

(単位: 箇所)

福祉圏域		子どもに関する社会資源										高齢者に関する社会資源													
第3 圏域	第2圏域	公立 保育所	私立 保育所	公立認定こども 園	認可外 保育施設	公立幼稚園	私立幼稚園	(一般型) 地域子育て支援センタ―	公立放課後児童クラブ	私立放課後児童クラブ	地域包括支援センタ―	事業所数 在宅系サ―ビス						事業所数 施設・居住系サ―ビス							
												居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	通所リハビリ	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設 (グループホーム)	介護老人保健施設 (特別養護老人ホーム)	介護療養型医療施設	経費老人ホーム (ケアハウス)	(有料老人ホーム) 特定施設	
東海 中学区	石神	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	白方	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	2	2	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0
	真崎	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0
	計	1	0	0	2	2	0	1	3	2	0	3	4	2	0	1	0	9	0	2	1	0	1	0	0
南中 学区	村松	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0
	中丸	0	3	0	0	1	1	4	1	1	1	9	1	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
	舟石川・船場	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	9	5	2	0	1	1	5	1	5	1	2	1	0	1
	計	1	4	1	0	2	1	6	3	1	1	19	7	3	0	1	1	9	1	7	1	3	1	0	1
東海村	合計	2	4	1	2	4	1	7	6	3	1	22	11	5	0	2	1	18	1	9	2	3	1	1	1

福祉圏域		障がい者に関する社会資源															暮らしに関する社会資源				
第3 圏域	第2圏域	居宅介護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	自立訓練	施設入所支援	共同生活援助	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	計画相談支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	日中一時支援	地域活動支援センターⅢ型	自治集会所	コミュニティセンター	公園	主な医療機関	主な歯科医院
東海 中学区	石神	0	0	2	2	0	2	2	0	1	1	1	0	0	2	0	5	1	6	2	1
	白方	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	1	1	0	7	1	22	1	2
	真崎	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	9	1	2
	計	2	2	3	2	1	2	5	0	1	1	2	2	1	3	0	14	3	34	4	5
南中 学区	村松	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	1	9	1	0
	中丸	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	2	6	1	19	1	4
	舟石川・船場	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	1	1	3	1	14	5	5
	計	0	2	0	1	0	0	0	2	0	3	5	0	0	3	3	12	3	42	7	9
東海村	合計	2	4	3	3	1	2	5	2	1	4	7	2	1	6	3	26	6	76	11	14

※東海村福祉部福祉保険課・介護福祉課・子育て支援課、東海村村民生活部自治推進課、東海村建設農政都市整備課調べによる。

資料8 東海村で展開されている様々な地域福祉活動

ここでは、村内で行われている地域福祉活動について、団体・組織ごとにご紹介します。

(1) 社会福祉協議会（村社協）

社会福祉協議会は、フォーマルな組織に分類されますが、独自事業の実施に加え、インフォーマルな活動をサポートすることで地域福祉を推進する中核的な組織です。

村社協は、住民、民生委員、当事者組織（生活課題を持つ本人やその家族の組織）、行政などが、住民の生活圏である「地域」という場を基盤として、様々な生活課題の解決や、ともに支え合い、分かち合って暮らすことのできる地域社会の創造に向け、「協働」して地域福祉活動を推進していけるよう、コーディネーターとしての役割を果たします。

これまで、村社協が特に力を入れてきたことの 하나가、地区社協（次項目参照）の活動を、「地域福祉活動を展開する上でのパートナー」として強力に支援することです。

地区社協は、地域で暮らすひとり暮らし高齢者、虚弱高齢者、障がいのある人、子育て中の親など、幅広い生活課題を抱えた人たちが、孤立することなく安心して生活できるよう支援していくことを目的に、平成19年度に設立されました。現在、保健・福祉の専門機関や関係機関などと連携を図りながら、見守り活動やふれあい交流活動などの小地域福祉活動（※²⁷）を行っていますが、村社協がその活動を支援することは、とりもなおさず、地域の福祉力を向上させ、住民の皆さんの「その人らしい生活」を守ることにほかなりません。

少し難しい話になりますが、村社協では、地域住民が福祉力をつけ、住民主体による地域福祉活動がさらに活性化するように、「コミュニティエンパワメント」という専門的な手法を用いて、小地域福祉活動を支援しています。

「エンパワメント」とは、「力をつけてもらう」「力を発揮してもらう」というような意味です。もともとは、高齢者や障がい者がホームヘルプサービスなどの福祉サービスを利用するときに、“一から十まで全てを手助けするのではなく、一人ひとりの残された能力や隠れた能力を引き出し、それを活用することで、自立に向けた支援を行うこと”を指しています。

この「エンパワメント」に「地域」を意味する「コミュニティ」という言葉を付けた「コミュニティエンパワメント」は、“住民主体による小地域福祉活動を展開する際に、住民一人ひとりの心の内に隠れている「ほうっておけない」「自分たちで何とかしなければ」という気持ちを引き出し、その気持ちを実際の行動に結びつけてもらうことで、地域の福祉力を向上させていこうというアプローチ”のことです。

²⁷ 小地域福祉活動…一般的に、住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる住民主体・住民参加による様々な福祉活動の総称をいう。見守りやサロン、住民同士の交流などを通して「地域」にある様々な福祉課題にみんなで取り組んでいこうという活動のこと。

村社協が、長年にわたってこのアプローチを続けてきたこと、そして、住民の皆さんがそれを理解してくれたことによって、地区社協という素晴らしい組織を設立することができたといっているでしょう。

なお、コミュニティエンパワメントの過程では、「地域住民と一緒に考える」というステップをととても大切にしています。具体的には、地区社協の組織化を経て、様々な活動が行われるようになった今日においても、地域の皆さんと文字どおりひざを交え、「どうすれば東海村の地域福祉活動がより活性化するのか」「地域で暮らす住民がより安心して暮らせるまちをつくるためには、どうすればよいのか」などについて、ともに悩み、ともに知恵を出し合ってきました。

ちなみに、地区社協が全ての地区で組織化されるまでに、村社協職員は、地域を走り回り、延べ207回に及ぶ会議や説明会などを行ってきました。この間の村社協や住民の皆さんの努力、苦労は、並大抵のものではなかったことでしょう。しかし一方で、話し合いを重ねながら新しいものを生み出す「楽しさ」や「やりがい」にも、非常に大きなものがあつたと思われれます。

現在、村社協では、地区社協が平成28年度に設立10周年の節目を迎えるにあたり、今後の地区社協活動をより良いものにしていくための模索を始めています。そのためにも、これまで自分たちが行ってきた支援について、評価・分析をしっかりと行っていくこととしています。



（２）地区社会福祉協議会（地区社協）

現在、地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や核族化の進展、生活様式の多様化による扶養意識の変化など、難しさを増しています。

このような背景の中で、高齢者や障がい者の介護・自立支援のみならず、育児支援の問題などが大きな社会問題としてクローズアップされてきました。また、矢継ぎ早に行われる法律や福祉制度の改正の中で、公的な福祉サービスによる対応の限界性なども見えてきました。すでに、住民が村社協事業に参加・参画するだけでなく、住民、村社協、行政がともに考え、知恵を出し合いながら協働して地域福祉活動を展開しなければならない時代に入っているのです。

そこで重要になるのは、住民の皆さんの力です。住民の皆さんが、自身の生活の場である「地域」を活動拠点とし、住民主体による「支え合い」の気持ちを大切にした小地域福祉活動の展開を図るとともに、福祉コミュニティづくりを進める必要があります。

村社協では、平成17年6月に「小学校区社会福祉協議会設置検討委員会」を村社協内に設置し、2年以上の歳月をかけて、東海村における小地域福祉活動のあり方や、小学校区社会福祉協議会（後に「地区社会福祉協議会」と

改称)の組織化について協議・検討を進めてきました。その結果、平成19年12月までに、6つある小学校区全てで、地区社協の組織化が完了したのです。

このような経過を経て設立された地区社協は、住民自身が自分たちの住んでいる地域における生活課題を自分たちの問題として捉え、問題解決に向けて様々な活動を推進していく自主的な組織で、設立から9年が経過した今では、福祉コミュニティの中心的な役割を担う存在となっています。

現在、地区社協では、約1,200人の「ふれあい協力員(※²⁸)」を中心に、地域の特徴を生かしながら、「見守りネットワーク事業」、「ふれあい・いきいきサロン」などの小地域福祉活動を展開しています。



▲地区社協活動の様子

地区社協のふれあい協力員はボランティアです。活動の原動力は、支援している高齢者や障がい者からの「ありがとう」という感謝の声であり、幸々に満ちあふれた笑顔にほかなりません。ふれあい協力員は、このような感謝の声や笑顔を励みに、活動にやりがいや喜びを感じながら、一步一步、着実に歩みを進めています。

(3) 民生委員・児童委員

住民の皆さんが福祉関係の様々な問題で困っているとき、「住民の立場に立ってあらゆる生活上の相談に応じる」のが民生委員・児童委員です。民生委員・児童委員は、昭和23年に制定された「民生委員法」という法律に基づき、厚生労働大臣から委嘱(いしょく)されるボランティア(身分的には非常勤特別職の地方公務員)で、「児童福祉法」という法律に定められた「児童委員」という役職も兼ねていることから、「民生委員・児童委員」と呼ばれます。任期は3年で、3年に一度、全国一斉に改選が行われます。ボランティアで

²⁸ ふれあい協力員・・・地区社協の活動に賛同し、ボランティアで活動に参加する人たち。地区社協活動の中核的な存在であり、日常的な声かけや見守り、その他各種事業を精力的に推進している。地域の中でお互いに支え合う共助の精神で、自分にできる範囲のことをできる範囲で手伝う、というのが基本姿勢となっている。平成27年9月現在、村には1,218人のふれあい協力員と70人のふれあい協力員リーダーがいる。

すが、その根拠が法律にあることや、厚生労働大臣から委嘱されていることから、「制度ボランティア」とか、「委嘱ボランティア」とも呼ばれます。

東海村では、65人（うち3人は児童の問題を専門に扱う主任児童委員）の民生委員・児童委員（以下「民生委員」）が担当区域を定め、援助を必要とする方々の生活状態の把握、相談・助言活動、情報の提供と援助のほか、行政や村社協など関係機関の行う業務への協力を行っています。

また、個人で活動する以外にも、「民生委員・児童委員協議会」を組織し、団体としても、定例会の開催、他の福祉団体との交流、各種研修会・勉強会の開催、広報紙の発行、行政への政策提言（「こういう制度をつくったらどうですか」といった要望など）を積極的に行っています。平成13年11月には、このような積極的な活動が高く評価され、厚生労働大臣表彰を受賞しました。

なお、民生委員は、担当地域において個別に相談や問題解決のための援助活動を行いつつ、行政との連携を密にし、公的な支援への橋渡し役ともなることから、小地域福祉活動を推進していく上で、なくてはならない存在として機能しています。特に本村の民生委員は、行政からの依頼によって、毎年、65歳以上（今後、70歳以上とする方向で検討中）の全ての高齢者宅を個別訪問し、心身の状況や家族の状況などに関する聴き取りを行う「高齢者状況調査」を通し、地域の実情をよく把握しています。今後、小地域福祉活動をより活発化させていくためには、このように地域の要支援者の動向を最もよく把握している民生委員との連携を、一層強化していく必要があります。



▲民生委員・児童委員の活動

課題としては、アパートの増加や個人の意識の変化、個人情報保護に対する誤解などにより、委員が活動しづらくなっているという現状があります。

序論でも述べたように、他人との交流を拒み意識的に玄関に表札を出さない人には、「届けたい情報を届けられない」といった問題や、援助が必要な状態であるにも関わらず、「ほうっておいてくれ」などと、自ら援助を拒否する人などには「支援の手を差し伸べられない」といった問題も出てきています。

このような人たちの増加に合わせるように、活動する上での疑問や悩み、それに不安を抱えた民生委員から、行政に対して寄せられる相談も増えてきています。全国的には、「民生委員のなり手がいない」という問題もクローズ

アップされていますが、背景には、このような「活動の難しさ」があるものと思われます。

今後、「わが国初のボランティア」といわれる民生委員・児童委員制度を守り、活動に「やりがい」や「誇り」を持ってもらうためには、活動内容のPRや、研修の強化、委員の心理面でのケアなど、行政や村社協による様々なバックアップやフォローアップが必要になります。

(4) 単位自治会・地区自治会

自治会や、自治会を構成する最小単位である「班」は、地縁によって構成される「地縁団体」で、自治会や班は、私たちが生活していく上での最も基礎的な単位といってよいものです。実際に、赤い羽根共同募金・日本赤十字社の社資（社費と寄付金を合わせて「社資」と呼びます）・村社協会費などの募集、村社協や行政の文書の回覧、民生委員の推薦などは、自治会に依頼してきた現状があります。

東海村の場合、自治会は「単位自治会」と「地区自治会」に区分されますが、その概要や考え方は、次のとおりです。

●単位自治会

原則として一定の地域内において、そこに暮らしているすべての住民と、事務所を会員とすることを目指した住民自治組織で、平成27年10月1日現在の単位自治会数は30です。

自治会内の住民の親睦・交流を目的とした事業、清掃活動などのほか、地域内に生じる様々な生活課題の解決に向けた事業の企画・立案・実施を行うなど、地域を代表しつつ、地域の共同管理に当たります。ちなみに、30の単位自治会は、484の「班」から構成されています。

●地区自治会

30ある単位自治会の活動の中には、各単位自治会で行うよりも小学校区を単位として行う方が、より効率性・実効性が高いと考えられる事業があります。これらを行う自治組織として、小学校区単位に、6つの地区自治会が設立されています。

なお、小学校区単位とした理由は、①子ども会・PTA活動などは小学校区を単位として行われていること ②小学校区単位は、比較的住民の顔が覚えやすく、子どもでも高齢者でも参加できる範囲であるといわれていること ③本村の場合、様々な活動の拠点となるコミュニティセンターが、小学校区単位に設置されていることなどです。

自治会の課題としては、住民意識の多様化や、暮らし方の変化の中にあって、自治会や班に入らない・入る必要性を感じない人が、特に新たに東海村に転入してきた人や若い人たちを中心に増えていることが挙げられます。今後、住民に自治会の役割をいかに理解してもらうか、また、加入率をいかに高めていくかが、自治会や行政に与えられた大きな課題の一つとなっています。

しかし、前にも述べたように、自治会や班が、私たちが生活していくうえでの「最も基礎的な単位」であることを考えれば、自治会や班は、地域福祉を推進していく上で「とても頼りになる存在」であり、また、「頼りにしなければな

今後は、小地域福祉活動の推進にあたり、関係者がこれまで以上に自治会や班に働きかけ、「協働」して小地域福祉活動を展開していく必要があります。



(5) ボランティア

ボランティアの持つ性格として、一般的には、自発性、主体性、公共性、対等性、開拓性（フォーマルサービスが無い、あるいは少ない分野の活動を新たに行うこと）、無償性などがいわれています。

- 114 -

団体（活動者 4,828 人）と個人 1,988 人です。その活動範囲は、福祉分野（高齢者福祉、障がい児・者福祉、子育て・青少年福祉）、文化伝承、環境・自然保護、まちづくり、地域安全、学術・文化・芸術・スポーツなど、大変幅広いものです。

村では、住民が自主的に活動できる場所として、平成 25 年度に「村民活動センター」をオープンしました。そこでは、ボランティア団体等が自分たちの活動のために印刷機、コピー機、活動室を利用できるよう、整備しています。

また、総合福祉センター「絆」内の村社協の事務室内には、「東海村ボランティア市民活動センター『えがお』」があり、ボランティア市民活動に関する次の事業を行っています。

●相談、登録、紹介

ボランティア市民活動に関する各種相談を受け、ボランティア市民活動に意欲のある個人・団体等の登録、紹介を行っています。

●連絡・調整

ボランティア市民活動の推進を図るため、福祉団体、施設や関係機関等とのネットワークを構築し、連絡・調整を行っています。

●情報収集・提供、啓発

ボランティア市民活動に関する幅広い情報を収集するとともに、ホームページ、マスコミの活用を通じて、ボランティア市民活動に関する情報を地域に届けています。また、講演会や研修会等を開催し、ボランティア市民活動についての理解を得て、活動がより広がることを目指し、普及啓発活動を行っています。

●福祉教育の推進

「小さい頃から福祉の目を」を合言葉に、村内全ての小・中学校を「福祉教育推進校」に指定し、次代を担う子どもたちに対する福祉教育の実践に力を入れるとともに、そのための支援、企画、協力者の調整などを行っています。

●各種講座の開催

新たな活動者の開拓を目的とした各種講座を開催することにより、市民活動を支える人材を育て、ボランティア市民活動団体の活性化を図っています。

●活動費の支援

ボランティア市民活動に必要な助成金の交付や各種民間団体等の助成金申請に対しての支援を行っています。



▲ボランティア団体の活動

以上の各種事業のほかに、「有償サービス」事業として、日常生活を送る上で不自由を感じている高齢者、障がい児・者、子育て家庭などを対象に、下記団体の協力会員が、低額有料で様々な支援を行っています。

①地域福祉支援ボランティア「はーとふる」(平成27年9月末現在 協力会員 37 人、利用会員 62 人)

支援が必要な方の自宅を訪問し、家事支援や食事づくりの支援などを行います。利用できる方は、ひとり暮らし等の65歳以上の高齢者または障がい者で、支援が必要な方です。また、村内高齢者施設での傾聴ボランティアなど、見守り活動にも取り組んでいます。

②保育サポート「すくすく」(平成27年9月末現在 協力会員 65 人、利用会員個人 559 人・団体 43 団体)

保育サービス講習会を修了した方、あるいは保育士・幼稚園教諭などの有資格者が、個人またはグループでの集団保育を行っています。利用できる方は、首の据わった生後3ヶ月ぐらいの乳児から、小学6年生までの児童です。ただし、体調の悪いお子さんは利用できません。

③移送サービスボランティア「はーとろーど」(平成27年9月末現在 協力会員 18 人、利用会員 102 人)

移送サービス運転者認定講習を修了した協力会員が、体の弱い高齢者や障がい者の外出支援のため、協力会員の自家用車を使用し、村内移送を行っています。また、村社協の福祉車両を使い、車イスやストレッチャーに乗ったままの移送も行っています。利用できる方は、公共交通機関の利用が困難な村内在住の要支援・要介護者または障がい者です。



▲移送サービスボランティア
「はーとろーど」による活動

（６）ＮＰＯ法人，一般社団法人

ＮＰＯ法人（正式には「特定非営利活動法人」という）及び一般社団法人は、会費，寄付金，ボランティアなどの資源を用いて，営利（お金を稼ぐこと）を目的とせず，例えば「公共の福祉の向上」といったように，それぞれの組織が目指す目標（ミッション）の実現のために活動する民間団体です。

特徴としては，①組織化されていること，②民間であること，③利益を分配しないこと，④自己統治・自己決定していること，⑤自発的であること，⑥非宗教的であること，⑦非政治的であることなどが挙げられます。

ＮＰＯ法人の基本となる法律は，平成１０年に成立した特定非営利活動促進法（通称：「ＮＰＯ法」）です。この法律が成立したことにより，ボランティア団体などの任意団体が，比較的簡単に法人格を取得できるようになりました。法律に全１７の活動分野が明示されていますが，このうち「保健・医療・福祉分野」で活動するＮＰＯ法人が，全国で最も多くなっています。

また一般社団法人は，平成１８年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」ができ，設立されるようになりました。

東海村では，平成２７年１０月現在，福祉関係のＮＰＯ法人が５つ，一般社団法人が１つ組織されています。各団体の活動内容は下記のとおりです。

【ＮＰＯ法人】

- ①高齢者に住み慣れた地域の中で自律した生活ができるよう介護・生活支援事業を行い，合わせて趣味・クラブ活動の場を提供する（１団体）
- ②知的障がい児・者に対する就労支援を通し，知的障がい児・者のＱＯＬ（生活の質）の向上を図る（１団体）
- ③身体・知的・精神障がい児・者に働く場，生活の場，生活を楽しむ場を提供する事業を通じ，地域の中で自立した日常生活・社会生活が営めるよう支援する（２団体）
- ④高齢者と障がい者，児童等に対し，相互の交流の場と機会を提供することで，生きがいをづくり，自立及び子育てを支援する（１団体）

【一般社団法人】

就労経験のある障がい者などに対し，就労の機会を提供するとともに，生

産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う（1団体）

NPO法人・一般社団法人とボランティアとの違いは、必ずしも明確ではないと言われています。ボランティア団体が、組織を強化することでより安定的な活動を目指そうと、法人格を取得する場合もみられます。

小さな東海村の中で、6つもの福祉関係NPO法人・一般社団法人が幅広い活動を展開していることは素晴らしいことです。また、その専門性を活かして、公的サービスに先がけて新たな福祉分野に対する事業展開も期待できます。今後は、これらの活動を、行政や村社協でも積極的かつ幅広くPRしていくことや、新規設立を考えている方々を支援していく必要もあります。



▲NPO法人楽楽茶の間
による介護予防活動



▲NPO法人まつぼっくり
による就労訓練

（7）その他の組織・団体など

その他、地域福祉の推進に関係がある団体として、高齢者クラブ、青少年育成東海村民会議、子ども会、女性の会、青年会、高校生会、消防団などが挙げられます。また、母子寡婦福祉会、身体障がい者福祉協議会、難病者の会、遺族会（戦没者の遺族により組織される会）など、同じ生活課題を持つ本人や家族の組織である「当事者団体」もあります。

また、民生委員と同じように、法律に基づいて国から委嘱される「制度ボランティア」「委嘱ボランティア」である人権擁護委員、保護司などもあります。

さらに、広い意味では、村内で活動している社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、商工会、観光協会、学校、企業など、あらゆる組織・団体が地域福祉に関わるものであり、社会資源（※²⁹）の一つとして、ともに地域福祉を進めていくことが期待される組織・団体であるということが出来ます。

²⁹ 社会資源…利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの。具体的には、人材、法律や制度、施設や機関など、援助を必要とする人々のニーズによって多様性がある。

○東海村地域福祉計画推進会議設置要綱

平成 15 年 3 月 17 日

告示第 9 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき策定された東海村地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を幅広い層の住民参画により円滑に推進するため、東海村地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項について調査し、検討する。

- (1) 福祉計画の進行管理に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し又は任命するものとする。

- (1) 村民代表（公募） 5 人以内
- (2) 学識経験者 2 人以内
- (3) ボランティア 5 人以内
- (4) 民生委員・児童委員 3 人以内
- (5) その他福祉関係者 5 人以内

(委員長及び副委員長)

第 4 条 推進会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(ワーキング委員会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキング委員会を置くことができる。

2 ワーキング委員会は、地域福祉委員会、高齢福祉・介護保険委員会、障害福祉委員会及び児童福祉委員会の4部会で構成する。

3 ワーキング委員会は、委員35人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命するものとする。

(1) 村民代表(公募) 8人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) ボランティア 5人以内

(4) 民生委員・児童委員 5人以内

(5) その他福祉関係者 5人以内

(6) 社会福祉協議会職員 5人以内

(7) 行政関係職員 5人以内

4 ワーキング委員会にワーキング委員長を、各部会に部会長を置く。

5 ワーキング委員長は、推進会議の委員長の指名した者をもって充て、部会長は、委員の互選によりこれを定める。

6 ワーキング委員会の会議は、必要に応じてワーキング委員長が招集し、議長となる。

7 各部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

8 ワーキング委員会は、必要あると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉保険課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第23号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第42号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

○東海村地域福祉計画推進会議委員名簿

■委員(◎は委員長, ○は副委員長)

(敬省略)

番号	分野	氏名	所属等
1	住民代表	叶井 実	地域福祉計画(第一次)策定委員
◎2	住民代表	富永 利秋	地域福祉計画(第一次)策定委員
3	ボランティア	小野寺 紀夫	ボランティア連絡協議会会長
4	民生委員・児童委員	河野 進	民生委員・児童委員協議会会長
◎5	民生委員・児童委員	井坂 幸子	民生委員・児童委員協議会副会長
6	民生委員・児童委員	野上 紀子	民生委員・児童委員, 主任児童委員
7	福祉関係者	今橋 絹枝	地区社会福祉協議会会長連絡会代表 (石神地区社会福祉協議会会長)
8	福祉関係者	松井 淳子	東海村子ども会育成会 石神学区副会長
9	福祉関係者	相巢 博之	社会福祉協議会 事務局長
10	福祉関係者	須藤 博美	社会福祉協議会地域福祉推進係 係長
11	福祉関係者	大内 智弘	社会福祉協議会企画総務係 職員

■アドバイザー

(敬称略)

1	アドバイザー	稲垣 美加子	淑徳大学教授(総合福祉学部社会福祉学科)
---	--------	--------	----------------------

地域福祉計画にかける思い・・・

東海村地域福祉計画推進会議 委員からのメッセージ



叶井 実委員

地域福祉計画に関わって10数年となりますが、福祉を取り巻く状況が年々厳しさを増す中で、今回は改めて地域福祉活動の指針となる計画づくりに携わりたいという思いで参加させていただきました。

地域福祉の推進力は、住民による「地域の福祉力」と福祉専門職や行政による「福祉の地域力」の合力で生まれると言われています。

今回の計画では、「福祉の地域力」向上の一環として“支え合いコーディネーター”の配置という施策が盛り込まれています。今後は、地域福祉活動に携わる者として、第3次地域福祉計画を指針とし、福祉専門職や行政と協働しながら住民による「地域の福祉力」の向上に取り組んでいければと考えています。



小野寺 紀夫委員

<駕^か竈^ごに乗る人担^{かつ}ぐ人、そのまた草鞋^{わらじ}をつくる人>組織を構成する人それぞれが自分の果たすべきことを果たすことにより、強靱な組織が生まれることを表現

しており、行政区や地域の組織もそれに違いはありません。福祉課題も然り、行政と住民が互いに果たすべきことを果たすことにより事業は生きてきます。

本計画は、その人らしい暮らしを全うするための、いわば「幸せ探し」の道しるべです。少子高齢社会の中での「幸せづくり」は、住民同士の助け合いが大切です。福祉課題は自らの課題と捉え、自分ができることをすることこそ課題解決の第1歩であることを皆で認識しましょう。



富永 利秋
委員長

この度、村の地域福祉の基本的な指針となる第3次東海村地域福祉計画の策定をしました。策定過程では、各委員のキャリアと福祉に対する熱い想いを活かした議論が展開されました。基本理念の実

現には、村民一人ひとりが地域福祉の担い手として、身近なニーズ・地域課題を自分自身のこととしてとらえ、お互いに支え合うことで「福祉コミュニティ」ができあがります。村民誰もが住み慣れた地域で自立して健康に暮らしたいという願いを抱いており、その実現の鍵は「地域福祉」という言葉に秘められています。行政と地域住民が相互に連携・協働を図っていくことで、大きな力が生み出され（パートナーシップ・ゴール）、私たちは安心して楽しく生活するまちをつくることのできるはずです。



河野 進委員

少子高齢化が急速に進む現在、誰もが住み慣れた地域で助け合い精神のもと、気軽に支え合い自分らしく生活のできるまちづくりが地域福祉の原点であり、それを実践していくことが、私

達住民の役割ではと考えています。

特に、若い人達が安心して子どもを産み育てていける環境づくりや、高齢者の孤立防止のための見守り、民生委員、地区社協、地域住民の方々と行政、村社協が地域の情報を共有し、協働でその地域に合った活動をつくっていくこと、生活困窮世帯の早期発見と対応、子どもが気軽に立ち寄り、学習だけでなく困りごとを相談出来るような居場所づくりなどは、貧困の連鎖を防ぐうえで、この地域福祉計画の中でも重要課題と考え、早期実施が急務と思っています。



井坂 幸子
副委員長

民生委員・児童委員になって、はや十年の月日が流れました。その間、住民の方々の見守りや相談支援活動を通して、住民の心の声に耳を傾けながら一緒に歩

んでまいりました。その結果、活動への「大きな力」と「喜び」を与えていただきました。

地域住民の立場から、本年度より地域福祉計画策定に関わり、地域の絆や支え合いの重要性を学びました。さまざまな課題を抱えている日本の未来、今こそ、地域住民の新たな繋がりをつくり、それを根づかせていくこと、いわば地域力の向上を図っていくことが望まれます。皆さまの地域福祉活動への参加を期待しています。



野上 紀子委員

四年前の、あの大きな震災を思い出します。今でも地震があると、はっとします。あのとき、私たちは、どのように行動したのでしょうか。ふと気が

ついたときには、自治会長を中心に、みんなが集まれるコミュニティセンターに集合していました。だれが呼びかけたわけでもないのに、集まっていたのです。その中で、初めは自分のことを考えたのですが、徐々に「人はみな一人ではない」と感じていきました。

大きな支えは、家族です。自立しながら仲間をつくり、人と人がつながり、住民・行政・関係団体など、みんなが力を合わせ、住んで良かったと思える東海村をつくりあげてを願っています。



今橋 絹枝委員

東海村に住んで早や40年、これまで子育てとPTA活動、ボランティア活動、そして趣味のサークル等々多くの人達と関わってたくさんの笑顔に出逢ってまいりました。

ここ数年は、天災や人災、そして目まぐるしく変化している社会情勢に、福祉の重要性や人と人との関わりの大切さをとても強く感じるようになりました。

現在、地域での福祉活動を中心に行っている中で、この計画の策定委員の一員として声を届けていけることは、私にとってこの上ない、有意義な機会と思っております。東海村の住民の方々が「住んでよかった」と思える福祉のあり方を目指したいと考えております。



松井 淳子委員

「第3次東海村地域福祉計画」 堅苦しくて難しそう・・・と思われる方も少なくないと思います。実際私もそう思っていました。でもこの会議に参加して、その根本は「みんなで

助け合って暮らす」というシンプルなものなのだと感じました。そして社会福祉においての問題が多様化・深刻化していること、またそれに対応するためにより多くの人々が地域福祉に関心を持ち参加していくことが重要であることや、これらの問題に熱意をもって取り組んでくださっている方がたくさんいることを知ることができました。私も子育て世代として、子供たちが少しでも地域とのつながりや福祉に関心を持てるよう関わっていきたいと思います。本書にはたくさんの熱意や優しさが詰まっています。伝えたいことは決して難しいものではありません。ぜひ一人でも多くの人に読んでいただいて「みんなが幸せに暮らせる東海村」になるよう助け合いの輪が広がっていくことを願っています。



相楽 博之委員

誰もが住み慣れた地域で、みんなで支え合いながら生活を送ることは、みんなの願いであります。地域のつながりが薄れてきている中で、最近では地域の方々も地域のふれあい活動などを行い、地域のつながりを深めるため様々な支え合い活動を進めていると思います。しかし、それもまだ一部の方々が地道に活動を行っているのが現状かと思えます。これからは、私たちも地域の方々と一緒にこれからの地域づくりを共に考え共に汗を流し、住み慣れた地域で、みんなが安心・安全に、そして楽しく生活ができる地域をつくっていくのが我々の使命だと思います。微力ではありますが、豊かな東海村の地域づくりを共に進めていきたいと思っています。



須藤 博美委員

少子高齢化の進行する中、貧困家庭（子どもの6人に1人が貧困）や認知症・虐待などの問題が顕在化しています。このような問題を踏まえ、さまざまな意見を出し合い、子どもから高齢者・障がいの有無に関わらず、誰もが安心・安全に暮らすための“道しるべ”となる第3次地域福祉計画ができあがりました。

行政や我々社協は、住民の皆さまと手と手を携え、お互いの役割を明確にし、共通理解を図りながら本計画を遂行しなければなりません。

そして、未来を担う子どもたちが、ずっと住み続けたいと思うような、えがお溢れる東海村にしていきたいと思っています。



大内 智弘委員

現在私は、村社協が策定する「地域福祉活動計画」の事務局を担当していますが、今回「地域福祉計画」策定の委員会に参加させていただき、行政として、法令に基づいた施策展開を計画立てることの立ち位置や、そこに委員からの意見を反映し、計画を共に作り上げていく進め方など、多くの学びや気づきを得ることができました。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は車の両輪にも例えられる、相互に関連性を持った計画でもあります。計画はでき上がってからがスタートです。今後とも住民福祉向上のための姿勢や連携する事業について情報を共有しながら、運用面でも学びを得ていきたいと思っています。

参考文献等

- 社会福祉法人全国社会福祉協議会（2009）『地域福祉学習双書第8巻 地域福祉論 地域福祉の理論と方法』
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会（2008）『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告 地域における「新たな支え合い」を求めて ―住民と行政の協働による新しい福祉―』
- 厚生労働省ホームページ
- 政府広報オンライン

第3次東海村地域福祉計画

発 行 東海村福祉部福祉保険課地域福祉推進担当
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
電話 029-282-1711（代）
<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp>

発行日 平成28年3月
